

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 9月30日

【中間会計期間】 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年 6月30日

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ  
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者  
ラルス・マシュニル  
(Lars Machenil, Chief Financial Officer)  
投資家向け広報および財務情報の責任者  
ステファン・ドウ・マルニャック  
(Stéphane de Marnhac, Head of Investor Relations  
and Financial Information)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市 9区 イタリア通り16番地  
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2番 7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1182

【事務連絡者氏名】 弁護士 船 越 輝  
同 金 子 涼 一  
同 加 藤 孝 英

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2番 7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1197  
03-6888-4773  
03-6888-1139

【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店  
東京都千代田区丸の内一丁目 9番 1号  
グラントウキョウ ノースタワー

## 第一部 【企業情報】

- (注) 1 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。
- |                             |                               |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 「当社」、「当行」、「提出会社」または「BNPパリバ」 | ビー・エヌ・ピー・パリバ                  |
| 「BNP」                       | (パリバと合併以前の)バンク・ナショナル・ド・パリ     |
| 「当社グループ」または「BNPパリバ・グループ」    | BNPパリバ(または場合によりBNP)およびその連結子会社 |
| 「当社株式」                      | BNPパリバの1株の額面金額2ユーロの普通株式       |
| 「フランス」                      | フランス共和国                       |
- 2 別段の記載がある場合を除き、「ユーロ」はユーロ圏の法定通貨を指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ=138.02円(平成26年8月22日現在の東京外国為替市場の対顧客電信直物売買相場の仲値)により計算されている。
- 3 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

### 第1 【本国における法制等の概要】

#### 1 【会社制度等の概要】

当該半期中において、重要な変更はなかった。

#### 2 【外国為替管理制度】

当該半期中において、重要な変更はなかった。

#### 3 【課税上の取扱い】

当該半期中において、重要な変更はなかった。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(単位：百万ユーロ)

活動	2014年 6月30日	2013年 12月31日	2013年 6月30日	2012年 12月31日	2012年 6月30日
資産合計	1,906,625	1,810,522	1,858,495	1,907,200	1,969,943
顧客預金	572,863	553,497	540,894	539,513	535,359
顧客貸出金および債権	623,703	612,455	608,246	630,520	657,441
株主資本合計(注1)	84,600	87,433	86,005	85,444	81,721
ティア1およびティア2資本比率	12.1%	14.3%	15.2%	15.5%	14.7%
ティア1資本比率	11.3%	12.8%	13.6%	13.6%	12.7%

(注1) 利益処分前。

(単位：百万ユーロ)

利益	2014年度 上半期	2013年	2013年度 上半期	2012年	2012年度 上半期
営業収益	19,481	38,409	19,133	39,072	19,984
営業総利益	6,582	12,441	6,746	12,529	6,804
営業利益	(1,307)	7,842	4,875	8,588	5,006
税引前当期純利益	(1,053)	8,239	5,267	10,379	6,927
純利益(当社グループ)	(2,649)	4,818	3,350	6,564	4,719

## 2 【事業の内容】

本書に記載される事項のほか、BNPパリバ・グループの事業内容に重要な変更はなかった。

## 3 【関係会社の状況】

### (1) 親会社

該当事項なし。

### (2) 子会社その他の関係会社

連結中間財務書類の注6.b、注6.cおよび注6.dを参照のこと。

4 【従業員の状況】

BNPパリバ・グループ（全部連結会社および比例連結会社）の従業員数の内訳（未監査）は以下のとおりである。

	2014年6月30日
フランス国内リテール・バンキング事業	30,440
BNLバンカ・コメルシアーレ	13,700
海外リテール・バンキング	39,790
ルクセンブルクを含むその他の国内市場部門	14,690
パーソナル・ファイナンス	15,560
ベルギー国内リテール・バンキング	14,490
インベストメント・ソリューションズ事業	26,580
コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業	20,130
運営およびその他	7,900
当社グループ合計	183,280

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### 一時項目が重大な影響を及ぼすも、かかる特別項目を除けば純利益は3.5十億ユーロの好業績を達成

2014年度第2四半期の連結決算には、特定のドル資金決済に関わる協議の末、米司法当局と当社グループの間で至った全面的な和解（注1）による影響を含んでいる。和解内容には、罰金として総額8.97十億米ドル（6.6十億ユーロ）をBNPパリバが支払うことなどが含まれている。既に設定されている引当金を踏まえ、当社グループは2014年度第2四半期に総額5,950百万ユーロに上る一時費用を計上した。その内訳は、5,750百万ユーロが罰金に関わるもので、残部の200百万ユーロは、全面的な和解とともに発表された是正計画に関わる将来の費用に備えるものである。

これらの特別項目を除くと、当社グループの当上半期の業績は好調であった。

当社グループの営業収益は19,481百万ユーロとなり、2013年度上半期と比べて1.4%の減収であった。当上半期の営業収益には、純額で116百万ユーロ減となる3つの特別項目が含まれていた。その内訳は、2014年度第1四半期における投資有価証券の売却による特別利益が301百万ユーロ、2014年度第2四半期におけるフィクスト・インカム部門において導入された調達評価調整（FVA：Funding Valuation Adjustment）による影響が166百万ユーロ減、また、自己負債の再評価に関わる修正額（OCA：Own Credit Adjustment）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（DVA：Debt Value Adjustment）が合計で251百万ユーロ減であった。なお、前年同期には、収益の一時項目として合計299百万ユーロが計上されていた。以上の特別項目を排除し、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、営業収益は前年同期比2.7%の増収であった。

事業部門合計の営業収益は、2013年度上半期と比べて1.9%（注2）増加した。これを部門別にみると、リテール・バンキング事業では安定的に推移し（注3）、インベストメント・ソリューションズ事業（3.9%増（注3））およびコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）（4.8%増（注2））では順調な伸びを示した。

営業費用は12,899百万ユーロに上り、前年同期比1.4%増加した。当上半期の営業費用には、「シンプル・アンド・エフィシエント（Simple & Efficient）」計画に関わる一過性の変革費用340百万ユーロが含まれている（2013年度上半期は229百万ユーロ）。かかる変革費用を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、営業費用は前年同期比2.3%増加した。

事業部門合計の営業費用は、前年同期比2.8%（注3）増加した。これは事業の成長に釣り合うものであり、とりわけインベストメント・ソリューションズ事業およびコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業の伸びを反映しており、またシンプル・アンド・エフィシエント計画の影響も含んでいる。事業部門別では、リテール・バンキング事業で1.0%（注3）の増加、インベストメント・ソリューションズ事業で3.0%（注3）の増加、そしてコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業で7.1%（注3）の増加となった。

営業総利益は前年同期比6.5%減少し、6,582百万ユーロとなった。特別項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、当社グループの営業総利益は3.4%増加し、また事業部門合計では0.3%の増加となった。

当社グループのリスク費用は当上半期に前年同期比0.8%減少し、1,939百万ユーロとなった（融資残高の61ベース・ポイントに相当）。なおリスク費用は2013年の年初以来、全体的に安定傾向にあり、当社グループの確かなリスク管理能力を反映している。

米司法当局との全面的な和解の影響を受けて、税引前損失は1,053百万ユーロとなった（対して、2013年度上半期は税引前利益5,358百万ユーロを計上）。特別項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、税引前利益は前年同期比6.0%の増益であった（事業部門合計では1.0%（注2）の増益）。

以上から、株主帰属純損失は2,649百万ユーロとなった（対して、2013年度上半期は株主帰属純利益3,350百万ユーロを計上）。一時項目による影響を除くと、株主帰属純利益は3,535百万ユーロに上り、前年同期比12.3%の増益であった。

米司法当局との全面的な和解に関わる費用の最終的な影響を除くと、自己資本利益率（注4）は年率換算後で8.2%となった。また、2014年度第2四半期の1株当たり純利益は2.51ユーロとなった。

BNPパリバ・グループは盤石なバランスシートを有している。当社グループの自己資本は2014年度-2016年度事業開発計画の目標に沿った水準にあり、バーゼル3基準全面適用によるエクイティ・ティア1比率（注5）は10.0%を確保し、また、バーゼル3基準全面適用のレバレッジ比率（注5）は3.5%（注6）に達している。さらに、当社グループの即時利用可能な余剰資金は2014年6月末現在で244十億ユーロに上っており（対して、2013年12月末現在は247十億ユーロ）、これは短期資金調達との関係で1年以上の余裕資金があることを意味する。

BNPパリバ・グループは現在、内部統制システムの大幅な変更に取り組んでいる。

リスク管理部門および一般検査部門に合わせ、法令遵守部門および法務部門を当社グループ直下に統合し、監視・統制機能の独立性および個別の財源を確保する。

また、最高経営責任者（CEO）の下、監視活動と統制活動の結束と協調を任務とする監視統制委員会（Group Supervisory and Control Committee）が設置される。加えて、要注意セクターや国を特定し監視するとともに当社グループの職務規範に関する行動を監視する行動規範委員会（Group Conduct Committee）も設置される。

さらに、コンプライアンスおよび監視活動のための資源および手続きも強化される。これらの対策は全て、米司法当局との全面的な和解に関する発表時点で明らかにされた是正計画に追加するかたちで実施される。

（注1） 2014年6月30日に発表。2014年度中間連結財務諸表の脚注3.gを参照。

（注2） 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、また特別項目を除く。

（注3） 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

（注4） OCA/DVAIによる影響は年率換算せず、また、米司法当局との全面的な和解に関わる費用の影響を排除するために純利益を修正して算定。

（注5） 経過措置なしで全ての資本要求指令4（CRD4）を考慮し算定した比率。

（注6） 今後ティア1資本として算入不能になる項目を、算入可能な項目に置き換えて算定。

## リテール・バンキング事業

### 国内市場部門

国内市場部門は全般的に好業績を収めた。預金残高は2013年度上半期と比べて4.3%増加したが、なかでもフランス、ベルギーおよびドイツのコータル・コンソースが好調な伸びを示した。融資残高は、借入需要が低迷し0.9%減少した。国内市場部門の販売およびマーケティング活動は、以下の分野での商業的成功に反映されている。すなわち、キャッシュ・マネジメントでは、欧州の単一のユーロ決済圏（SEPA）スタンダードへの移行を受けて商機を捉え、また、進行中のデジタルイノベーションでは、とりわけ「ハロー・バンク！（Hello bank!）」、「イー・ウォレット（e-Wallets）」およびモバイル決済ソリューションの開発で成功を収めた。

営業収益（注1）は7,836百万ユーロに上り、2013年度上半期と比べて1.2%の増収であったが、これにはオフバランス貯蓄商品、プライベート・バンキング部門およびアルバルの好業績が貢献した。営業費用（注1）は4,870百万ユーロとなり、前年同期比0.1%減と若干減少した。これを受けて国内市場部門で1.3ポイントのジョーズ効果が生み出され、引き続き業務効率が改善した。

当上半期の営業総利益（注1）は2,966百万ユーロに上り、前年同期比3.6%増加した。

以上から、イタリアにおけるリスク費用の上昇を考慮し、またプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を、国内市場部門からインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、税引前利益（注2）は1,762百万ユーロとなり、2013年度上半期と比べて8.0%の減益であった。

（注1） フランス（PEL/CELの影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの100%を含む。

（注2） PEL/CELの影響を除く。

### フランス国内リテール・バンキング事業（FRB）

フランス国内リテール・バンキング事業（FRB）による事業活動の成果は、預金の好調な伸びに反映され、とりわけ当座預金が牽引し、預金残高は2013年度上半期から5.2%の伸びを果たした。一方、融資残高は、借入需要が引き続き低迷したため、前年同期から1.5%減少した。フランス国内リテール・バンキング事業の2014年度第2四半期中の販売およびマーケティング活動は、「顧客優遇2016年（*Préférence Client 2016*）」計画の導入に表れている。同計画では新たな顧客リレーションモデルを展開するが、これには10項目から成るサービスコミットメント、強化された助言サービス提供能力、新たな支店フォーマットなどが含まれている。プライベート・バンキング部門は、運用資産残高が81十億ユーロ近くに上り（前年同期比8.4%の増加）、好業績を収めるとともに、フランス国内市場で他社の追従を許さない第1位の地位を確立した。法人顧客セグメントでは、ファクタリング業務の好調により債権残高は10.6%の伸びを示し、また、キャッシュ・マネジメント業務でフランス国内リテール・バンキング事業の市場シェアが拡大した。

営業収益（注1）は3,416百万ユーロとなり、2013年度上半期から横ばいであった。純利息収入は、当座預金の伸びにより1.5%増加した。一方、手数料収入は、フランス銀行法の下、特定の処理に関わる手数料に上限が課されたことが特に影響し、2.1%減少した。

業務効率が引き続き改善したおかげで、営業費用（注1）が2013年度上半期と比べて0.8%減少したことを受けて、営業総利益（注1）は1,252百万ユーロとなり、前年同期比1.5%増加した。コスト/インカム率（注1）は63.3%へと改善した。



リスク費用（注1）は特に1件の特定の融資の影響で、2013年度上半期から44百万ユーロ増加したが、依然として低水準に抑えられた（融資残高の29ベース・ポイント相当）。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、フランス国内リテール・バンキング事業の税引前利益（注2）は971百万ユーロとなり、前年同期比3.2%の減益であった。

（注1） PEL/CELの影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む。

（注2） PEL/CELの影響を除く。

### **BNLバンカ・コメルシアーレ（BNL bc）**

BNLバンカ・コメルシアーレ（BNL bc）の預金残高は、2013年度上半期と比べて5.4%減少した。その主要因として、法人顧客セグメントの最もコスト高な預金が集中的に減少したことがある。一方、融資残高は、個人向け貸出が堅調であったものの、法人顧客セグメントで引き続き借入需要が低迷したことから、前年同期比2.7%減少した。生命保険事業およびミュチュアルファンド事業では、高い資金流入があった。BNLバンカ・コメルシアーレの商品開発方針は、新たな決済およびクレジットカード商品の成功に反映され、2014年度上半期中のカード発行枚数は、ネットベースで前年同期の2倍になった。

営業収益（注1）は2013年度上半期と比べて若干の増収（0.1%増）を果たし、1,631百万ユーロとなった。純利息収入は、融資残高の減少によるマイナス影響を、預金の構造変化によるプラス効果が上回ったことから、1.2%増加した。手数料収入は、オフバランス貯蓄商品が好調であったものの、融資に関わる手数料の減少で、2.1%減少した。

営業費用（注1）は、コスト削減努力が奏功し、2013年度上半期と比べて0.9%減少し871百万ユーロとなったことから、1.0ポイントの正のジョーズ効果を生み出し、コスト/インカム率（注1）は53.4%へと改善した。

営業総利益（注1）は760百万ユーロとなり、前年同期比1.3%の増加であった。

リスク費用（注1）は、融資残高の185ベース・ポイント相当となり、2013年度上半期と比べて137百万ユーロ増加した。イタリアでの依然として厳しい経済環境がこれに影響していた。

したがって、BNLバンカ・コメルシアーレは、引き続きビジネスモデルを経済環境に適応させる努力をした。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNLバンカ・コメルシアーレの税引前利益は2013年度上半期と比べて88.6%の減益となった。

（注1） イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む。

## ベルギー国内リテール・バンキング (BRB)

ベルギー国内リテール・バンキング (BRB) は、活発な販売およびマーケティング活動を展開した。預金残高は2013年度上半期から5.7%増加したが、とりわけ当座預金および普通預金の高い伸びがこれに貢献した。融資残高は、当上半期に1.9%増加した。特に個人向け貸出が伸びたことに加え、中小企業 (SME) 向け融資が底堅く推移したことが寄与した。ベルギー国内リテール・バンキングはまた、デジタルバンキング業務の開発を継続した結果、iPhone、iPadおよびAndroid向けイージー・バンキングのアプリのダウンロード数が、2012年中盤の導入以来、800,000件近くに上った。

融資の伸びを受けて純利息収入が2.6% (注1) 増加したことに加え、好調なクレジット手数料により手数料収入が2.4% (注1) 増加したことで、営業収益 (注2) は、2013年度上半期と比べて2.5% (注1) 増加し、1,663百万ユーロとなった。

営業費用 (注2) は、システミックリスク税引き上げの影響にも関わらず、コスト抑制努力が奏功したことから、当上半期は0.3% (注1) の若干の増加に留まった。その結果、2.2ポイントの正のジョーズ効果が生み出され、コスト/インカム率 (注2) は当上半期に72.6%へと改善した。その結果、ベルギー国内リテール・バンキングの業務効率は「バンク・フォア・ザ・フューチャー (Bank for the Future)」計画に沿って引き続き改善し、営業総利益 (注2) は大幅増 (9.0% (注1)) となり、455百万ユーロに上った。

リスク費用 (注2) は、2013年度上半期からほぼ横ばいで、融資残高の15ベース・ポイント相当となる低い水準であった。したがって、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、ベルギー国内リテール・バンキングの税引前利益は357百万ユーロに上り、前年同期比7.2% (注1) の増益を果たした。これは2014年度上半期におけるベルギー国内リテール・バンキングの業績が極めて好調であったことを反映している。

ルクセンブルク国内リテール・バンキング：融資残高は、法人顧客セグメントでの減少により一部相殺されたものの、住宅ローンの高い伸びに支えられて、2013年度上半期と比べて1.2%増加した。預金残高は、キャッシュ・マネジメント業務の開発に伴い法人顧客セグメントで高い資金流入があったことから、0.8%増加した。

パーソナル・インベスターズ：運用資産残高は、2013年度上半期と比べて13.6%増加したが、これには運用パフォーマンス効果に加え、活発な販売およびマーケティング活動が貢献した。一方で、仲介業務は前年同期比9.1%の減少であった。預金残高は、新規顧客の順調な増加とドイツにおけるハロー・バンク！の好調な展開から大幅増 (18.9%増) となった。

アルバル：アルバルの業績は、ファイナンス・リース・フリートの増加 (2013年度上半期と比べて1.2%増 (注3)) および発注件数の増加を受けて、好調に推移した。連結ベースのリース資産残高は、前年同期比2.1% (注3) 増加した。営業収益は、中古車価格の上昇に支えられて、2013年度上半期と比べて増収となった。確かなコスト管理のおかげで、コスト/インカム率は2013年度上半期から大幅に改善した。

**リーシング・ソリューション**：リース資産残高は、ノンコア資産の継続的な削減にも関わらず、若干増加した（前年同期比0.7%（注3）増）。営業収益は、リース資産の増加に加え、取引の収益性を重視する選択的な方針の結果、増収となった。コスト管理努力が奏功し、コスト/インカム率は若干の改善を果たした。

全体では、関連会社からの収益が低迷したこともあり、これら4つの業務部門による国内市場部門の税引前利益への貢献は、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、2013年度上半期と比べて2.2%（注3）減と僅かに減少し、417百万ユーロとなった。

（注1） 連結範囲変更による影響を除く。

（注2） ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む。

（注3） 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

## **欧州・地中海沿岸諸国**

預金残高は、2013年度上半期と比べて11.7%（注1）増加した。しかも、ほとんどの国で預金残高が増加し、とりわけトルコの伸びが顕著であった。融資残高は11.6%（注1）増加し、特にトルコがこれを牽引した。積極的な販売およびマーケティング活動の結果、キャッシュ・マネジメント業務およびプライベート・バンキング業務の開発が進んだ。なかでもトルコで運用資産残高が2013年6月末現在の水準から34%（注1）増加し、3.5十億ユーロとなった。

営業収益（注2）は940百万ユーロに上り、2013年度上半期と比べて0.2%（注1）の微増となった。なお、いずれも2013年度第3四半期の序盤から、トルコで当座借越しの課金に関する新規制が導入され、またアルジェリアでは為替手数料に関する規制が実施されたが、これらの影響（当上半期の営業収益の逸失は約70百万ユーロ）を除くと、営業収益は、7.3%（注1）増加した。

営業費用（注2）は前年同期比6.0%（注1）増加し、683百万ユーロとなった。これには特に2013年度に実施されたトルコの支店網の拡充が影響していた（2013年度上半期以降、15支店を開設）。コスト/インカム率（注2）は72.7%となり、2013年度上半期と比べて4ポイント（注1）上昇した。

リスク費用（注2）は、155百万ユーロ（融資残高の113ベース・ポイント相当）となり（東欧で発生した非常事態を受けて設定したポートフォリオ引当金の影響（注3）を含む。）、2013年度上半期と比べて27.8%（注1）増加した。

以上から、トルコのプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国の税引前利益は156百万ユーロとなり、前年同期比27.8%（注1）の減益であった。

（注1） 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

（注2） トルコのプライベート・バンキングの100%を含む。

（注3） 引当金取崩し後のネットベース。

## バンクウエスト

バンクウエストの業績には、積極的な事業活動が反映されている。預金残高は、当座預金および普通預金の順調な伸びが牽引し、2013年度上半期と比べて5.6%（注1）増加した。融資残高は、法人向け融資および消費者ローンの伸びが持続し、前年同期比5.8%（注1）増加した。バンクウエストはまた、プライベート・バンキング業務の開発を押し進めた結果、運用資産残高は2014年6月末現在で7.9十億米ドルに上った（2013年6月末の水準から32%の増加）。

営業収益（注2）は1,051百万ユーロとなり、不利な金利環境および貸付債権売却益の減少から、2013年度上半期と比べて1.7%（注1）の減収であった。

営業費用（注2）は691百万ユーロとなり、2013年度上半期と比べて4.0%（注1）増加した。その要因として、2013年度下半期から規制コストが上昇したこと（特に包括的資本分析およびレビュー（CCAR：Comprehensive Capital Analysis and Review）による影響）に加え、業務体制の強化（プライベート・バンキング部門）への投資が嵩んだことがあるが、一方、支店網の合理化（過去1年間で34支店を閉鎖）によるコスト節減効果がこれを一部相殺した。

リスク費用（注2）は当上半期も低水準に留まり（融資残高の13ベシス・ポイント相当）、2013年度上半期から25.1%（注1）の大幅な減少となった。

以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、バンクウエストの税引前利益は334百万ユーロとなり、2013年度上半期と比べて10.2%（注1）の減益であった。

（注1） 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

（注2） 米国プライベート・バンキングの100%を含む。

## パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンス部門の販売およびマーケティング活動の成果は、融資残高が2013年度上半期と比べて3.2%（注1）増加し45.4十億ユーロに上ったことに表れている。当部門の事業の進捗は、自動車業界（トルコではピーエスエー（PSA）、ベルギーではトヨタ等）および小売業界（ハンガリーではメトロ、ブルガリアではテクノ・マーケット）において複数の業務提携契約を締結したことを反映している。また、ギャラリエ・ラファイエットが保有していた50%持分に対するプットオプションを行使した際に、レーザーに対する出資比率を2014年7月25日現在で100%に高め、これによりパーソナル・ファイナンスは、フランス国内で特化型事業として第1位の地位を獲得した。当業務部門はまた、ドイツのコメルツバンクと2020年までの戦略的提携関係を更新したことで、ユーロ圏最大の消費者金融市場における継続的な発展の支えとなるであろう。

営業収益は2013年度上半期と比べて1.1%（注1）増加し、1,847百万ユーロとなった。事業の成長は、事業開発計画に沿ったものであり、また融資残高は全ての地域において増加し、とりわけドイツ、ベルギーおよび中欧の伸びが顕著であった。

事業の拡大に伴い、営業費用は2013年度上半期と比べて1.0%（注1）増加し、コスト/インカム率は47.1%となった。

リスク費用は2013年度上半期と比べて5.7%（注1）減少し、融資残高の230ベシス・ポイント相当となった。

以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は2013年度上半期と比べて11.2%（注1）の大幅増益となり、494百万ユーロに上った。

（注1） 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

## インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業は、保険部門および証券管理部門が牽引し、全般的に好業績を収めた。

運用資産残高（注1）は、2014年6月末現在で883十億ユーロに上り、2013年6月末の水準から5.2%増加した。また運用資産残高は、2013年12月末との比較では3.5%（29十億ユーロ）増加したが、これにはとりわけ株式相場の動向と金利環境が有利に働いたことで、26.7十億ユーロ相当の運用パフォーマンス効果が貢献した。2014年度上半期における純資金流入は、全体で1.6十億ユーロに上った。これを部門別にみると以下ようになる。資産運用部門では若干の純資金流出であった（ただし、債券ファンドは純資金流入）。富裕層向け資産運用部門では、特にアジア、フランスおよびイタリアが健闘したものの、資金流入は限定的であった。保険部門では、とりわけイタリア、フランスおよびアジアが牽引し、高水準の資金流入があった。

2014年6月末現在、インベストメント・ソリューションズ事業の運用資産残高（注1）の内訳は、資産運用部門が380十億ユーロ、富裕層向け資産運用部門が295十億ユーロ、保険部門が190十億ユーロ、不動産管理部門が19十億ユーロである。

さらに、証券管理部門は事業開発を押し進めた。スペインではバンコ・ポピュラーの預託銀行業務（約13十億ユーロの預託資産）を買収した。また、数多くの商業的成功を収めたが、なかでもジェネラリグループの欧州における資産（約180十億ユーロ）について、カストディおよび管理契約を獲得したことは特筆に値する。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、3,239百万ユーロに上り、2013年度上半期と比べて3.9%（注2）の増収となった。これを部門別にみると以下ようになる。保険部門の営業収益は、フランスおよびイタリアでの順調な伸びに加え、海外の保障保険の高い伸びにも支えられて、5.2%（注2）の増収となった。証券管理部門の営業収益は、証券取引の増加に加え、カストディ資産の残高増に伴い、8.6%（注2）の増収を果たした。さらに、富裕層向け資産運用部門および資産運用部門の営業収益は、不動産管理部門および富裕層向け業務の伸びが寄与し、0.5%（注2）の増収となった。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業費用は、2,180百万ユーロとなり、2013年度上半期と比べて3.0%（注2）増加した。これを部門別にみると以下ようになる。保険部門では、海外事業の継続的な成長に伴い、営業費用は4.0%（注2）増加し、証券管理部門では、事業の成長に伴い営業費用が2.9%（注2）増加した。富裕層向け資産運用部門および資産運用部門では、事業開発投資（富裕層向け業務、および資産運用業務）の影響で2.6%（注2）増加した。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業総利益は、1,059百万ユーロに上り、2013年度上半期と比べて5.7%（注2）増加した。

以上より、国内市場部門、トルコおよび米国から、プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を配分された後、インベストメント・ソリューションズ事業の税引前利益は、2013年度上半期と比べて6.2%（注2）増加し1,148百万ユーロに上った。

（注1） 外部顧客のためのアドバイザリー契約資産および分配金を含む。

（注2） 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

### コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）

コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）の営業収益は、4,735百万ユーロ（注1）に上り、2013年度上半期と比べて4.8%（注2）の増加となった。デリバティブ評価のために導入した調達評価調整（FVA：Funding Valuation Adjustment）は、フィクスト・インカム業務の営業収益に対して、166百万ユーロ減の一過性の影響を及ぼしている。

アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務の営業収益は、3,119百万ユーロ（注1）に上り、6.8%（注2）増加した。これには、2014年度第2四半期における欧州中央銀行の政策発表を受けて欧州市場が強気優勢の地合いに転じたことが影響していた。バリュー・アット・リスク（VaR）は、極めて低い水準に留まった。

フィクスト・インカム業務の営業収益は、1,982百万ユーロ（注1）となり、僅かに減少した（2013年度上半期から4.7%（注2）の減少）。減収要因として、当期末の金利業務が好調であり、クレジット業務が伸びたにもかかわらず、為替業務が落ち込んだことが挙げられる。債券発行業務は底堅く推移した。フィクスト・インカム部門は、ユーロ建て社債で第1位を獲得するとともに、全通貨建て国際社債で第8位につけた。

株式およびアドバイザリー業務の営業収益は、1,137百万ユーロに上り、2013年度上半期と比べて全ての業務セグメントにおいて大幅増となった（35.2%（注3）増）。ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドからデリバティブ・ポートフォリオの最初の移管があったが、これによる影響は現段階では軽微である。企業の合併・買収（M&A）業務および株式発行業務は成長を遂げている。当業務部門は、2014年度上半期に、EMEA地域（注4）におけるエクイティリンク債の発行業務で第1位を獲得した。

コーポレート・バンキング業務の営業収益は、2013年度上半期と比べて1.0%（注3）増加し、1,616百万ユーロに上った。アジアでの持続的な伸びがこれを牽引し、米州でも成長があった一方で、欧州ではエネルギーおよびコモディティ分野の減速を反映し、収益は低調であった。融資残高は、アジアおよび米州で増加したものの欧州では減少した結果、107十億ユーロとなり、2013年度上半期から安定的に推移した。とりわけ国際キャッシュ・マネジメント業務で新たに複数の大型マンドートを獲得したことも貢献し、預金残高は73十億ユーロに上り、前年同期と比べて17%の大幅増となった。手数料収入は2013年度上半期と比べて5.0%増加した。当業務部門は、EMEA地域におけるシンジケート・ローンで第1位のブックランナーの地位を確立するとともに、メディア・テレコム、金属・鉱業、およびユーティリティ・エネルギー分野において主要な地位を占めた。

コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）の営業費用は、3,158百万ユーロとなり、2013年度上半期と比べて7.1%（注3）増加した。その要因として、アドバイザーおよびキャピタル・マーケット業務の成長、事業開発投資の継続、および2014年から2015年の期間に及ぶ適応費用の暫定計上（新規制の実施や、新設のバックオフィスおよびITシステムの始動に関わる追加費用として、当上半期は25百万ユーロ。）が挙げられる。

コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）のリスク費用は、136百万ユーロとなり、2013年度上半期と比べて52.3%（注3）減少した。これには、コーポレート・バンキング業務のリスク費用が当上半期は低水準に留まり（融資残高の34ベシス・ポイント相当）、アドバイザーおよびキャピタル・マーケット部門で貸倒引当金戻入益が計上されたことが影響していた。

以上から、コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）の税引前利益は1,284百万ユーロとなり、前年同期比1.6%（注3）の減益となった。

（注1） 調達評価調整(FVA)導入による影響を除く。

（注2） 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、また、FVA導入による影響を除く。

（注3） 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

（注4） 欧州、中東、アフリカ地域。

## コーポレート・センター

コーポレート・センターの営業収益は266百万ユーロとなり、これに対し前年同期は354百万ユーロであった。当上半期の営業収益には以下の要因が含まれている。すなわち、自己負債の再評価に関わる修正額（OCA）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（DVA）が合計で250百万ユーロのマイナス要因（前年同期は81百万ユーロのプラス要因）となったこと、投資有価証券の売却による特別利益が301百万ユーロとなったこと、BNPパリバ・プリンシパル・インベストメンツによる高い貢献に加え、株式投資ポートフォリオからの収入、および中央銀行預け金に関わる負担である。なお、2013年度上半期において、コーポレート・センターの営業収益には、218百万ユーロに上るロイヤル・パーク・インベストメンツの資産売却益も含まれていた。

コーポレート・センターの営業費用は当上半期に577百万ユーロとなり、これに対し前年同期は520百万ユーロであった。当上半期の営業費用にはシンプル・アンド・エフィシエント計画に関わる変革費用340百万ユーロが含まれていた（前年同期は229百万ユーロ）。

リスク費用は当上半期に12百万ユーロとなった（前年同期は7百万ユーロ）。

特定のドル資金決済に関わる協議の未、米司法当局との全面的な和解を受けて、当社グループは当上半期に合計5,950百万ユーロの一時費用を計上した（内訳は、罰金に充当するために5,750百万ユーロ、および是正計画に関わる将来の費用に備えて200百万ユーロ）。

営業外損益は当上半期に47百万ユーロの利益となり、これに対し前年同期は79百万ユーロの損失であった。なお、前年同期の営業外損益には、BNPパリバ・エジプトの売却に伴い計上された為替差損30百万ユーロに加え、関連会社に関わる減損処理による一時的な影響が含まれていた。

以上から、コーポレート・センターの税引前損失は、当上半期に6,226百万ユーロとなり、これに対し前年同期は252百万ユーロの損失であった。

## 財務構造

BNPパリバ・グループは、盤石なバランスシートを有している。

バーゼル3基準全面適用のエクイティ・ティア1比率(注1)は、2013年12月末の水準から30ベース・ポイント低下し2014年6月末現在で10.0%となった。その主な要因は、米司法当局との全面的な和解に関わる費用(100ベース・ポイント減)、当上半期の留保利益(注2)(45ベース・ポイント増)(1株当たり1.50ユーロの年間配当金を考慮後)、再評価準備金の上昇(20ベース・ポイント増)およびリスク加重資産の減少(5ベース・ポイント増)が挙げられる。

バーゼル3基準全面適用のレバレッジ比率(注1)は、ティア1資本合計(注3)に基づき算定すると、2014年6月末現在で3.5%を達成していた。

即時利用可能な余剰資金は、2014年6月末現在で244十億ユーロに上った(対して、2013年12月末の水準は247十億ユーロ)。これは短期資金調達との関係で、1年以上の余裕資金があることを意味する。

さらに、グループは2014年度の中長期資金調達計画を既に完了している。

(注1) 経過措置なしで全ての資本要求指令4(CRD4)規則を考慮し算定した比率。

(注2) 米司法当局との全面的な和解に関わる費用を除く。

(注3) 今後ティア1資本として算入不能になる項目を、算入可能な項目に置き換えて算定したティア1資本。



## 2 【生産、受注及び販売の状況】

上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

## 3 【対処すべき課題】

該当事項なし。

## 4 【事業等のリスク】

当該半期中において、以下の事項を除き、重要な変更はなかった。

**当行は、当行が営業している法域における広範囲でかつ変化し続ける規制制度を遵守しなければならず、適用ある法令に違反した場合には重大な法的責任を負う可能性がある。**

当行は、法令遵守に伴うコンプライアンス・リスク（金融サービス業界各社が遵守すべき法律、規制、行動規範、職業的専門家の基準または提言を完全に遵守できない等といったリスク）にさらされている。当該リスクは、異なる国々により、複合的かつ時に多様な法的または規制上の要件が採用されることで増大している。法令不遵守は、当行の評判および私的権利を傷付けるだけでなく、多くの法的手続、罰金および費用負担（既に計上された引当金を超える罰金および費用を含む。）、公的な戒告、業務停止命令または営業許可の取消し（極端な場合）につながる可能性がある。規制に基づく監視体制は強化され続けているため、このリスクもさらに増大している。このような規制強化は、特にマネー・ロンダリング、テロ活動への資金供与または経済制裁対象国に関する取引について行われている。例えば、米国の規制当局およびその他政府当局は、近年米国財務省外国資産管理局（OFAC）による経済制裁ならびに関連する法的および規制上の要件を強化している。

この点につき当行は、2014年6月30日、経済制裁に関する米国の法令への違反についての調査に関する和解につき、米連邦およびニューヨーク州の政府機関および規制当局（米国司法省、ニューヨーク郡地方検察局、ニューヨーク州南部地区米連邦地検、連邦準備制度理事会、米国財務省外国資産管理局およびニューヨーク州金融サービス局を含む。）と一連の合意に達し、またこれらから発された複数の命令に服することとなった。かかる和解内容の一部として当行に科された罰金および処罰には、総額8.97十億米ドル（6.6十億ユーロ）に上る罰金の支払、米国連邦刑法の違反（対敵通商法および国際緊急経済権限法違反の共謀）およびニューヨーク州刑法の違反（共謀および業務記録の改竄）についての起訴内容に対するBNPパリバ・グループの親会社であるBNPパリバによる有罪答弁、ならびにBNPパリバのニューヨーク支店が（a）特定の地域における、主として石油およびガス・エネルギーならびにコモディティ・ファイナンス事業部門に係る米ドルの自行によるクリアリング業務を1年間（2015年）停止することおよび（b）ニューヨークおよびロンドンにおける関連会社ではない第三者の銀行に対し、取引銀行としての米ドルのクリアリング業務を2年間停止することが含まれる。かかる和解によってもなお、当行は、業務を行っている場所での銀行営業許可を維持できるものと予想しており、この点に関して主要な規制当局からの承認または保証を得ているが、和解が規制当局にとって当行の営業許可を取り消すかまたは制限する基礎となる可能性があり、したがって当行は、かかる取消または制限が生じないという完全な確証を持ってない。また和解の結果として、当行の既存の顧客または取引先が今後当行との取引の停止または制限を選択するかまたは余儀なくされる可能性がある。より具体的には、当行は、特定の事業部門に関する米ドルのクリアリング業務の停止が事業の損失をもたらさないという確証を持ってない。より一般的には、当行は、大々的に報道された本件により当行の評判が損なわれたことにより、当行の今後の事業および業績に重大な悪影響が生じないという確証を持ってない。

当行は、外国為替市場での取引を世界的に調査するいくつかの規制当局から、情報提供を求められた。当行は独自に外国為替取引につき内部で再調査を行うこと等により、これらの調査に協力している。当行はまた、外国為替レートを操作した疑いに関する独禁法違反を主張して米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所に提訴され、暫定的に統合された集団訴訟の被告となっている。これらの事案の多くはまだ初期段階にあるため、それらの結果や、政府機関により科され得る罰金または民事訴訟からもたらされ得る損失を試算するには時期尚早である。現在、他の多くの金融機関に対しても調査がなされている。特に大型の和解案件は、他の和解の前提または指針として用いられる可能性があるため、これらの金融機関による和解はいずれも、当行をはじめとしたその他の金融機関の類似の訴訟について、その結果に悪影響を及ぼす可能性がある。結果として、当行は、これらの訴訟により、刑法上および民法上の制裁に加え、巨額の金銭的損失および訴訟費用を負担する可能性があり、これにより、当行の業績、財政状態または評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行はまた、当行が営業しているあらゆる国における法律または規制の変更（下記のものを含むが、これらに限定されない。）に伴うリスクにもさらされる。

- ・中央銀行や規制当局の金融政策、流動性政策、金利政策およびその他の政策の変更
- ・特に当社グループが営業している国の市場における投資家の決定に重要な影響を及ぼす可能性がある、政府または規制当局の政策の全般的な変更
- ・金融業界に適用される規制要件（例えば、自己資本の適切な水準および流動性の枠組に関する規則ならびに投機的とみなされる活動に対する制限等）の全般的な変更
- ・財務報告および市場濫用規制を含む証券規制の全般的な変更
- ・税法またはその適用方法の変更
- ・会計基準の変更
- ・内部統制に関する規則および手続の変更
- ・資産の収用、国有化、押収や、外国資本に関する法律の変更

その範囲および影響が極めて予想し難いこれらの変更は、当行に相当の影響を及ぼす可能性があると共に、当行の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### 当行の発行する社債に関するリスク要因

BRRD（以下に定義する。）の施行を前提として制定された銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日付フランス法（loi de séparation et de régulation des activités bancaires）（SRAB法）は、金融健全性監督・破綻処理機構（Autorité de contrôle prudentiel et de résolution）（ACPR）に名称変更されたフランスの金融健全性規制監督機構の新たな破綻処理委員会に破綻処理の権限を付与することを内容とするフランスの信用機関および投資会社に適用される破綻処理制度に関する枠組を設定した。SRAB法は、フランスの信用機関または投資会社が健全でない状態に至った場合には、フランスの破綻処理委員会が、その裁量により、取得者または承継銀行にその株式または資産を譲渡する等の方法による破綻処理を行うことができる旨を定めている。同委員会はさらに、株式資本を消却または減額し、続いて必要であれば、超劣後債、持分証券（titres participatifs）および継続企業ベースで生じる損失を吸収することを条件とするその他の優先順位の低い劣後債を減額もしくは消却し、またはこれらを株式に転換し、その後、その他の劣後性金融商品についても同様の処理を行うことができる。

2014年5月15日に、欧州連合理事会は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理制度に関する枠組を設定する欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/59/EU(BRRD)を採択した。BRRDは、欧州連合の2014年6月12日付官報において公表され、フランス国内において施行されることとなった。これは、経営状態の悪化した金融機関の重要な金融機能および経済機能の継続を確保するために十分に早期かつ迅速な介入を行うための確かな手法を当局に提供する一方で、経済および金融システムにおけるこれらの金融機関の破綻の影響の最小化を図ることを企図している。

BRRDには、以下に記載する4つの破綻処理手法および権限が含まれており、関連ある破綻処理当局が、(a)金融機関が破綻に陥っているかまたは陥る可能性が高く、(b)民間による代替手段または管理手続によって金融機関の破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがなく、かつ(c)破綻処理措置が公の利益になるとみなした場合、当該破綻処理当局はこれらの手法を単独でまたは組み合わせて採用することができる。

- ( ) 事業の売却 - 破綻処理当局は、企業の売却またはその事業の全部もしくは一部の売却を商業的条件で行うことを命じることができる。
- ( ) 承継金融機関の設置および利用 - 破綻処理当局は、企業の事業の全部または一部を「承継金融機関」(かかる目的のために設立された全部または一部が公の支配下にある企業)に譲渡することができる。
- ( ) 資産分離 - 破綻処理当局は、減損資産または問題のある資産を、最終的に売却または計画的に縮小することを通じてその価値を最大化させることを目的として管理するために、1つまたは複数の公の資産運用会社に譲渡することができる(この手法は、別の手法と組み合わせてのみ採用することができる。 )。
- ( ) ベイルイン - 破綻処理当局に、破綻金融機関の無担保債権者の請求権を減額し、社債を含む一部の無担保債の請求権を株式へ転換する権限を付与する。かかる株式は、さらに将来採用されるベイルイン・ツールの対象となり得る。

BRRDは、また、加盟国に対し、財政的安定を確保した上で上記の破綻処理手法を可能な範囲で最大限に評価し活用した後の最後の手段として、追加的財政安定手法を通じた特別の公的な財政支援を行う権利を付与しており、これには公的な資本支援および一時的な国有化の手法が含まれる。かかる特別の財政支援は、EUの加盟国援助の枠組に従って提供されなければならない。

金融機関は、継続的な許認可の要件に違反しているかもしくは近い将来に違反する可能性がある場合、資産が負債を下回っているかもしくは近い将来に下回る可能性がある場合、期限が到来した債務の支払ができないかもしくは近い将来に支払ができなくなる可能性がある場合、または臨時的公的な財政支援を必要としている場合において(一定の限られた状況を除く。 )、破綻に陥っているかまたは陥る可能性が高いとみなされる。

破綻処理当局は、ベイルインを適用する場合、まず最初にエクイティ・ティア1金融商品を減額または消却しなくてはならず、その後、ティア1金融商品を追加で減額、消却または転換し、さらに、ティア2金融商品およびその他の劣後債を、必要な範囲において、かつ、可能な限度において減額、消却または転換しなくてはならない。破綻処理当局は、優先債のベイルインが有効となり、これによる減少額の総額が必要額を下回っている場合に限り、通常の破綻手続における請求権の優先順位に従い、無担保債権者に対して支払うべき元本金額または未払金額を必要な範囲において減額または転換する。

BRRDは、遅くとも2016年1月1日から適用される優先債ペイルイン・ツールを除き、2015年1月1日から加盟国により適用される旨を規定している。BRRDに含まれる規定の多くは、SRAB法に既に含まれている規定と同様の効果を有する。

SRAB法はフランス国内において既に有効となっているが、SRAB法の規定は、将来BRRDの最終版を反映させるために改定される必要がある。BRRDを反映させるために今後行われる改定については、現時点では明らかになっていない。

BRRDに規定された権限およびSRAB法で既に一定の範囲で規定された権限は、信用機関および投資会社の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼす。

BRRDが、フランス法に基づき、現在有効であるSRAB法に代えてまたはSRAB法に加えて施行された場合、社債は、ペイルイン・ツールの適用を受けて減額または株式転換されることがあり、社債権者はその投資の全額または一部を失う結果となることがある。BRRDおよびSRAB法に基づく権限の行使またはその行使の示唆は、社債権者の権利、社債への投資の価格もしくは価値または社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

有価証券報告書における同項目を参照のこと。

#### 6 【研究開発活動】

上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

#### 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当該半期中において、主要な設備の状況に重要な変更はなかった。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

## 第5 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】（2014年6月30日現在）

##### 【株式の総数】

授権株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）
(注)	2014年6月30日現在 1,246,207,472株	(注)

(注) フランス法上、未発行の授権株式という概念はない。しかしながら当社の株主は、一定の額および期間において新株または持分証券を発行する権限を取締役に与えることができる。

##### 【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式または無記名式額面株式 (1株の額面金額2ユーロ)	普通株式	2014年6月30日 現在 1,246,207,472株	上場：パリ 登録：フランクフルト SEAIQインターナショナル MTAインターナショナル OTCQXインターナショナル・ プレミア（米国預託証券）	議決権に 制限のない 株式

#### (2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

#### (3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(ユーロ)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2013年12月31日現在		1,245,162,809		2,490,325,618 (343,715百万円)	・オプション制度を通じた新株引受による 資本金の更新
2014年6月30日現在	1,044,663	1,246,207,472	2,089,326	2,492,414,944 (344,003百万円)	

(4) 【大株主の状況】

(2014年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (単位：百万株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
SFPI(注1)	ベルギー国ブリュッセル市 ルイズ通り32番地46A (Av. Louise-Louizalaan 32- 46A bus/bte 4 1050 Brussel- Bruxelles, Belgium)	127.7	10.3%
ルクセンブルク大公国	ルクセンブルク国ルーズヴェルト 通り33番地 (33, boulevard Roosevelt L- 2450 Luxembourg)	12.9	1.0%
従業員	該当なし	64.8	5.2%
- そのうち会社型投資信託		47.6	3.8%
- そのうち直接保有		17.2	1.4%
会社役員	該当なし	0.5	nm
自己株式(注2)	該当なし	2.5	0.2%
個人投資家	該当なし	60.8	4.9%
機関投資家 (そのうち「社会的責任投資家」)	該当なし	923.6	74.2%
- ヨーロッパ		nm	nm
- ヨーロッパ以外		554.8	44.6%
		368.8	29.6%
その他	該当なし	52.4	4.2%
合計		1,246	100%

(注1) ソシエテ・フェデラル・ドゥ・バルティシパシオン・エ・ダンベスティスモンは、ベルギー王国を代理する国営公  
 開投資会社である。

(注2) トレーディング・デスクが管理している持分を除く。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

以下の表は、パリ市のユーロネクストにおける当社株式の価格幅を示したものである。

(単位：ユーロ)

月別	2014年1月	2014年2月	2014年3月	2014年4月	2014年5月	2014年6月
最高	59.56 (8,220円)	60.85 (8,399円)	59.50 (8,212円)	59.38 (8,196円)	53.53 (7,388円)	52.32 (7,221円)
最低	55.54 (7,666円)	55.75 (7,695円)	55.26 (7,627円)	53.55 (7,391円)	51.00 (7,039円)	49.14 (6,782円)

### 3 【役員の状況】

#### (1) 取締役

直近の定時株主総会が行われた2014年5月14日以降、取締役の異動はなかった。

#### (2) 業務執行委員会

2014年6月30日、ジョルジュ・ショドゥロン・ドゥ・クールセルは最高業務責任者を辞任した。



## 第6 【経理の状況】

(イ) 本書記載のBNPパリバ・グループ(以下「当グループ」という。)の中間連結財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されている。フランスにおいては、2005年1月から、欧州委員会規則1606/2002の要求するところに従い、EUにおけるすべての上場会社は、国際会計基準審議会が公表するIFRSに準拠して財務書類を作成することが要求されている。

当グループが採用している会計基準、会計手続および表示方法と日本において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準、会計手続および表示方法との間の主な相違点に関しては、「3. フランスと日本における会計原則及び会計慣行の相違」に記載されている。本書記載の当グループの中間連結財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第76条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ) 当グループの中間連結財務書類については、フランスの独立監査人による監査は受けていない。

(ハ) 本書記載の当グループの中間連結財務書類は、当グループが作成した原文の中間連結財務書類を邦文に翻訳したものである。

(ニ) 原文の中間連結財務書類はユーロで表示されている。邦文の中間連結財務書類において「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき、主要な計数について、2014年8月22日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値、1ユーロ=138.02円の換算レートで換算したものであり、百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(ホ) 円換算額および「3. フランスと日本における会計原則及び会計慣行の相違」は、当グループの原文の中間連結財務書類には含まれていない。

## 1 【中間財務書類】

欧州連合が採用した国際財務報告基準に準拠して作成されている。

BNPパリバ・グループの連結財務諸表は、2013年度および2014年度上半期について表示されている。2012年度上半期の連結財務諸表は、欧州委員会規則(以下「EC」という。)809/2004の付属書類 第20.1条に従い、2013年3月8日にフランス金融市場機関(Autorité des marchés financiers)に提出された登録書類D.13-0115号の内容を更新するため2013年8月2日に提出された登録書類D.13-0115-A02号に記載されている。

## 損益計算書

	注記	2014年度上半期 (6月30日終了)		2013年度上半期 (6月30日終了) <sup>(1)</sup>	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
受取利息	3.a	19,033	2,626,935	19,063	2,631,075
支払利息	3.a	(9,300)	(1,283,586)	(9,630)	(1,329,133)
受取手数料	3.b	6,185	853,654	5,986	826,188
支払手数料	3.b	(2,642)	(364,649)	(2,608)	(359,956)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	3.c	2,529	349,053	2,752	379,831
売却可能金融資産および公正価値で測定しないその他の金融資産に係る純利益	3.d	1,278	176,390	1,048	144,645
その他の業務収益	3.e	18,968	2,617,963	17,534	2,420,043
その他の業務費用	3.e	(16,570)	(2,286,991)	(15,012)	(2,071,956)
<b>営業収益</b>		19,481	2,688,768	19,133	2,640,737
給与および従業員給付費用		(7,490)	(1,033,770)	(7,267)	(1,002,991)
その他の営業費用		(4,689)	(647,176)	(4,386)	(605,356)
有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費および減損		(720)	(99,374)	(734)	(101,307)
<b>営業総利益</b>		6,582	908,448	6,746	931,083
リスク費用	3.f	(1,939)	(267,621)	(1,871)	(258,235)
米国の関係機関との包括的和解に関連する費用	3.g	(5,950)	(821,219)	-	-
<b>営業利益 / (損失)</b>		(1,307)	(180,392)	4,875	672,848
持分法適用会社投資損益		245	33,815	261	36,023
長期性資産に係る純利益		12	1,656	131	18,081
のれん	5.i	(3)	(414)	-	-
<b>税引前当期利益 / (損失)</b>		(1,053)	(145,335)	5,267	726,951
法人税	3.h	(1,424)	(196,540)	(1,545)	(213,241)
<b>当期純利益 / (損失)</b>		(2,477)	(341,876)	3,722	513,710
少数株主帰属当期純利益		172	23,739	372	51,343
<b>親会社株主帰属当期純利益 / (損失)</b>		(2,649)	(365,615)	3,350	462,367
基本的1株当たり当期純利益 / (損失)	6.a	(2.22)ユーロ	(306)円	2.59ユーロ	357円
希薄化後1株当たり当期純利益 / (損失)	6.a	(2.22)ユーロ	(306)円	2.59ユーロ	357円

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動計算書

	2014年度上半期 (6月30日終了)		2013年度上半期 (6月30日終了) <sup>(1)</sup>	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
当期純利益 / (損失)	(2,477)	(341,876)	3,722	513,710
資本に直接認識される資産および負債の変動	1,950	269,139	(939)	(129,601)
純損益へ再分類されるか、される可能性のある項目	<b>2,166</b>	<b>298,951</b>	<b>(1,044)</b>	<b>(144,093)</b>
為替レートの変動	249	34,367	(83)	11,456
売却可能金融資産(貸出金および債権として再分類されたものを含む)の公正価値の変動	1,682	232,150	364	50,239
当期純利益に報告される売却可能金融資産(貸出金および債権として再分類されたものを含む)の公正価値の変動	(510)	(70,390)	(304)	(41,958)
ヘッジ手段の公正価値の変動	445	61,419	(615)	(84,882)
当期純利益に報告されるヘッジ手段の公正価値の変動	7	966	1	138
持分法投資の変動	293	40,440	(407)	(56,174)
純損益へ再分類されない項目	<b>(216)</b>	<b>(29,812)</b>	<b>105</b>	<b>14,492</b>
退職後給付制度に関連する利益(損失)の再測定	(205)	(28,294)	114	15,734
持分法投資の変動	(11)	(1,518)	(9)	(1,242)
<b>合計</b>	<b>(527)</b>	<b>(72,737)</b>	<b>2,783</b>	<b>384,110</b>
親会社株主帰属	(742)	(102,411)	2,551	352,089
少数株主帰属	215	29,674	232	32,021

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

## 貸借対照表

	注記	2014年6月30日現在		2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
<b>資産</b>					
現金および中央銀行預け金		79,255	10,938,775	100,787	13,910,622
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品					
トレーディング目的有価証券	5.a	195,513	26,984,704	157,735	21,770,585
貸出金および売戻契約	5.a	166,264	22,947,757	152,036	20,984,009
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品	5.a	74,251	10,248,123	68,185	9,410,894
デリバティブ金融商品	5.a	303,388	41,873,612	305,755	42,200,305
ヘッジ目的デリバティブ		15,073	2,080,375	8,368	1,154,951
売却可能金融資産	5.b	224,000	30,916,480	199,056	27,473,709
金融機関貸出金および債権	5.d	54,280	7,491,726	57,545	7,942,361
顧客貸出金および債権	5.e	623,703	86,083,488	612,455	84,531,039
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整		4,619	637,514	3,568	492,455
満期保有目的金融資産		9,609	1,326,234	9,881	1,363,776
当期および繰延税金資産	5.g	8,244	1,137,837	8,850	1,221,477
未収収益およびその他の資産	5.h	110,260	15,218,085	88,656	12,236,301
持分法投資		6,838	943,781	6,561	905,549
投資不動産		1,535	211,861	1,772	244,571
有形固定資産		17,250	2,380,845	16,929	2,336,541
無形固定資産		2,618	361,336	2,537	350,157
のれん	5.i	9,925	1,369,849	9,846	1,358,945
<b>資産合計</b>		<b>1,906,625</b>	<b>263,152,383</b>	<b>1,810,522</b>	<b>249,888,246</b>

	注記	2014年6月30日現在		2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
<b>負債</b>					
中央銀行からの預金		4,780	659,736	662	91,369
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品					
トレーディング目的有価証券	5.a	81,317	11,223,372	69,792	9,632,692
借入金および買戻契約	5.a	213,922	29,525,514	202,662	27,971,409
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品	5.a	51,524	7,111,342	47,342	6,534,143
デリバティブ金融商品	5.a	301,162	41,566,379	301,439	41,604,611
ヘッジ目的デリバティブ		17,531	2,419,629	12,139	1,675,425
金融機関からの預金	5.d	85,114	11,747,434	84,594	11,675,664
顧客預金	5.e	572,863	79,066,551	553,497	76,393,656
負債証券	5.f	190,970	26,357,679	186,686	25,766,402
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整		3,002	414,336	924	127,530
当期および繰延税金負債	5.g	2,716	374,862	2,477	341,876
未払費用およびその他の負債	5.h	102,874	14,198,669	78,381	10,818,146
保険会社の責任準備金		166,374	22,962,939	155,226	21,424,293
偶発債務等引当金	5.j	11,867	1,637,883	11,922	1,645,474
劣後債	5.f	12,339	1,703,029	11,824	1,631,948
<b>負債合計</b>		<b>1,818,355</b>	<b>250,969,357</b>	<b>1,719,567</b>	<b>237,334,637</b>
<b>連結資本</b>					
資本金、払込剰余金、および利益剰余金		83,187	11,481,470	80,672	11,134,349
親会社株主帰属当期純利益 / (損失)		(2,649)	(365,615)	4,818	664,980
資本金、利益剰余金、および親会社株主帰属当期純利益合計		80,538	11,115,855	85,490	11,799,330
資本に直接認識される資産および負債の変動		4,062	560,637	1,943	268,173
<b>親会社株主資本</b>		<b>84,600</b>	<b>11,676,492</b>	<b>87,433</b>	<b>12,067,503</b>
少数株主帰属利益剰余金および当期純利益		3,629	500,875	3,528	486,935
資本に直接認識される資産および負債の変動		41	5,659	(6)	(828)
<b>少数株主持分合計</b>		<b>3,670</b>	<b>506,533</b>	<b>3,522</b>	<b>486,106</b>
<b>連結資本合計</b>		<b>88,270</b>	<b>12,183,025</b>	<b>90,955</b>	<b>12,553,609</b>
<b>負債および資本合計</b>		<b>1,906,625</b>	<b>263,152,383</b>	<b>1,810,522</b>	<b>249,888,246</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

## キャッシュ・フロー計算書

	2014年度上半期 (6月30日終了)		2013年度上半期 (6月30日終了) <sup>(1)</sup>		
	注記	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
<b>税引前当期純利益 / (損失)</b>		(1,053)	(145,335)	5,267	726,951
<b>税引前当期純利益およびその他の調整に含まれる 非貨幣性項目</b>		14,079	1,943,184	4,259	587,827
有形・無形固定資産に係る減価償却費および償却 費(純額)		1,663	229,527	1,663	229,527
のれんおよびその他の長期性資産の減損		(14)	(1,932)	16	2,208
引当金繰入額(純額)		6,136	846,891	5,633	777,467
持分法適用会社投資損益		(245)	(33,815)	(261)	(36,023)
投資活動からの純費用(利益)		482	66,526	(72)	(9,937)
財務活動からの純費用(利益)		768	105,999	(608)	(83,916)
その他の変動		5,289	729,988	(2,112)	(291,498)
<b>営業活動から生じた資産および負債関連のキャ ッシュ正味減少</b>		(34,767)	(4,798,541)	(35,919)	(4,957,540)
金融機関との取引関連のキャッシュ正味増加(減 少)		3,966	547,387	(57,075)	(7,877,492)
顧客との取引関連のキャッシュ正味増加		11,660	1,609,313	27,105	3,741,032
その他の金融資産および負債を伴う取引関連の キャッシュ正味減少		(47,856)	(6,605,085)	(3,588)	(495,216)
非金融資産および負債を伴う取引関連のキャ ッシュ正味減少		(1,292)	(178,322)	(850)	(117,317)
法人税支払額		(1,245)	(171,835)	(1,511)	(208,548)
<b>営業活動から生じた現金および現金同等物の正味 減少</b>		(21,741)	(3,000,693)	(26,393)	(3,642,762)
連結事業体の取得および売却関連のキャッシュ正 味増加(減少)		(285)	(39,336)	344	47,479
有形・無形固定資産関連の正味減少		(759)	(104,757)	(452)	(62,385)
<b>投資活動関連の現金および現金同等物の正味減少</b>		(1,044)	(144,093)	(108)	(14,906)
株主との取引関連の現金および現金同等物の減少		(1,885)	(260,168)	(2,138)	(295,087)
その他の財務活動から生じた現金および現金同等 物の減少		(1,646)	(227,181)	(1,962)	(270,795)
<b>財務活動関連の現金および現金同等物の正味減少</b>		(3,531)	(487,349)	(4,100)	(565,882)
<b>現金および現金同等物に対する為替レートの変動 による影響額</b>		964	133,051	(562)	(77,567)
<b>現金および現金同等物の正味減少</b>		(25,352)	(3,499,083)	(31,163)	(4,301,117)
<b>現金および現金同等物 - 期首</b>		97,755	13,492,145	98,809	13,637,618
現金および中央銀行預け金		100,787	13,910,622	101,701	14,036,772
中央銀行からの預金		(662)	(91,369)	(1,532)	(211,447)
金融機関への要求払預金	5.d	7,239	999,127	8,595	1,186,282
金融機関からの要求払預金	5.d	(9,485)	(1,309,120)	(9,679)	(1,335,896)
債権ならびに現金および現金同等物に係る未収利 息の減少		(124)	(17,114)	(276)	(38,094)
<b>現金および現金同等物 - 期末</b>		72,403	9,993,062	67,646	9,336,501
現金および中央銀行預け金		79,255	10,938,775	72,280	9,976,086

	注記	2014年度上半期 (6月30日終了)		2013年度上半期 (6月30日終了) <sup>(1)</sup>	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
中央銀行からの預金		(4,780)	(659,736)	(2,056)	(283,769)
金融機関への要求払預金	5.d	10,215	1,409,874	9,819	1,355,218
金融機関からの要求払預金	5.d	(12,273)	(1,693,919)	(11,863)	(1,637,331)
債権ならびに現金および現金同等物に係る未収利息の減少		(14)	(1,932)	(534)	(73,703)
<b>現金および現金同等物の正味減少</b>		<b>(25,352)</b>	<b>(3,499,083)</b>	<b>(31,163)</b>	<b>(4,301,117)</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

株主資本変動計算書 - 2013年1月1日から2014年6月30日まで

	資本金および利益剰余金						
	親会社株主帰属				少数株主持分		
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後 ノート	未処分の 準備金	合計	資本金 および 利益剰余金	Tier 1 資本 として 適格な 優先株式	合計
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	
<b>2012年12月31日現在 (IFRS第10号および11号の適用前)の資本金および利益剰余金</b>	26,714	7,241	48,263	82,218	7,409	752	8,161
IFRS第10号および11号の適用がもたらす遡及的な影響			(151)	(151)	(54)	(67)	(121)
<b>2013年1月1日現在の資本金および利益剰余金<sup>(1)</sup></b>	26,714	7,241	48,112	82,067	7,355	685	8,040
<b>2012年度利益処分</b>			<b>(1,863)</b>	<b>(1,863)</b>	<b>(166)</b>		<b>(166)</b>
増資および株式発行	79			79			
減資 <sup>(1)</sup>						(685)	(685)
自己株式の変動	10	(12)	(54)	(56)			
株式報酬制度			21	21			
優先株式および永久最劣後ノートに係る配当 <sup>(1)</sup>			(101)	(101)	(39)		(39)
少数株主持分に係る内部取引の影響額			76	76	(81)		(81)
少数株主持分に影響を及ぼす連結範囲の変更					(25)		(25)
少数株主持分の買戻に対する債務額の変動			(1)	(1)	(5)		(5)
その他の変動 <sup>(1)</sup>			6	6	40		40
資本に直接認識される資産および負債の変動 <sup>(1)</sup>			101	101	4		4
<b>2013年度上半期純利益<sup>(1)</sup></b>			<b>3,350</b>	<b>3,350</b>	<b>372</b>		<b>372</b>
<b>2013年6月30日現在の資本金および利益剰余金<sup>(1)</sup></b>	26,803	7,229	49,647	83,679	7,455	-	7,455

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。



## 株主資本変動計算書(続き) - 2013年1月1日から2014年6月30日まで

	資本に直接認識される資産および負債の変動					
	親会社株主帰属					資本 合計
	為替 レート	売却可能金融資 産ならびに貸出 金および債権と して再分類され た金融資産	ヘッジ目的 デリバティ ブ	合計	少数株主 持分	
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	
2012年12月31日現在(IFRS第10号および11号の適用前)の資本金および利益剰余金	(501)	2,149	1,578	3,226	412	94,017
IFRS第10号および11号の適用がもたらす遡及的な影響					(2)	(274)
2013年1月1日現在の資本金および利益剰余金 <sup>(1)</sup>	(501)	2,149	1,578	3,226	410	93,743
<b>2012年度利益処分</b>						<b>(2,029)</b>
増資および株式発行						79
減資 <sup>(1)</sup>						(685)
自己株式の変動						(56)
株式報酬制度						21
優先株式および永久最劣後ノートに係る配当 <sup>(1)</sup>						(140)
少数株主持分に係る内部取引の影響額						(5)
少数株主持分に影響を及ぼす連結範囲の変更						(25)
少数株主持分の買戻に対する債務額の変動						(6)
その他の変動 <sup>(1)</sup>						46
資本に直接認識される資産および負債の変動 <sup>(1)</sup>	(239)	(92)	(569)	(900)	(144)	(939)
<b>2013年度上半期純利益<sup>(1)</sup></b>						<b>3,722</b>
2013年6月30日現在の資本金および利益剰余金 <sup>(1)</sup>	(740)	2,057	1,009	2,326	266	93,726

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

## 株主資本変動計算書(続き) - 2013年1月1日から2014年6月30日まで

	資本金および利益剰余金						
	親会社株主帰属				少数株主持分		
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後 ノート	未処分の 準備金	合計	資本金 および 利益剰余金	Tier 1 資本 として 適格な 優先株式	合計
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	
<b>2012年度利益処分</b>					(5)		(5)
増資および株式発行	29			29			
減資		(649)	(1)	(650)			
自己株式の変動	(19)	34	(36)	(21)			
株式報酬制度			28	28			
優先株式および永久最劣後 ノートに係る配当			(165)	(165)			
少数株主持分に係る内部取 引の影響額			2	2	(2)		(2)
少数株主持分に影響を及ぼ す連結範囲の変更			(16)	(16)	10		10
追加持分の取得または持分 の一部売却			911	911	(4,161)		(4,161)
少数株主持分の買戻に対す る債務額の変動					(3)		(3)
その他の変動 <sup>(1)</sup>	(1)		(6)	(7)	15		15
資本に直接認識される資産 および負債の変動 <sup>(1)</sup>			232	232	(2)		(2)
<b>2013年度下半期純利益<sup>(1)</sup></b>			<b>1,468</b>	<b>1,468</b>	<b>231</b>		<b>231</b>
中間配当支払額					(10)		(10)
<b>2013年12月31日現在の資本金お よび利益剰余金<sup>(1)</sup></b>	26,812	6,614	52,064	85,490	3,528	-	3,528

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

株主資本変動計算書(続き) - 2013年1月1日から2014年6月30日まで

資本に直接認識される資産および負債の変動						
親会社株主帰属						
為替 レート	売却可能金融資 産ならびに貸出 金および債権と して再分類され た金融資産	ヘッジ目的 デリバティ ブ	合計	少数株主 持分	資本 合計	
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	
<b>2012年度利益処分</b>						<b>(5)</b>
	増資および株式発行					29
	減資					(650)
	自己株式の変動					(21)
	株式報酬制度					28
	優先株式および永久最劣後ノー トに係る配当					(165)
	少数株主持分に係る内部取引の 影響額					-
	少数株主持分に影響を及ぼす連 結範囲の変更					(6)
	追加持分の取得または持分の一 部売却					(3,250)
	少数株主持分の買戻に対する債 務額の変動					(3)
	その他の変動 <sup>(1)</sup>					8
	資本に直接認識される資産およ び負債の変動 <sup>(1)</sup>	(1,139)	953	(197)	(383)	(272)
	<b>2013年度下半期純利益<sup>(1)</sup></b>					<b>1,699</b>
	中間配当支払額					(10)
	<b>2013年12月31日現在の資本金および 利益剰余金<sup>(1)</sup></b>	(1,879)	3,010	812	1,943	(6)
						90,955

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

株主資本変動計算書(続き) - 2013年1月1日から2014年6月30日まで

	資本金および利益剰余金						
	親会社株主帰属				少数株主持分		
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後 ノート	未処分の 準備金	合計	資本金 および 利益剰余金	Tier 1 資本 として 適格な 優先株式	合計
百万ユーロ							
<b>2013年度利益処分</b>			<b>(1,866)</b>	<b>(1,866)</b>	<b>(86)</b>		<b>(86)</b>
増資および株式発行	48			48			
自己株式の変動	(128)	(15)	(75)	(218)			
株式報酬制度			5	5			
優先株式および永久最劣後 ノートに係る配当			(96)	(96)			
追加持分の取得または持分 の一部売却(注6.c)			(4)	(4)	56		56
少数株主持分の買戻に對す る債務額の変動			33	33	(34)		(34)
その他の変動			7	7	(3)		(3)
資本に直接認識される資産 および負債の変動			(212)	(212)	(4)		(4)
<b>2014年度上半期純利益 / (損失)</b>			<b>(2,649)</b>	<b>(2,649)</b>	<b>172</b>		<b>172</b>
<b>2014年6月30日現在の資本金お よび利益剰余金</b>	26,732	6,599	47,207	80,538	3,629	-	3,629

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

株主資本変動計算書(続き) - 2013年1月1日から2014年6月30日まで

資本に直接認識される資産および負債の変動						
親会社株主帰属						資本 合計
為替 レート	売却可能金融資 産ならびに貸出 金および債権と して再分類され た金融資産	ヘッジ目的 デリバティ ブ	合計	少数株主 持分		
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	
<b>2013年度利益処分</b>						<b>(1,952)</b>
	増資および株式発行					48
	自己株式の変動					(218)
	株式報酬制度					5
	優先株式および永久最劣後ノ ートに係る配当					(96)
	追加持分の取得または持分の一 部売却(注6.c)					52
	少数株主持分の買戻に対する債 務額の変動					(1)
	その他の変動					4
	資本に直接認識される資産およ び負債の変動	258	1,416	445	2,119	47
	<b>2014年度上半期純利益 / (損失)</b>					<b>(2,477)</b>
	<b>2014年6月30日現在の資本金および 利益剰余金</b>	<b>(1,621)</b>	<b>4,426</b>	<b>1,257</b>	<b>4,062</b>	<b>41</b>
						<b>88,270</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

株主資本変動計算書(続き) - 2013年1月1日から2014年6月30日まで

	資本金および利益剰余金						
	親会社株主帰属				少数株主持分		
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後 ノート	未処分の 準備金	合計	資本金 および 利益剰余金	Tier 1 資本 として 適格な 優先株式	合計
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
<b>2012年12月31日現在(IFRS第10号および11号の適用前)の資本金および利益剰余金</b>	3,687,066	999,403	6,661,259	11,347,728	1,022,590	103,791	1,126,381
IFRS第10号および11号の適用がもたらす遡及的な影響			(20,841)	(20,841)	(7,453)	(9,247)	(16,700)
<b>2013年1月1日現在の資本金および利益剰余金<sup>(1)</sup></b>	3,687,066	999,403	6,640,418	11,326,887	1,015,137	94,544	1,109,681
<b>2012年度利益処分</b>			(257,131)	(257,131)	(22,911)		(22,911)
増資および株式発行	10,904			10,904			
減資 <sup>(1)</sup>						(94,544)	(94,544)
自己株式の変動	1,380	(1,656)	(7,453)	(7,729)			
株式報酬制度			2,898	2,898			
優先株式および永久最劣後ノートに係る配当 <sup>(1)</sup>			(13,940)	(13,940)	(5,383)		(5,383)
少数株主持分に係る内部取引の影響額			10,490	10,490	(11,180)		(11,180)
少数株主持分に影響を及ぼす連結範囲の変更					(3,451)		(3,451)
少数株主持分の買戻に対する債務額の変動			(138)	(138)	(690)		(690)
その他の変動 <sup>(1)</sup>			828	828	5,521		5,521
資本に直接認識される資産および負債の変動 <sup>(1)</sup>			13,940	13,940	552		552
<b>2013年度上半期純利益<sup>(1)</sup></b>			462,367	462,367	51,343		51,343
<b>2013年6月30日現在の資本金および利益剰余金<sup>(1)</sup></b>	3,699,350	997,747	6,852,279	11,549,376	1,028,939	-	1,028,939

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

## 株主資本変動計算書(続き) - 2013年1月1日から2014年6月30日まで

資本に直接認識される資産および負債の変動						
親会社株主帰属						
為替 レート	売却可能金融資 産ならびに貸出 金および債権と して再分類され た金融資産	ヘッジ目的 デリバティ ブ	合計	少数株主 持分	資本 合計	
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
<b>2012年12月31日現在(IFRS第10号および11号の適用前)の資本金および利益剰余金</b>						
(69,148)	296,605	217,796	445,253	56,864	12,976,226	
IFRS第10号および11号の適用がもたらす遡及的な影響				(276)	(37,817)	
<b>2013年1月1日現在の資本金および利益剰余金<sup>(1)</sup></b>						
(69,148)	296,605	217,796	445,253	56,588	12,938,409	
<b>2012年度利益処分</b>					(280,043)	
増資および株式発行					10,904	
減資 <sup>(1)</sup>					(94,544)	
自己株式の変動					(7,729)	
株式報酬制度					2,898	
優先株式および永久最劣後ノートに係る配当 <sup>(1)</sup>					(19,323)	
少数株主持分に係る内部取引の影響額					(690)	
少数株主持分に影響を及ぼす連結範囲の変更					(3,451)	
少数株主持分の買戻に対する債務額の変動					(828)	
その他の変動 <sup>(1)</sup>					6,349	
(32,987)	(12,698)	(78,533)	(124,218)	(19,875)	(129,601)	
<b>2013年度上半期純利益<sup>(1)</sup></b>					513,710	
<b>2013年6月30日現在の資本金および利益剰余金<sup>(1)</sup></b>						
(102,135)	283,907	139,262	321,035	36,713	12,936,063	

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

## 株主資本変動計算書(続き) - 2013年1月1日から2014年6月30日まで

	資本金および利益剰余金						
	親会社株主帰属				少数株主持分		
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後 ノート	未処分の 準備金	合計	資本金 および 利益剰余金	Tier 1 資本 として 適格な 優先株式	合計
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
<b>2012年度利益処分</b>					(690)		(690)
増資および株式発行	4,003			4,003			
減資		(89,575)	(138)	(89,713)			
自己株式の変動	(2,622)	4,693	(4,969)	(2,898)			
株式報酬制度			3,865	3,865			
優先株式および永久最劣後 ノートに係る配当			(22,773)	(22,773)			
少数株主持分に係る内部取 引の影響額			276	276	(276)		(276)
少数株主持分に影響を及ぼ す連結範囲の変更			(2,208)	(2,208)	1,380		1,380
追加持分の取得または持分 の一部売却			125,736	125,736	(574,301)		(574,301)
少数株主持分の買戻に対す る債務額の変動					(414)		(414)
その他の変動 <sup>(1)</sup>	(138)		(828)	(966)	2,070		2,070
資本に直接認識される資産 および負債の変動 <sup>(1)</sup>			32,021	32,021	(276)		(276)
<b>2013年度下半期純利益<sup>(1)</sup></b>			202,613	202,613	31,883		31,883
中間配当支払額					(1,380)		(1,380)
<b>2013年12月31日現在の資本金お よび利益剰余金<sup>(1)</sup></b>	3,700,592	912,864	7,185,873	11,799,330	486,935	-	486,935

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。



株主資本変動計算書(続き) - 2013年1月1日から2014年6月30日まで

資本に直接認識される資産および負債の変動										
親会社株主帰属										
為替 レート	売却可能金融資 産ならびに貸出 金および債権と して再分類され た金融資産	ヘッジ目的 デリバティ ブ	合計	少数株主 持分	資本 合計					
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円					
<b>2012年度利益処分</b>					(690)					
増資および株式発行					4,003					
減資					(89,713)					
自己株式の変動					(2,898)					
株式報酬制度					3,865					
優先株式および永久最劣後ノ ートに係る配当					(22,773)					
少数株主持分に係る内部取引の 影響額										
少数株主持分に影響を及ぼす連 結範囲の変更					(828)					
追加持分の取得または持分の一 部売却					(448,565)					
少数株主持分の買戻に対する債 務額の変動					(414)					
その他の変動 <sup>(1)</sup>					1,104					
資本に直接認識される資産およ び負債の変動 <sup>(1)</sup>					(157,205)	131,533	(27,190)	(52,862)	(37,541)	(58,659)
<b>2013年度下半期純利益<sup>(1)</sup></b>					234,496					
中間配当支払額					(1,380)					
<b>2013年12月31日現在の資本金および 利益剰余金<sup>(1)</sup></b>					(259,340)	415,440	112,072	268,173	(828)	12,553,609

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

株主資本変動計算書(続き) - 2013年1月1日から2014年6月30日まで

	資本金および利益剰余金						
	親会社株主帰属				少数株主持分		
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後 ノート	未処分の 準備金	合計	資本金 および 利益剰余金	Tier 1 資本 として 適格な 優先株式	合計
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
<b>2013年度利益処分</b>			(257,545)	(257,545)	(11,870)		(11,870)
増資および株式発行	6,625			6,625			
自己株式の変動	(17,667)	(2,070)	(10,352)	(30,088)			
株式報酬制度			690	690			
優先株式および永久最劣後 ノートに係る配当			(13,250)	(13,250)			
追加持分の取得または持分 の一部売却(注6.c)			(552)	(552)	7,729		7,729
少数株主持分の買戻に對す る債務額の変動			4,555	4,555	(4,693)		(4,693)
その他の変動			966	966	(414)		(414)
資本に直接認識される資産 および負債の変動			(29,260)	(29,260)	(552)		(552)
<b>2014年度上半期純利益 / (損失)</b>			(365,615)	(365,615)	23,739		23,739
<b>2014年6月30日現在の資本金お よび利益剰余金</b>	3,689,551	910,794	6,515,510	11,115,855	500,875	-	500,875

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

## 株主資本変動計算書(続き) - 2013年1月1日から2014年6月30日まで

資本に直接認識される資産および負債の変動						
親会社株主帰属						
	為替 レート	売却可能金融資 産ならびに貸出 金および債権と して再分類され た金融資産	ヘッジ目的 デリバティ ブ	合計	少数株主 持分	資本 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
<b>2013年度利益処分</b>						(269,415)
増資および株式発行						6,625
自己株式の変動						(30,088)
株式報酬制度						690
優先株式および永久最劣後ノ ートに係る配当						(13,250)
追加持分の取得または持分の一 部売却(注6.c)						7,177
少数株主持分の買戻に対する債 務額の変動						(138)
その他の変動						552
資本に直接認識される資産およ び負債の変動	35,609	195,436	61,419	292,464	6,487	269,139
<b>2014年度上半期純利益 / (損失)</b>						(341,876)
<b>2014年6月30日現在の資本金および 利益剰余金</b>	(223,730)	610,877	173,491	560,637	5,659	12,183,025

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

[次へ](#)

欧州連合が採用した国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表に対する注記

注1. BNPパリバ・グループが適用している重要な会計方針の要約

注1.a 適用される会計基準

BNPパリバ・グループの連結財務諸表は、欧州連合における使用を目的に採用された国際会計基準(国際財務報告基準、以下「IFRS」という。)<sup>(1)</sup>に準拠して作成されている。従って、IAS第39号のヘッジ会計に関する一部規定は適用されておらず、(2014年6月14日に欧州連合が採用した)IFRIC第21号「賦課金」は、2014年6月17日以降に始まる年次報告期間においてのみ強制適用される。

この要約連結中間財務諸表は、IAS第34号「中間財務報告」に従って作成されている。

当グループは、2014年1月1日現在、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取り決め」、IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」の改訂ならびにIAS第32号「金融商品：表示 - 金融資産と金融負債の相殺」の改訂(いずれも、2012年12月29日に欧州連合が採用したものを)を適用している。注記2に記載している通り、これらの基準および改訂は遡及的効果のある基準および改訂のため、2013年1月1日、6月30日、および12月31日現在の比較財務諸表が修正再表示された。

2014年1月1日付で義務付けられている他の基準の適用は、2014年6月30日現在の要約連結中間財務諸表に影響を及ぼしていない。

当グループは、欧州連合により採用された新基準、改訂、および解釈指針で、2014年度における適用が任意のものについては早期適用をしていない。

当グループは、2015年1月1日現在の連結財務諸表に、IFRIC第21号「賦課金」の解釈指針を適用する予定である。2014年6月30日現在の財務諸表に対するこの解釈指針の適用により見込まれる株主資本への影響額は-117百万ユーロで、うち-165百万ユーロは、2014年度上半期の税引後当期純利益への影響額である。

<sup>(1)</sup> 欧州連合で使用するためにあたって採用されたすべての基準は、欧州委員会のウェブサイト [http://ec.europa.eu/internal\\_market/accounting/ias\\_en.htm#adopted-commission](http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/ias_en.htm#adopted-commission)で閲覧することができる。

注1.b 連結

注1.b.1 連結の範囲

BNPパリバの連結財務諸表には、当グループが単独でおよび共同で支配している企業や重要な影響力を行使している企業が含まれるが、連結に含めることが当グループにとって重要でないと考えられる企業は除外される。連結に含めることが重要でないと考えられる企業とは、連結財務諸表に対する当該企業の貢献額が、3つの基準額(15百万ユーロの連結営業収益、1百万ユーロの連結税引前当期純利益、および500百万ユーロの連結資産合計。)を下回っているような企業を言う。連結子会社の株式を保有する企業も連結に含まれる。

子会社は、当グループが有効な支配権を獲得した日より連結される。一時的に支配下にあった企業は、売却日まで連結財務諸表に含まれる。

## 注1.b.2 連結の方法

支配下企業は全部連結されている。当グループは、特定子会社への関与により得られる変動リターンについて何らかのリスクを負っているか権利を持っており、当該子会社に対する法的権限の行使を通じて当該リターンに影響を及ぼすことができる場合、当該子会社を支配しているものとみなされる。

また当グループが、議決権が支配の有無の決定要因となる企業について、当該議決権の過半数を直接または間接的に保有しており、当該議決権に伴う法的権限が変化する根拠となるような他の契約を交わしていない場合、通常、当該企業を支配しているものとみなされる。

IFRS第12号に定義されている、議決権が支配の有無の決定要因とならないような方法(議決権は管理業務に関する決議においてのみ行使できるようにするという方法や、関連業務は契約上の取決めに沿って指図されるようにするという方法など)で組成された企業(ストラクチャード・エンティティ)の支配について分析する際には、当該企業の設立目的や構造、当該企業が負うこととなるであろうリスク、また当グループが関連する可変要素を吸収できる程度を検討する必要がある。支配の有無を評価する際には、当グループが、実質的に、そのリターンに重大な影響を及ぼす可能性のある決定(不確実な将来の事象または状況に基づく決定であってもよい)を下せるかどうかについて判定できるような、あらゆる事実や状況を検討する必要がある。

当グループが支配権の有無を評価する際に検討すべき点は、当グループまたは第三者のいずれが実質的な権利を保有しているのかという点のみである。被支配企業が実施すべき関連業務に関する決定の際に実質的に行使できる権利を保有している者が実質的な権利の保有者としてみなされる。

支配の有無を左右する1つ以上の要素が変化したことを示唆する事実や状況がある場合、支配権の有無を再評価する必要がある。

当グループが、契約に基づき、意思決定に関する法的権限を保有している場合(当グループがファンド・マネージャーとして活動している場合など)には、当グループが、他人勘定または自己勘定のいずれを用いて活動するかを判定する必要がある。実務では、前述の意思決定に関する法的権限を行使することで、リターンが変動するリスクを一定程度制御できる場合、当該権限は、当グループが自己勘定を用いて活動していることを示唆する要素となるため、当グループは、当該企業を支配しているものとみなされる。

当グループは、(被支配企業のリターンに重大な影響を及ぼす)関連業務について全会一致で合意することを求めている契約に基づき当該業務を1社以上の提携会社と共同で支配している場合、当該業務を共同支配しているものとみなされる。前述の共同支配業務が別の事業体(この事業体の純資産について前述の提携会社が各種権利を有している事業体)を通じて行われる場合、当該事業体は、持分法を用いて会計処理される。前述の共同支配業務が別の事業体を通じて行われない場合、または前述の提携会社が、当該業務に伴う資産について何らかの権利を有しているか、当該業務に伴う負債について何らかの義務を負っている場合、当グループは、当該業務に伴う資産、負債、収益および費用を、適用可能なIFRSに従って会計処理する。

当グループが重要な影響力を行使する企業(関連会社)は、持分法によって会計処理される。重要な影響力とは、支配権を行使することなく、当該企業の財務上・業務上の方針に関する決定に参加する力である。当グループが当該企業の議決権の20%以上を直接的または間接的に保有する場合には、重要な影響力があるものとみなされる。20%未満の持分は連結対象から除外されるが、持分が戦略的投資であったり、また、当グループが重要な影響力を行使している場合は例外となる。他のグループとの提携で設立された会社であって、BNPパリバ・グループが、取締役会またはこれに相当する統治機関の代表を通して、当該企業の戦略決定に参加する場合、あるいは経営システムを提供するかシニア・マネージャーを派遣することにより会社の運営管理に影響力を行使する場合、また、会社の発展を支援する技術的支援を行う場合などがこれに該当する。

関連会社(持分法適用会社)の純資産の変動は、貸借対照表の資産側の「関連会社に対する投資」および株主資本の関連する勘定で認識される。関連会社ののれんも「関連会社に対する投資」に含まれる。

減損の兆候がある場合には、持分法で連結されている投資(のれんを含む)の帳簿価額について、回収可能価額(使用価値と正味売却可能価額のいずれか高い方の価額)と帳簿価額を比較する方法で減損テストが実施される。該当する場合、連結損益計算書の「関連会社投資損益」に減損が認識される。なおこの減損は、状況により、後日戻入される場合がある。

関連会社の損失に対する当グループの持分が、当該関連会社に対する投資の帳簿価額以上に達した場合、当グループは、それ以上の損失を含めることを停止し、そのような投資の価値はゼロとして計上される。当グループが法的債務かみなし債務を負う範囲内、または関連会社に代わって支払いを行った範囲内でのみ、当グループは関連会社の損失を追加計上する。

少数株主持分は、連結企業内の連結損益計算書および貸借対照表に単独の勘定科目として計上される。少数株主持分の計算では、資本性金融商品に分類され、子会社によって発行され、当グループ外で保有される累積的優先株式の残高を考慮する。

支配権の喪失原因となる取引については、当グループが引き続き保有する資本持分が、純損益を通じて公正価値で再測定される。

連結対象企業に対する投資に係る実現損益は、損益計算書の「長期性資産に係る純利益」に認識される。

#### 注1.b.3 連結手続

連結財務諸表を作成する際、類似の環境における同種の取引およびその他の事象に関して統一された会計方針を用いて作成される。

- ・ グループ会社間の残高と取引の相殺消去

連結企業間の取引に起因するグループ会社間残高および取引そのもの(収益、費用および配当を含む)は相殺消去される。グループ会社間の資産の売買に起因する損益は相殺消去される。ただし、売買された資産の価値が減損している兆候がある場合は例外となる。売却可能資産の価額に含まれる未実現損益は、連結財務諸表に引き続き計上される。

- ・ 外貨で表示された財務諸表の通貨換算

BNPパリバの連結財務諸表はユーロ建てで作成されている。

機能通貨がユーロでない企業の財務諸表は、決算日レート法により換算される。この方法によれば、すべての資産・負債は(貨幣性、非貨幣性を問わず)、決算日の直物為替レートによって換算される。収益・費用の項目は、会計期間の平均レートで換算される。

同じ方法が、超インフレ経済下にある企業の財務諸表に対しても適用されるが、その際、一般物価指数を適用することでインフレの影響を調整する。

貸借対照表項目および損益計算書項目の外貨換算差額のうち、親会社株主帰属部分は親会社株主資本の「為替レート」に計上され、外部投資家帰属部分は「少数株主持分」に計上される。IFRS第1号によって認められている任意の会計処理に基づき、当グループは2004年1月1日現在の期首貸借対照表において親会社株主および少数株主持分に帰属するすべての累積為替換算差額を利益剰余金に振り替え、すべての換算差異をゼロとした。

投資の種類が変化する(支配権もしくは重要な影響力を喪失するか、重要な影響力を維持することなく共同支配権を喪失する)こととなるような、ユーロ圏外に拠点を置いている外国企業に対する持分の一部または全部の清算または売却の際には、当該清算または売却日現在で資本の累積為替換算調整勘定に計上されている額(段階法で算出された額)が損益計算書に認識される。

投資の種類は変化しないものの、持分割合は変化する場合、投資先企業が全部連結されていれば、為替換算調整勘定の残高が、親会社株主帰属部分と少数株主帰属部分の間で再配分される。持分法により連結されている企業については、持分と関係のある部分の売却は、損益計算書に認識される。

#### 注1.b.4 企業結合とのれんの測定

##### ・ 企業結合

企業結合はパーチェス法を用いて会計処理される。

パーチェス法では、被取得会社の識別可能な資産および引受けた負債は、買収日の公正価値で測定される。ただし、売却目的で保有する資産に分類される長期性資産は、売却費用控除後の公正価値で計上される。

被取得会社の偶発債務は、当該債務が取得日における現在の債務を表しており、当該債務の公正価値が信頼性をもって見積り可能な場合を除き、連結貸借対照表に認識されない。

企業結合の取得原価とは、交換日現在の取得資産、引受債務、および被取得会社の支配を獲得するために発行された資本性金融商品の公正価値である。企業結合に直接帰属する費用は個別取引に伴う費用として取り扱われ、損益計算書を通じて認識される。

条件付対価は、支配権を得た時点で、支配権を取得した日の公正価値で取得原価に含まれる。金融負債として認識済みの条件付対価のその後の価額変動は、損益計算書を通じて認識される。

当グループは、暫定的な会計処理について買収日から12ヶ月以内に調整額を認識することがありうる。

のれんとは、企業結合の取得原価と、被取得会社の識別可能な資産および負債の取得日現在の公正価値純額に対する取得会社の持分との差額である。正ののれんは取得会社の貸借対照表で認識され、負ののれんは取得日に即時に損益計算書で認識される。少数株主持分は、被取得会社の識別可能な資産および負債の公正価値に対する持分で測定される。当グループは、各企業結合に係る少数株主持分を公正価値で測定することを選択でき、その場合にはのれんの一定割合が少数株主持分へ配賦される。当グループがこれまでに後者の選択を行ったことはない。

のれんは被取得会社の機能通貨で認識され、決算日レートで換算される。

取得以前より保有していた被取得会社に対する株式持分は、当該取得日に、損益計算書を通じて公正価値で再測定される。このため段階取得の場合、のれんは、当該取得日現在の公正価値を参照して算定される。

IFRS第3号(改訂)の適用は非遡及適用のため、2010年1月1日以前に完了した企業結合については、IFRS第3号の変更による影響を反映するための修正再表示を行っていない。

IFRS第1号により認められている通り、2004年1月1日より前に行われ、以前適用されていた会計基準(フランスGAAP)に準拠して計上された企業結合については、IFRS第3号の原則に準拠した修正再表示は行われていない。

・ のれんの測定

BNPパリバ・グループは、のれんの価値の減損について定期的にテストしている。

- 資金生成単位

BNPパリバ・グループは、すべての活動を主要な業務部門を表す資金生成単位<sup>(2)</sup>に分けている。この分類は、当グループの組織構造および管理方法に合致するものであると共に、業績および管理のアプローチの観点から見た各単位の独立性を反映したものとなっている。分類は、企業買収、売却、大規模な組織変更など、資金生成単位の構成に影響を与える可能性の高い事象を考慮するため定期的に見直される。

<sup>(2)</sup> IAS第36号による定義。

- 資金生成単位の減損テスト

資金生成単位に割り当てられたのれんに対し、年に一度、さらに減損の兆候があれば随時、当該単位の帳簿価額と回収可能価額との比較により減損テストが行われる。回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、戻入不能な減損損失が認識され、当該単位の帳簿価額のうち回収可能価額を上回る部分についてののれんの価額を切り下げる。

- 資金生成単位の回収可能価額

資金生成単位の回収可能価額は、資金生成単位の売却費用控除後の公正価値と当該資金生成単位の使用価値の内、いずれか高い方となる。

公正価値とは、測定日現在の市場実勢で資金生成単位を売却した場合に得られるであろう価格をいう。この価格は主に、類似企業の最近の取引実勢価格を参照して、あるいは比較対象企業の株価倍率を基に算出される。

使用価値は、資金生成単位によって生み出される将来のキャッシュ・フローの見積もりに基づいており、当該単位の管理職が作成し当グループの業務執行陣が承認した年間見通しおよび市場における資金生成単位の活動のポジショニングの変更に関する分析から算出される。これらのキャッシュ・フローは、資金生成単位が属する事業分野および関連地域への投資に対して投資家が求める期待収益率で割引かれる。



## 注1.c 金融資産および金融負債

### 注1.c.1 貸出金および債権

貸出金および債権は、トレーディング目的保有以外で、当グループが行った融資、シンジケート・ローンの当グループの引受分、および活発な市場における公表価格のない購入貸付債権を含む。活発な市場で公表価格のある貸出金は「売却可能金融資産」に分類され、当該分類に適用可能な方法を用いて測定される。

貸出金および債権は、当初公正価値またはそれに相当する価額に基づいて測定される。その際の公正価値とは通常、当初に支払われた金額で、貸出金の実効金利の調整となる取得に直接起因するオリジネーション・コストおよび特定の種類の手数料(シンジケーション・コミッション、コミットメント・フィーおよび取扱手数料)との純額である。

その後、貸出金および債権は償却原価で測定される。利息および取引費用に加えて貸出金の当初の価値に含まれる手数料類から構成される貸出金に係る収益は、実効金利法で計算され、貸出金の期間にわたって損益計算書に計上される。

貸付が実行される以前に融資コミットメントに対し稼得した手数料は繰り延べられ、貸付が実行された時点で貸出金の価値に含まれる。

貸付実行の可能性が低い場合、あるいは貸付実行のタイミングや金額が不確実な場合、融資コミットメントに対し稼得した手数料はコミットメント期間にわたって定額法で認識される。

### 注1.c.2 規制貯蓄預金と貸付契約

住宅財形貯蓄口座(Comptes Épargne-Logement、以下「CEL」という。)および住宅財形貯蓄制度(Plans d'Épargne Logement、以下「PEL」という。)は、フランスで販売されている公的リテール商品である。これは預金・貸出金一体型商品であり、預金が貸付の条件になっている。

これらの商品に関してBNPパリバは2種類の義務を負っている。つまり、契約時に政府が設定した金利で(PEL商品の場合)、または法が定める物価スライド方式に従い半年ごとに見直す金利で(CEL商品の場合)無期限に預金金利を支払う義務、および貯蓄期間に取得した権利に応じた金額を契約時に設定した金利で(PEL商品の場合)、または貯蓄状況に応じた金利で(CEL商品の場合)顧客に対して貸し付ける(顧客の選択による)義務である。

各ジェネレーション(PEL商品の場合、一つのジェネレーションはすべて同じ当初金利の商品から成り、CEL商品の場合、全CEL商品が一つのジェネレーションを構成する)に関連する当グループの将来債務は、当該ジェネレーションのリスクにさらされている残高から将来生じる可能性のある利益を割引くことにより測定する。

リスクにさらされている残高は顧客行動の実績分析を基に推定され、次の金額と等しくなる。

- 貸付面では、統計的に蓋然性の高い貸付残高および実際の貸付残高。
- 貯蓄面では、統計的に蓋然性の高い残高と最低予想残高との差。条件付きでない定期預金残高を最低予想残高とみなす。

貯蓄面では、再投資金利と、再投資期間中のリスクにさらされている預金残高に対する固定預金金利との差が将来生じる利益とみなされ、貸付面では、再調達金利と、再調達期間中のリスクにさらされている貸出金残高に対する固定貸出金利との差が将来生じる利益とみなされる。

貯蓄面での再投資金利および貸付面での再調達金利は、スワップ取引のイールド・カーブ、ならびに種類および満期日が類似している金融商品の期待スプレッドから算出する。スプレッドは、貸付面の場合は固定金利住宅ローン、貯蓄面の場合はリテール商品の実勢スプレッドを基に算出する。将来の金利動向の不確実性、さらには当該金利動向が顧客行動モデルおよびリスクにさらされている残高へ及ぼす影響を反映させるため、債務の推定にはモンテカルロ法を用いている。

契約のジェネレーションごとの貯蓄・貸付に関し、当グループの将来の想定債務合計が当グループにとって好ましくない可能性がある場合、引当金を貸借対照表の「偶発債務等引当金」勘定で(ジェネレーション間で相殺せず)認識する。この引当金の増減は、損益計算書の受取利息として認識する。

#### 注1.c.3 有価証券

##### ・ 有価証券の分類

当グループが保有する有価証券は、次の4つのいずれかに分類される。

##### - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」(デリバティブ商品は除く)は、次のものから成る。

##### - トレーディング目的で保有する金融資産

- 当グループが当初の認識の際に、IAS第39号に基づく公正価値オプションを用い、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産。公正価値オプション適用の条件は、注1.c.11に記載されている。

このカテゴリーの有価証券は、決算日の公正価値で測定される。取引費用は、損益計算書に直接計上される。公正価値の変動(固定利付証券の未収利息を除く)は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益/損失」に、変動利付証券の配当や実現処分損益と共に計上される。

このカテゴリーに分類される固定利付証券の収益は、損益計算書の「受取利息」に計上される。

公正価値とは、これらの有価証券の取引先リスクの評価を内包したものである。

##### - 貸出金および債権

活発な市場で取引されていない、固定または決定可能な受領額の有価証券は、所有者が信用低下以外の理由で初期投資のほぼ全額を回収できない可能性のある有価証券を除き、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類するための基準を満たしていない場合、「貸出金および債権」に分類される。これらの有価証券は、注1.c.1に記載の方法で測定および認識される。

- 満期保有目的金融資産

満期保有目的金融資産とは、固定または決定可能な受領額と固定の満期を有する投資であり、当グループが満期まで保有する意思と能力を持つものである。このカテゴリーの資産の金利リスクをカバーする目的で契約したヘッジ取引は、IAS第39号で定義されたヘッジ会計として適格ではない。

このカテゴリーの資産は、実効金利法により償却原価で計上されるが、この償却原価にはプレミアムとディスカウント(資産の購入価格と償還価値の差額に該当する)、また(重要な場合には)取得付随費用の償却額が組み込まれる。このカテゴリーの資産より稼得した収益は、損益計算書の「受取利息」に含まれる。

- 売却可能金融資産

売却可能金融資産とは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」、「満期保有目的金融資産」、または「貸出金および債権」のいずれかに分類されるもの以外の固定利付証券および変動利付証券である。

売却可能のカテゴリーに含まれる資産は当初は公正価値で計上され、取引費用は金額的重要性のある場合に加算される。これらは決算日に公正価値で再測定され、(未収利息を除く)公正価値の変動は、株主資本の独立勘定に表示される。売却時に、それら未実現損益は株主資本から損益計算書に振り替えられ、「売却可能金融資産に係る純利益/損失」勘定に計上される。減損が生じている場合にも、同じ原則が適用される。

実効金利法によって認識された売却可能固定利付証券の収益は、損益計算書の「受取利息」に計上される。変動利付証券からの配当収入は、当グループの支払いを受ける権利が確定した時点で「売却可能金融資産に係る純利益/損失」に認識される。

・ 買戻契約(レポ)取引と有価証券貸付/借入取引

買戻(レポ)契約の下で一時的に売却された有価証券は、当グループの貸借対照表のそれまでと同じ有価証券のカテゴリーに計上される。それに対応する負債は貸借対照表の適切なカテゴリーで認識するが、トレーディング目的で契約したレポ契約の場合は例外であり、対応する負債は「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類される。

売戻(リバース・レポ)契約の下で一時的に取得した有価証券は、当グループの貸借対照表には計上されない。これに対応する債権が「貸出金および債権」に計上されるが、トレーディング目的で契約したリバース・レポ契約の場合は例外であり、対応する債権は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される。

有価証券貸付取引によって、貸し付けられた有価証券の計上が取り消されることはなく、有価証券借入取引によって、借り入れられた有価証券が貸借対照表に計上されることもないが、当グループが借入後に借入有価証券を売却した場合、借入有価証券を満期日に引渡す債務は、貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に計上される。

・ 有価証券取引に関する認識日

純損益を通じて公正価値で測定する、満期保有目的、または売却可能金融資産として分類された有価証券は取引日に認識される。

どの分類であっても(純損益を通じて公正価値で測定する、貸出金および債権または債務)、一時的な有価証券の売却および借入有価証券の売却は決済日に当初認識される。売戻(リバース・レポ)/買戻(レポ)契約に基づく債券の貸借と引き換えに融資コミットメントに基づき授受される貸付/借入金は、取引実行日から取引決済日までの間の取引認識日に、それぞれ「貸出金および債権」ならびに「負債」として認識される。売戻(リバース・レポ)/買戻(レポ)契約が、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」および「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」にそれぞれ分類される場合、当該契約は、デリバティブ金融商品として認識される。

有価証券取引は、当グループが関連するキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅するまで、または当グループが有価証券の所有に関連するすべてのリスクおよび便益を実質的に移転するまで、貸借対照表に計上される。

注1.c.4 外貨取引

当グループが行う外貨取引に関連する資産および負債の会計処理方法、ならびに当該取引により生じる為替リスクの測定方法は、当該資産または負債が貨幣性項目または非貨幣性項目のいずれに該当するかにより異なる。

・ 外貨表示の貨幣性資産・負債<sup>(3)</sup>

外貨表示の貨幣性資産・負債は決算日レートで当グループの関連事業体の機能通貨に換算する。換算差額は、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは外貨純投資ヘッジ手段に指定される金融商品から生じるものを除き、損益計算書で認識する。キャッシュ・フロー・ヘッジまたは外貨純投資ヘッジ手段に指定される金融商品から生じる換算差額は、株主資本勘定で認識する。

<sup>(3)</sup> 貨幣性資産・負債とは、固定または決定可能な金額で受領または支払うことになる資産および負債である。

・ 外貨表示の非貨幣性資産・負債

非貨幣性資産は、取得原価または公正価値のいずれかで測定する。外貨表示の非貨幣性資産は、取得原価で測定する場合には取引日の為替レートを用いて、公正価値で測定する場合には決算日レートで換算する。

公正価値で測定する外貨表示の非貨幣性資産(変動利付証券)の換算差額は、当該資産が「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される場合には損益計算書で認識し、「売却可能金融資産」に分類される場合には、当該金融資産が公正価値ヘッジ関係で為替リスクのヘッジ対象に指定されていない限り株主資本勘定で認識するが、指定されている場合には損益計算書で認識する。

#### 注1.c.5 金融資産の減損およびリストラクチャリング

##### ・ 不良貸出金

不良貸出金は、借手が債務の一部またはすべてを遵守しないリスクがあると当行が考慮する貸出金として定義される。

##### ・ 「貸出金および債権」および「満期保有目的金融資産」の減損、「融資および保証のコミットメント」に対する引当金

貸付実行後または資産取得後に発生した事象により価値が減少したとの客観的証拠がある場合、当該事象が将来のキャッシュ・フローの金額またはタイミングに影響を与える場合、また当該事象による結果が信頼性をもって測定できる場合、当該貸出金および満期保有目的金融資産について減損損失を認識する。貸出金の減損に関する証拠の評価は、個別の金融資産に実施した後、ポートフォリオ・ベースで実施する。当グループが供与した融資および保証のコミットメントについても同様の原則を適用しており、融資コミットメントの評価においては実行の可能性が考慮される。

個別では、金融資産の減損の客観的証拠は以下の事象に関する観測可能なデータを含む。

- 期日を3ヶ月経過した勘定の存在(不動産貸出金および地方自治体に対する貸出金は6ヶ月経過)
- 借手の支払いが滞ったことがあるか否かにかかわらず、リスクが発生していると考えられる程の重大な財政難に借手が陥っているという認識または兆候
- 借手が財政難に陥っていなければ検討されなかった、貸手による借手の支払い条件に関する譲歩(詳しくは、「『貸出金および債権』に分類される資産のリストラクチャリング」と題されたセクションを参照)。

当該資産の回収可能とみなされる構成要素(元本、金利、担保など)を当初実効金利で割引いて求めた現在価値と減損前の帳簿価額との差額が減損の金額となる。減損損失額の変動は、損益計算書の「リスク費用」に認識される。減損損失認識後に発生した事象と客観的に関連する、減損損失の減少は、損益計算書の「リスク費用」勘定に貸方計上する。資産が減損処理された場合、当該資産の帳簿価額に基づき稼得される理論上の利息(回収可能キャッシュ・フロー見積額を割引く際に用いる当初実効金利を使い算出される)を損益計算書の「受取利息」で認識する。

貸出金および債権の減損損失は、当該貸出金および債権が最初に資産計上された時の金額を減少させる個別引当金勘定に通常は計上される。オフバランスシートの金融商品、融資および保証のコミットメントまたは紛争に関連した引当金は、負債に認識される。当行が債権または保証を回収するためのすべての手段に失敗した場合、または債権のすべてまたは一部が放棄された場合、減損した債権はすべてまたは一部償却され、対応する引当金は損失分が戻し入れられる。

個別で減損していない相手先については、類似の特徴を持つポートフォリオ・ベースでリスク評価する。このリスク評価では過去の実績に基づく内部格付制度を利用し、必要に応じて決算日現在の実勢を反映するよう調整が行われる。これにより当グループは、個別相手先に減損を配賦できる段階でなくとも貸付実行後に発生した事象のため返済期日に債務不履行となるおそれがある多くの貸付先を発見することが可能になる。債務不履行の可能性はポートフォリオ全体の減損の客観的証拠となる。この評価はまた、評価期間中の景気動向を勘案しながら、疑念のあるポートフォリオの損失額も推計する。ポートフォリオの減損の増減額は、損益計算書の「リスク費用」に認識する。

経験豊富な当行の事業部門またはリスク管理部門の判断に基づき、当グループは例外的な経済事象によって影響を受ける経済領域または地域について追加的に集団的な減損を認識することがある。これは、これらの事象の結果が、これらの事象の影響を受ける類似の特徴をもつ貸出金のポートフォリオに対して、集団的な減損を決定するために用いられるパラメーターを調整するのに十分な正確性をもって測定することができない場合に該当し得る。

・ 売却可能金融資産の減損

売却可能金融資産(主として有価証券)については、取得後に一つまたは複数の事象により減損が発生したとの客観的証拠がある場合には、個別に減損を認識する。

活発な市場に公表価格がある変動利付証券の場合、公表価格の取得価格に対する著しい下落または長期にわたる下落といった基準に基づき、長期的な減損が生じている可能性のある有価証券を管理システムにより特定し、その結果に基づき、当グループは個別に定性的分析を追加実施する。これにより公表価格に基づき算出された減損損失が認識される場合がある。

当グループは、上記基準とは別に、3つの減損の兆候を定めており、1つ目が価格の著しい下落(取得価格から50%超下落)、2つ目が価格の長期にわたる下落(2年以上連続)、3つ目が年度中の観察期間にわたり、平均下落額が少なくとも30%に達するというものである。この2年という期間は、取得価格を下回る価格の緩やかな下落を、単なる株式市場に固有のランダムなボラティリティまたは数年間にわたる周期的な変動の影響によるものではなく、減損の正当な根拠となる持続的現象として捉えるのに必要と当グループが考えている期間である。

同様の方法が、活発な市場における公表価格のない変動利付証券にも適用される。その後のあらゆる減損額は、評価モデルを用いて算定される。

固定利付証券の場合、個別的に減損した貸出金および債権に適用されたものと同じ基準に基づき減損が判定される。活発な市場における公表価格のある固定利付証券の減損額は、当該公表価格をもとに算定される。上記以外のあらゆる固定利付証券の減損額は、評価モデルを用いて算定される。

変動利付証券の減損損失は、営業収益勘定の「売却可能金融資産に係る純利益/損失」において認識し、当該有価証券の売却まで損益計算書を通して戻し入れることはできない。その後の公正価値の下落は追加の減損損失となり、損益計算書で認識される。

固定利付証券の減損損失は「リスク費用」で認識し、直近の減損認識後に発生した事象に関連して公正価値が上昇したと客観的に見られる場合には、損益計算書を通して戻し入れることができる。

・ 「貸出金および債権」に分類される資産のリストラクチャリング

「貸出金および債権」に分類される資産のリストラクチャリングは、不良債権のリストラクチャリングとしてみなされる手続で、この手続を行う当行は、借手の財政難と関係のある経済的または法的な理由により、原貸出取引の条件を、借手が契約に基づき当行に対して履行すべき債務(現在価値で測定される)が減少するような内容へ修正(この修正は、前述の理由がなければ検討しなかったであろう修正である)することに同意することとなる。

このリストラクチャリングにおいては、該当する債権の帳簿価額が、原取引の実効金利を用いて、リストラクチャリング後の予想将来キャッシュ・フローの現在価値まで割り引かれる。

これに伴う資産価額の減少分は、損益計算書の「リスク費用」に認識される。

またこのリストラクチャリングが、借手が明らかに異なる他の資産をもって原債務の一部またはすべてを清算するという形で行われる場合、借手の原債務(注1.c.14を参照)と当行が受け取る資産は、清算日に公正価値で認識される。これに伴う価額の差額も、損益計算書の「リスク費用」に認識される。

#### 注1.c.6 金融資産の再分類

認められている金融資産の再分類は以下に限られている。

- 短期売却目的で保有しない非デリバティブ金融資産の、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」から以下への再分類。
  - 「貸出金および債権」(当該資産がこのカテゴリーの定義を満たしており、当グループが、予測可能な将来または満期まで当該資産を保有する意思と能力を持っている場合)。または、
  - 「その他のカテゴリー」(再分類対象資産が再分類後のポートフォリオに適用される条件を満たしていることにより正当とされる極めて稀な場合のみ)。
- 「売却可能金融資産」から以下への再分類。
  - 「貸出金および債権」(「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」からの再分類に係る上記の条件と同じ)。
  - 「満期保有目的金融資産」(満期のある資産の場合)、または「取得原価で測定する金融資産」(非上場変動利付資産の場合)。

金融資産は、再分類日現在における、公正価値か特定のモデルを用いて計算された価額で再分類される。再分類対象金融資産に組み込まれているあらゆるデリバティブは個別に認識され、損益計算書を通じて公正価値の変動が認識される。

再分類後、資産は、再分類後のポートフォリオに適用される規定に従って認識される。再分類日現在の振替価格は、減損判定時には、当該資産の取得原価とみなされる。

「売却可能金融資産」から別のカテゴリーへの再分類時には、資本を通じて過去に認識済の利益または損失は、損益計算書を通じ、対象資産の残存期間にわたり実効金利法で償却される。

見積回収可能価額の上方修正は、見積修正日現在の実効金利に対する調整を通じて認識される。また下方修正は、金融資産の帳簿価額に対する調整を通じて認識される。

#### 注1.c.7 負債証券の発行

当グループが発行した金融商品は、当該商品を発行したグループ会社が商品の保有者に対して現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務を負う場合に、負債商品とみなされる。当グループが、他の企業との間で当グループにとって潜在的に不利な条件で金融資産または金融負債を交換する、あるいは可変数量の当グループの自己株式を引き渡す必要がある場合も同様である。

負債証券の発行は、最初取引費用を含む発行価格で認識され、その後実効金利法を用いて償却原価で測定される。

当グループの資本性金融商品との引換により償還可能な債券、または当グループの資本性金融商品に転換可能な債券は、当初認識時に、負債と資本の両要素を持つ複合金融商品として会計処理される。

#### 注1.c.8 自己株式と自己株式デリバティブ

「自己株式」という言葉は、親会社(BNPパリバSA)およびその全部連結子会社が発行した株式を意味する。新株発行に直接帰属する外部費用は、すべての関連する税金控除後に株主資本から控除される。

当グループが保有する自己株式は、金庫株としても知られているが、保有の目的に関わらず、連結株主資本の部から控除される。また、そのような金融商品から発生する損益は、連結損益計算書から消去される。

当グループがBNPパリバの独占的支配を受ける子会社発行の資本性金融商品を取得する場合、取得価格と取得した純資産に対する持分との差額をBNPパリバの親会社株主帰属利益剰余金に計上する。同様に、そのような子会社の少数株主に付与されたプット・オプションに対応する負債およびその価値の増減は、まず少数株主持分で相殺し、余剰があればBNPパリバの親会社株主帰属利益剰余金で相殺する。これらのオプションが行使されない限り、少数株主帰属純利益の一部は損益計算書の少数株主損益に配賦される。全部連結子会社に対する当グループの持分の減少は、株主資本の変動として当グループの財務諸表に認識される。

自己株式デリバティブは、決済方法により次のように会計処理する。

- 一定額の現金その他金融資産と交換に、自己株式の一定数を現物として引き渡すことにより決済される場合には、資本性金融商品として会計処理する。この場合、そのような資本性金融商品の再評価は行わない。
- 現金決済の場合、または、自己株式を現物として引き渡すことにより決済するか、現金で決済するかを選択により決済する場合には、デリバティブとして会計処理する。そのようなデリバティブの価値の増減は損益に計上する。

契約により当行が自己株式を買い戻す義務(偶発債務であるか否かを問わない)を負う場合、当行は、当該債務を現在価値で認識し、株主資本にて相殺仕訳を行わなければならない。

#### 注1.c.9 デリバティブおよびヘッジ会計

すべてのデリバティブは、取引日に取引価格で貸借対照表に認識され、決算日に公正価値で再測定される。

##### ・ トレーディング目的で保有するデリバティブ

トレーディング目的で保有するデリバティブは、公正価値がプラスの時には貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に、また公正価値がマイナスの時には貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」にそれぞれ計上される。実現損益ならびに未実現損益は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益/損失」に認識される。

##### ・ デリバティブおよびヘッジ会計

ヘッジ関係の一部として契約されるデリバティブは、ヘッジの目的に合わせて指定される。

公正価値ヘッジは、特に、固定金利の資産および負債に伴う金利リスクをヘッジするため、特定された金融商品(有価証券、発行債券、貸出金および借入金)および金融商品のポートフォリオ(特に、要求払預金および固定金利貸出金)の両方に対して利用される。



キャッシュ・フロー・ヘッジは、特に、変動金利の資産および負債に伴う金利リスクをヘッジするために利用されるが、その中には借換えや可能性が非常に高い予定外貨収入の為替リスクヘッジが含まれる。

当グループは、ヘッジの開始時に公式文書を作成している。その文書には、ヘッジ関係を特定するヘッジ対象、またはヘッジ対象の一部、あるいはヘッジ対象のリスク部分、ヘッジ戦略およびヘッジされるリスクのタイプ、ヘッジ手段、およびヘッジ関係の有効性を評価する方法を詳述している。

当グループは、取引の開始時およびその後少なくとも四半期ごとに、当初の文書と整合性を取りながらヘッジ関係の実際(遡及的)の有効性と予想される(将来の)有効性を評価する。遡及的な有効性のテストは、ヘッジ対象内のヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの実際の変動率が80%から125%の範囲内にあるかどうかを評価するよう設定されている。将来の有効性のテストは、デリバティブの公正価値またはキャッシュ・フローの予想される変動が、ヘッジの残存期間において、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を十分に相殺することが確認できるよう設定されている。可能性が非常に高い予定取引の場合、その有効性は概して類似取引の実績データに基づいて評価される。

欧州連合が採用するIAS第39号(ポートフォリオ・ヘッジに関する特定の規定を除く)に基づき、資産または負債のポートフォリオに基づく金利リスクのヘッジ関係は、下記の通り公正価値ヘッジ会計適用対象として適格である。

- ヘッジ対象として指定されたリスクは、商業銀行取引(顧客への貸出金、貯蓄預金、要求払預金)に係る金利のうち銀行間取引の金利部分に関連する金利リスクである。
- ヘッジ対象として指定された金融商品は、各マチュリティ・バンド(満期帯)において、ヘッジ対象原資産に係る金利ギャップの一部に対応している。
- 利用されるヘッジ手段は「プレーン・バニラ」スワップのみである。
- 将来のヘッジの有効性は、すべてのデリバティブが開始時にヘッジ対象のポートフォリオに伴う金利リスクを軽減する効果を持つという事実に基づき確立されている。遡及的には、(貸出金の期限前償還または預金の引出しによって)その後、特に各マチュリティ・バンド(満期帯)においてヘッジ対象に不足が生じた場合、ヘッジはヘッジ会計上適格でなくなる。

デリバティブとヘッジ対象の会計処理はヘッジ戦略により異なる。

公正価値ヘッジ関係におけるデリバティブは、貸借対照表において公正価値で再測定され、公正価値の変動は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益/損失」に認識され、その対となる会計処理としてヘッジ対象がヘッジリスクを反映するよう再測定される。ヘッジされた構成要素の公正価値の再測定は貸借対照表において認識されるが、特定された資産と負債のヘッジの場合にはヘッジされた項目の分類に従って認識され、ポートフォリオのヘッジ関係の場合には「金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整」として認識される。

ヘッジ関係が終了する、あるいは有効性の基準をもはや満たさない場合は、ヘッジ手段はトレーディング勘定へ振り替えられ、そのカテゴリーに適用される会計処理に従って計上される。特定の固定利付証券の場合、貸借対照表で認識された再測定による調整額は当該証券の残存期間にわたって実効金利で償却される。金利リスクヘッジ対象固定利付証券ポートフォリオの場合、調整額はヘッジの当初期間の残存期間にわたって定額法で償却される。ヘッジ対象が、特に期限前償還などによって貸借対照表に表示されない場合、調整額は即時に損益計算書に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表にて公正価値で測定され、公正価値の変動額は株主資本の「未実現または繰延利益／損失」に独立して計上される。ヘッジ期間を通じて株主資本に計上される金額は、ヘッジ対象からのキャッシュ・フローが損益に影響を与える時点で損益計算書の「正味受取利息」に振り替えられる。ヘッジ対象は、その項目が属するカテゴリーにおいて個別の会計処理に基づき、引き続き計上される。

ヘッジ関係が終了した場合、あるいは有効性の基準をもちや満たさなくなった場合、ヘッジ手段の再測定の結果として株主資本で認識された累積額は、ヘッジ取引そのものが損益に影響を与えるまで、あるいは、取引が今後発生しないことが明らかになるまで、資本に留保され、その後、損益計算書で処理される。

ヘッジ対象が存在しなくなった場合、株主資本勘定で認識した累積額を即座に損益計算書へと振り替える。

使用されるヘッジ戦略がどのようなものであっても、ヘッジの非有効部分は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に認識される。

子会社や支店に対する外貨建て純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同じ方法で会計処理される。ヘッジ手段は、通貨デリバティブまたはその他の非デリバティブ金融商品である。

#### ・ 組込デリバティブ

複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、複合金融商品が純損益を通じて公正価値で測定される金融資産または負債として計上されていない場合や、組み込まれたデリバティブの経済特性およびリスクが主契約の経済特性およびリスクと緊密に関連していない場合は、当該商品の価値から分離され、デリバティブとして個別に会計処理される。

#### 注1.c.10 公正価値の決定

公正価値とは、測定日において、市場参加者間で、主要な市場または最も有利な市場における秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格を言う。

当グループでは、金融商品の公正価値を、外部の情報源から直接取得した価格情報または評価技法のいずれかを用いて算定している。前述の技法には、主に、一般に認められたモデル(割引キャッシュ・フロー・モデル、ブラック・ショールズ・モデル、補間法)を含むマーケット・アプローチとインカム・アプローチがある。前述の技法は、観測可能なインプットを最大限活用し、観測不能なインプットの活用を最低限に抑える技法である。前述の技法には、現在の市場の状況を反映するための調整が加えられる。また、各種評価モデルまたは当該モデルにて用いられるインプットを用いた評価では、モデル、流動性および信用リスクといったいくつかの要素が考慮されないにもかかわらず、市場参加者が、出口価格を定める際に当該要素を考慮している場合、価値調整が適宜実施される。

測定は、通常、各金融資産または金融負債単位で行うが、一定の条件を満たす場合には、ポートフォリオ・ベースでの測定も選択できる。このため当グループでは、公正価値の算定にあたり、実質的に類似であり、相殺し合う市場リスクまたは信用リスクを有する金融資産および金融負債のグループが、文書化されているリスク管理戦略に従いネット・エクスポージャー・ベースで管理されている場合には、前述の例外的なポートフォリオ・ベースでの評価を行っている。

公正価値で測定または開示される資産および負債は、下記のような、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのいずれかに分類される。

- レベル1：公正価値が、該当資産および負債の活発な市場における相場価格を用いて算定されるレベル。活発な市場の特徴には、十分な量の取引が十分な頻度で行われていることや、取引価格情報が容易に得られることなどが含まれる。
- レベル2：公正価値が、重要なインプットが直接または間接的に観測できる市場データであるような評価技法を用いて算定されるレベル。前述の技法は定期的に調整され、インプットは、活発な市場から得られる情報を用いて裏付けられる。
- レベル3：該当金融商品の流動性が不足しているといった理由や、重要なモデル・リスクが存在するといった理由により、市場ベースの観測では、重要なインプットを観測できないか裏付けられないような評価技法を用いて公正価値が算定されるレベル。観測不能なインプットは、入手できる市場データが存在しないため、他の市場参加者が公正価値を測定する際に検討する独自の仮定に由来するパラメーターである。商品の流動性が不足しているかどうか、または重要なモデル・リスクの影響を受けるかどうかに関する評価は、当事者の判断事項となる。

該当資産または負債が公正価値ヒエラルキーのどのレベルに分類されるかについては、公正価値全体にとって重要なインプットが属する最低レベルをもとに決定される。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品については、当初の認識の際に、取引価格と公正価値の間に差異が生じる場合がある。この「デイ・ワン・プロフィット」は繰り延べられ、評価のパラメーターが依然として観測不能である限り、当該商品の当初の期間にわたって損益計算書に計上される。当初観測不能であったパラメーターが観測可能になった場合、または評価が活発な市場での直近の類似取引との比較によって具体化された場合、デイ・ワン・プロフィットの未認識部分はその時点で損益計算書に計上される。

注1.c.11 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および負債(公正価値オプション)

金融資産または金融負債は、次の場合、当初の認識時に公正価値で測定するものとして指定することができる。

- 他の状況では個別に会計処理されていた組込デリバティブを一つ以上含む複合金融商品の場合
- 公正価値オプションを使うことにより、別の勘定科目に分類した場合に発生する資産・負債の測定結果と会計処理との間の不整合を解消または大幅に軽減できる場合
- 金融資産および/または金融負債のグループが公正価値ベースで管理および測定されており、リスク管理および投資戦略が適切に文書化されている場合

注1.c.12 金融資産および金融負債から発生する収益および費用

償却原価で測定する金融商品および「売却可能金融資産」に分類される固定利付証券から発生する収益および費用は、実効金利法を用いて損益計算書で認識する。

実効金利とは、当該金融商品の予想残存期間(それが適切な場合は、それより短い期間)における予想将来キャッシュ・フローを、貸借対照表上の正味帳簿価格まで正確に割り引く利率をいう。実効金利の算出の際には、実効金利の不可分な要素を構成する契約当事者間で授受されるすべての手数料、取引費用、ならびにプレミアムおよびディスカウントを考慮する。

当グループでは、サービス関連の手数料収益・費用の認識方法はサービス内容により異なる。利息の追加分として処理する手数料は実効金利に含め、損益計算書の「受取利息」に認識する。重要な取引の実行に伴う未払および未収手数料は全額、取引実行時に「受取手数料および支払手数料」勘定で損益として認識する。反復して提供するサービスに対する未払および未収手数料もまた、サービス提供期間にわたって「受取手数料および支払手数料」で認識する。

融資保証コミットメントに関して受け取った手数料は、当該コミットメントの公正価値を表すものとみなされる。その結果生じた負債は、その後、営業収益の手数料収益において、当該コミットメントの期間にわたって償却される。

#### 注1.c.13 リスク費用

リスク費用には、固定利付証券や顧客および金融機関に対する貸出金および債権の減損引当金の変動、供与した融資および保証のコミットメントに対する引当金の変動、回収不能貸出金に係る損失、また償却済貸出金の回収金額が含まれる。この科目には、店頭取引(OTC)の金融商品の相手方に発生したデフォルト・リスクに関連して計上された減損損失や、ファイナンス事業に伴う不正および紛争に関連した費用も含まれる。

#### 注1.c.14 金融資産・金融負債の認識中止

当グループは、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当グループが当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利および当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合、金融資産の全部または一部の認識を中止する。こうした条件が満たされない限り、当グループは当該資産を貸借対照表上に残し、当該資産の移転により生じる債務について負債を認識する。

当グループは、金融負債の全額または一部が消滅する場合、当該金融負債の全部または一部の認識を中止する。

#### 注1.c.15 金融資産および金融負債の相殺

当グループが認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ、金融資産および金融負債は相殺され、純額で貸借対照表に表示される。

買戻/売戻契約および決済機関経由で取引されるデリバティブのうち、関連会計基準に規定の2つの要件を満たすものは貸借対照表上で相殺される。

#### 注1.d 保険事業に特有の会計基準

全部連結子会社たる保険会社が締結した裁量権のある有配当性を有する保険契約および金融取引契約から発生する資産および負債に関連する特定の会計方針が、連結財務諸表の目的上適用されている。これらの方針はIFRS第4号に準拠している。

その他すべての保険会社の資産および負債は、当グループの資産および負債に一般的に適用される方針に従って処理され、連結財務諸表において該当する貸借対照表の勘定および損益計算書勘定に含まれる。

##### 注1.d.1 資産

金融資産と長期性資産は、この注記に記載されている方針に従って会計処理される。その際、ユニットリンク型保険契約のポートフォリオで保有する民間不動産会社に対する持分(SCI)だけは例外であり、決算日の公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書に計上される。

ユニットリンク型事業に関する責任準備金を表す金融資産は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」とされ、決算日に原資産の実現可能価額で計上される。

##### 注1.d.2 負債

保険契約者および受益者に対する当グループの債務は「保険会社の責任準備金」に計上され、重要な保険リスク(例えば、死亡リスクあるいは障害リスク)のある保険契約に関連する負債、および裁量権のある有配当性を有する金融契約に関連する負債で、IFRS第4号の対象となるもので構成される。裁量権のある有配当性を有するとは、保証された給付金の補完として、実際の利益から分配を受ける権利を生命保険契約者に提供するものである。

IAS第39号の対象であるその他の金融契約に関連する負債は「顧客預金」に計上される。

ユニットリンク型契約の債務は、決算日現在の原資産の公正価値を参照して測定される。

生命保険子会社の責任準備金は、主に保険数理に基づく責任準備金から成っているが、これは通常、保険契約の解約返戻金に対応する。

支払われる給付金は、主に死亡リスク(定期生命保険、年金保険、ローンの返済、ユニットリンク型契約の最低保証額)に関連するものであり、また借入人保険においては障害、就労不能や失業リスクに関連するものである。このような種類のリスクは、適切な生命表(年金保険契約者の場合は資格表)、支払われる給付金の水準に適切な医療審査、保険契約者の母集団の統計的モニタリング、再保険制度を使って管理される。

損害保険の責任準備金には、未経過保険料準備金(将来の期間に関連する約定保険料の一部分)および保険金請求諸手数料を含む未払保険金支払いのための準備金が含まれる。

責任準備金の妥当性は、確率論分析で導き出された将来のキャッシュ・フローの平均値と比較することによって、決算日にテストされる。責任準備金に対する調整はすべて、当該期間の損益計算書に計上される。資本組入準備金は、正味実現利益の一部を繰り延べる(すなわち、適格資産のポートフォリオの最終利回りを維持する)目的で償却可能証券の売却時点で個別の法定勘定において設定される。連結財務諸表において、この準備金の大部分は「保険契約者剰余金」として、連結貸借対照表の負債側へと再分類されている。繰延税金負債は株主資本の一部として認識している。

この項目には、シャドウ・アカウンティングの適用による保険契約者剰余金も含まれる。これは、主に在フランス生命保険子会社において、保険契約に基づく給付金が資産の利回りと連動している場合に、当該資産の未実現損益に対する保険契約者の持分を表すものである。この持分は、保険契約者に起因する未実現損益の様々なシナリオによる確率論分析で算定された平均値である。

シャドウ・アカウンティングで処理される資産について未実現損失が生じた場合、将来の利益に対する保険契約者の持分から控除される可能性のある額と同額の、保険契約者損失引当金が、連結貸借対照表の資産の部に認識される。保険契約者損失引当金の回復可能性は、別途認識されている保険契約者剰余金、会計処理方法の選択によりシャドウ・アカウンティングで処理されない金融資産(取得原価で測定される満期保有目的金融資産および不動産投資)に伴うキャピタル・ゲイン、および未実現損失を含んでいる資産を会社が保有する能力および意図を考慮して、将来に向かって評価される。保険契約者損失引当金は、貸借対照表の資産の部の「未収収益およびその他の資産」の対照勘定として計上される。

#### 注1.d.3 損益勘定

当グループが締結した保険契約から発生する収益と費用は、損益計算書の「その他の業務収益」および「その他の業務費用」に計上される。

その他の保険会社の収益と費用は、関連する損益勘定に計上される。その結果、保険契約者剰余金の増減は、その増減をもたらした資産による損益と同じ勘定科目に表示される。

#### 注1.e 有形固定資産および無形固定資産

連結貸借対照表に計上される有形固定資産および無形固定資産は、事業用の資産と投資不動産で構成される。

事業用資産には、サービスの提供に用いられるもの、あるいは管理目的で使用するものがあり、その中には当グループがオペレーティング・リースの賃貸人としてリースする動産も含まれる。

投資不動産とは、賃貸料およびキャピタル・ゲインを目的として保有する不動産である。

有形固定資産および無形固定資産は、当初、購入価格に直接付随費用を加えた額で認識されるが、建設または改装に長い期間を要する場合には、資産が利用可能になるまでの間の借入金利息も取得原価に算入される。

BNPパリバ・グループが内部で開発したソフトウェアのうち、資産計上の基準を満たすものについては、プロジェクトに直接起因する外部費用や従業員の人件費を含む直接的な開発費が資産計上される。

当初の認識後、有形固定資産および無形固定資産は、取得原価から減価償却または償却累計額および減損額を差し引いた金額で測定される。その際、ユニットリンク型保険契約のポートフォリオで保有する民間不動産会社に対する持分(SCI)だけは例外であり、決算日の公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書に計上される。

有形固定資産および無形固定資産の価値のうち、償却可能額は資産の残存価格控除後の金額で計算される。当グループが賃貸人としてリースするオペレーティング・リースの資産だけは、残存価格があるとの前提に基づく。これは、事業で使用される有形固定資産および無形固定資産の耐用年数は通常、それらの経済的耐用年数と同じであるためである。

有形固定資産および無形固定資産は、その耐用年数にわたって定額法で減価償却または償却される。減価償却費または償却費は、損益計算書の「有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費および減損」に認識される。

資産が、一定期間ごとの入れ替えを必要とする場合がある多くの構成要素で構成されている場合、またはその用途や生み出される経済的便益率が異なる多くの構成要素で構成されている場合、各構成要素はそれぞれに適切な方法により単独で認識され、減価償却される。BNPパリバ・グループは、事業で使用される不動産および投資不動産に対し、構成要素に基づくアプローチを採用してきた。

オフィス不動産の減価償却期間は次の通りである。(主要な不動産およびその他の不動産それぞれにおける)外郭構造は80年または60年、建物の壁面は30年、一般のおよび技術的設置物は20年、備品および付属品は10年。

ソフトウェアの償却期間は種類によって異なり、構造基盤の開発部分では8年まで、顧客へのサービスの提供を主な目的として開発されたものでは3年または5年となっている。

ソフトウェアの維持費用は、発生時に費用計上される。しかし、ソフトウェアの性能向上または耐用年数の延長のための費用は、取得/開発の初期コストに含まれる。

償却可能な有形固定資産および無形固定資産については、決算日時点で潜在的な減損の兆候がないかどうかを確認するため、減損テストを行う。非償却資産も、資金生成単位に対して割り当てられたのれんの場合と同じ方法により、少なくとも年に一度減損テストが行われる。

減損の兆候がある場合には、該当資産の新たな回収可能価額と帳簿価額を比較する。資産の減損が発見された場合、減損損失が損益計算書で認識される。この損失は、見積回収可能価額に変更があった場合、あるいは減損の兆候がなくなった場合に戻し入れが行われる。減損損失は、損益計算書の「有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費および減損」に計上される。

事業に使用される有形固定資産および無形固定資産の処分損益は損益計算書の「長期性資産に係る純利益」で認識される。

投資不動産の処分損益は、損益計算書の「その他の業務収益」または「その他の業務費用」で認識される。

#### 注1.f リース

グループ会社は、リース契約において借手または貸手になることがある。

##### 注1.f.1 賃貸人としての会計処理

当グループが貸手の立場で契約するリース取引は、ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類される。

##### ・ ファイナンス・リース

ファイナンス・リースの場合、貸手は、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転する。ファイナンス・リースは、借手が資産を購入するために行った貸付金として会計処理される。

リース料の現在価値に残存価格を加えたものが、未収金として認識される。リースによって貸手が稼得する純利益は貸出金の利息と同じであり、損益計算書の「受取利息」に計上される。リース料はリース期間にわたって分割して支払われるが、その純利益は正味リース投資未回収額に対して一定の収益率を反映したものとなるよう元本の減額部分と金利部分に配分される。使用される利率はリース上の計算利子率である。

個別の未収ファイナンス・リース料および未収ファイナンス・リース料のポートフォリオの減損は、その他の貸出金および債権に適用されるものと同じ原則に基づいて判断される。

- ・ オペレーティング・リース

オペレーティング・リースとは、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転しないリースである。

リース資産は、貸手の貸借対照表の有形固定資産に計上され、リース期間にわたって定額法で減価償却される。償却可能額は、リース資産の残存価格を控除している。リース料は、リース期間にわたって定額法に基づき全額損益計算書に計上される。リース料と減価償却費は、損益計算書の「その他の業務収益」および「その他の業務費用」に計上される。

#### 注1.f.2 借手の会計処理

当グループが借手の立場で契約するリースは、ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類される。

- ・ ファイナンス・リース

ファイナンス・リースは、借手が融資を受け、その資金で資産を取得したのと同じ扱いとなる。リース資産は借手の貸借対照表に、その公正価値またはリースの計算利子率で計算された最低リース料総額の現在価値のうち、いずれか低い金額で計上される。資産に対応する負債もまた、リース資産の公正価値または最低リース料総額の現在価値と同額で借手の貸借対照表に計上される。資産は、当初の認識された金額から残存価格を控除した後、資産の耐用年数にわたって、自己所有の資産に適用されるのと同じ方法によって減価償却される。リース期間の満了までに借手がリース資産の所有権を取得するという合理的確証がない場合、当該資産は、リース期間か当該資産の耐用年数のどちらか短い方の期間にわたり完全に減価償却される。リース負債の金額は償却原価で会計処理される。

- ・ オペレーティング・リース

資産は、借手の貸借対照表には計上されない。オペレーティング・リースのリース料は、リース期間にわたって定額法により、借手の損益計算書に計上される。



#### 注1.g 売却目的で保有する長期性資産と非継続事業

当グループが長期性資産を売却することを決定し、その売却が12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、そのような資産は貸借対照表の「売却目的で保有する長期性資産」勘定に個別に表示される。それらの資産に関連する負債もまた、貸借対照表の「売却目的で保有する長期性資産関連の負債」勘定にて個別に表示される。

一旦この勘定科目に分類された後は、長期性資産および長期性資産と負債のグループは、帳簿価額または売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で評価される。

そのような資産については減価償却を行わない。長期性資産および長期性資産と負債のグループに減損が生じた場合、減損損失が損益計算書に計上される。減損損失は戻し入れられる可能性がある。

売却目的で保有する長期性資産と負債のグループが資金生成単位の場合は、「非継続事業」に分類される。非継続事業には、売却対象業務、活動を停止した業務、転売の意図を持ってのみ取得した子会社が含まれる。

非継続事業に関連するすべての利益と損失は、損益計算書の「非継続事業および売却目的で保有する資産に対する税引後利益または損失」勘定に個別に表示される。この勘定には、非継続事業の税引後利益または損失、売却費用控除後の公正価値で再測定することから生じた税引後利益または損失、および事業の売却による税引後利益または損失が含まれる。

#### 注1.h 従業員給付

従業員給付は、次の4つのカテゴリーのいずれか1つに分類される。

- 給与、年次休暇、インセンティブ制度、利益配分と追加支払金といった短期給付
- 有給休暇、永年勤続報奨金、その他の形態による現金ベースの繰延報酬を含むその他の長期給付
- 解雇給付
- フランスの追加型銀行業界年金および退職ボーナスならびに他国の各種年金制度(これらの一部は年金ファンドが運用している)を含む退職後給付

##### ・ 短期給付

当グループは、従業員給付の見返りとして従業員が役務を提供した時、その給付を費用として認識する。

##### ・ 長期給付

長期給付とは、短期給付、退職後給付および解雇給付以外の給付を意味する。これは特に、BNPパリバの株価と連動せず、報酬が稼得された期間の財務諸表に未払い計上される、12ヶ月を超える期間にわたって繰り延べられる報酬に関連するものである。

ここで用いられる数理計算法は、確定給付型退職後給付制度で用いられるものと類似のものであるが、再評価項目は、株主資本ではなく損益計算書に認識される。

・ 解雇給付

解雇給付は、雇用契約の終了と引き換えに行われる従業員給付で、当グループが法定退職年齢に達する前に雇用契約を終了させることを決定した場合、あるいは従業員が解雇給付を条件として自主退職を決意した場合に行われる従業員給付である。決算日から12ヶ月より後に支払期日が来る解雇給付は割引かれる。

・ 退職後給付

BNPパリバ・グループは、IFRSに基づき、確定拠出型年金制度と確定給付型年金制度を区別している。

確定拠出型年金制度は当グループにとっての給付債務を生むものではないので、引当金を積み立てる必要はない。会計期間ごとに支払われる雇用者拠出金は費用として認識される。

確定給付型のスキームのみが当グループにとっての給付債務を生み出す。この給付債務は引当金の形で負債として測定され、認識される。

この2つのカテゴリーへの制度の分類は制度の経済的実態に基づいて行われ、当グループが合意した給付金を従業員に支払う法的または実質的義務を負っているかどうかを判断するための見直しが行われる。

確定給付型年金制度の下での退職後給付債務は、人口統計学および財務上の仮定を考慮した年金数理計算手法を用いて算定される。

退職後給付制度について認識される負債純額は、確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値の差額である。

確定給付債務の現在価値は、予測単位積増方式を用い、当グループが採用する年金数理計算上の仮定に基づいて測定される。この方式では、各国または当グループの各社に固有の、人口統計学的推計、従業員の定年前退職の確率、昇給率、割引率、一般的な物価上昇率といった様々なパラメーターを勘案している。

制度資産の価値が給付債務額を超える場合、将来における拠出額の減少または制度に対する拠出額の将来における一部払戻の形で当グループに将来の経済的利益をもたらすものならば、資産として認識される。

損益計算書の「給与および従業員給付」に認識されている確定給付制度に関する年間費用には、当期勤務費用(提供した役務と引き換えに当期中に確定した各従業員の権利)、確定給付債務(資産)純額の割引による影響額と連動する正味利息、制度の変更または縮小に起因する過去勤務費用、および制度清算の影響額が含まれる。

確定給付債務(資産)純額の再測定結果は、その他の包括利益に認識され、損益へ再分類されることはない。これらには、年金数理計算上の損益、制度資産収益および資産計上額の上限の影響(確定給付債務/資産に伴う正味利息に含まれる額は除く)が含まれる。

注1.i 株式報酬

株式報酬取引とは、当グループが発行した株式に基づく報酬であり、株式またはBNPパリバの株価に連動した現金支払いを受け取る形で決済される。

IFRS第2号は、2002年11月7日より後に付与された株式報酬を費用として認識するよう求めている。認識された金額は、従業員へ付与される株式報酬の価額である。

当グループは、株式予約権方式による従業員ストック・オプション制度および繰延株式または株価連動型現金決済の報酬制度を提供している。また従業員は、株式を特定期間売却しないことを条件にBNPパリバが特別に発行する株式を割引価格で購入することもできる。

- ・ スtock・オプションおよび株式報奨制度

ストック・オプションおよび株式報奨制度に関連する費用は、給付が被付与者の継続的雇用を条件とする場合には権利確定期間にわたって認識される。

ストック・オプションおよび株式報奨費用は、給与および従業員給付費用に計上され、対応する調整が株主資本に対して行われる。この費用は、付与日に取締役会が決定する、制度の全体的な価値に基づいて計算される。

制度に係る金融商品の市場価格が入手できない場合には、BNPパリバの株価に関連する業績条件を考慮する財務評価モデルが使用される。制度に係る報酬費用総額は、付与するオプションまたは株式報奨の単価に、権利確定期間の最終時点で権利が確定したオプションまたは株式報奨の見積数量を掛けることで計算されるが、その際には、被付与者の継続的雇用という条件が考慮される。

権利確定期間に前提条件が変更され、その結果、費用の再測定が必要となる場合があるが、これらの前提条件とは、従業員がグループを退職する可能性に関連するものと、BNPパリバの株価に連動しない業績条件に関連するものだけに限られる。

- ・ 株価連動型現金決済繰延報酬制度

この制度に関連する費用は、従業員が対応する役務を提供した年度において認識される。

株式に基づく変動報酬の支払いが、権利確定日現在で対象従業員の雇用が続いていることを明示的な条件としている場合、役務は、権利確定期間中に提供されたものとみなされ、対応する報酬費用は、当該期間にわたって比例配分で認識される。当該費用は給与および従業員給付費用に認識され、対応する負債が貸借対照表に認識される。この額は、雇用継続条件または業績条件の充足状況や、BNPパリバの株価の変動を考慮して見直される。

雇用継続条件がない場合、費用は繰り延べられずに即時に認識され、対応する負債が貸借対照表に認識される。この額は、業績条件やBNPパリバの株価の変動を考慮して、決済までの各報告日において見直される。

- ・ 社内貯蓄制度の下で従業員に提供される新株引受権または株式購入権

社内貯蓄制度(Plan d'Épargne Entreprise)の下で特定期間にわたり市場より低い利率で従業員に提供される株式の引受権または購入権は、権利確定期間を含まない。しかしながら、従業員は法律により、取得した株式の売却を5年間禁じられている。この制限は従業員に対する給付が測定される場合に考慮され、その分給付は減額される。そのため給付額は、制度が従業員に発表された日現在の株式の公正価値(売却制限考慮後)と従業員が払い込む取得価格の差額に取得株式数を掛けることで計算される。

5年間の強制保有期間のコストは、従業員向けの増資時に引き受けた株式の先渡売却に係る戦略的成本と、5年後に当該先渡売却取引から受領する売却代金で返済する借入金による資金調達で、市場で同数のBNPパリバ株式を現金で取得した場合の戦略的成本と同等のものである。当該ローンの金利は、平均的なリスク構造を持つ5年の個人向け一般ローンに付される金利である。当該株式の先渡売却価格は、市場パラメーターに基づいて算定される。

#### 注1.j 負債として計上される引当金

負債として計上される引当金(金融商品、従業員給付、保険契約に係るものを除く)は、主に事業再編、請求と訴訟、罰金、税務リスクに関連するものである。

引当金は、過去の事象に起因する債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積もりができる場合に認識される。そのような債務額は、割引の影響が重要な場合には、引当金の額の決定時に割引かれる。

#### 注1.k 当期および繰延税金

当期法人税の課税額は、利益が生み出された会計期間に当グループが業務を展開した各国において有効な税法と税率に基づいて決定される。

繰延税金は、資産または負債の貸借対照表上の帳簿価格と税務基準額との間に一時差異が発生した場合に認識される。

繰延税金負債は、すべての将来加算一時差異について認識されるが、以下のものはその例外となる。

- のれんの当初の認識額に関する一時差異
- 当グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、一時差異が予測可能な期間内には解消しない可能性が高い場合で、当グループが単独または第三者と共同で支配している企業に対する投資において発生した一時差異

繰延税金資産は、対象会社が、将来、一時差異および税務上の欠損金と相殺可能な課税所得を生み出す可能性が高い場合にのみ、すべての将来減算の一時差異と未使用の繰越欠損金について認識される。

繰延税金資産と負債は、負債法を用い、繰延税金資産が実現するか繰延税金負債が解消される期間に適用されることが予想される税率を用い、当該会計期間の決算日までに制定された(または制定される予定の)税率および税法に基づいて測定される。これらは割引されない。

繰延税金資産と負債は、同じ税グループ内で発生する場合、単独の税務当局の管轄下の場合、および相殺できる法的権利が存在する場合に互いに相殺される。

当期および繰延税金は、損益計算書で税金収益と税金費用として認識されるが、売却可能資産の未実現利益または損失に係る繰延税金、あるいはキャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定された金融商品の公正価値の変動に係る繰延税金は例外であり、そのような繰延税金は株主資本に計上される。

債権および有価証券からの収益に係る税額控除が当期の未払法人税の決済に利用された場合、当該税額控除はそれらが関連する収益と同じ項目で認識される。対応する税金費用は損益計算書の「法人税」に引き続き計上される。

#### 注1.l キャッシュ・フロー計算書

現金および現金同等物の残高は、現金および中央銀行預金正味残高、また銀行間コールローンおよび要求払預金の正味残高で構成される。

営業活動に関連する現金および現金同等物の増減は、投資不動産、満期保有金融資産および譲渡性預金に関連するキャッシュ・フローを含む、当グループの業務により生じたキャッシュ・フローを反映している。

投資活動に関連する現金および現金同等物の増減は、連結グループに含まれている子会社、関連会社または合併事業の買収および処分、ならびに有形固定資産(投資不動産およびオペレーティング・リースとして保有されている不動産を除く)の取得および売却により生じたキャッシュ・フローを反映している。

財務活動に関連する現金および現金同等物の増減は、株主との取引、債券および劣後債に関連するキャッシュ・フロー、および負債証券(譲渡性預金を除く)により生じたキャッシュ・インフローおよびアウトフローを反映している。

#### 注1.m 財務諸表作成における見積もりの利用

財務諸表を作成する際に、中核事業や本社機能の管理者は、損益計算書の損益勘定および貸借対照表の資産・負債勘定の測定、ならびに財務諸表に対する注記で開示される情報に反映される仮定や見積もりを行うことが要求されている。担当管理者は、判断および見積もりに当たり、財務諸表の作成日現在入手可能な情報を利用することを要求される。また、管理者が見積もりを行った場合、将来の実績は、主に市況などにより、見積もりと大幅に異なることがある。これにより財務諸表に重要な影響が及ぶ可能性がある。

これは、特に次の点について当てはまる。

- 銀行仲介業務に内在する信用リスクについて認識する減損損失
- 内部で開発したモデルを用いた、活発な市場において公表価格のない金融商品のポジションの測定
- 「売却可能金融資産」、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」あるいは「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類される公表価格のない金融商品の公正価値の計算、および(より一般的には)公正価値による開示要件の対象となる金融商品の公正価値の計算
- 評価手法を用いる際に必要となる、市場が活発か不活発かの判断
- 「売却可能」に分類される変動利付金融資産の減損損失
- 無形固定資産に対し行われる減損テスト
- 特定のデリバティブをキャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定したことの適切性およびヘッジの有効性の測定
- ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースとしてリースされた資産および(より一般的には)見積もり残存価値控除後の減価償却が計上される資産の残存価値の見積もり
- 偶発債務などに対する引当金の測定

各種市場リスクの感応度および観測不能なパラメーターに対する評価の感応度を査定するために適用された仮定についても該当する。

注2. IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂がもたらす遡及的な影響

当グループは、2014年1月1日現在、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取り決め」、IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」の改訂ならびにIAS第32号「金融商品：表示 - 金融資産と金融負債の相殺」の改訂(いずれも、2012年12月29日に欧州連合が採用したものを)を適用している。これらの基準および改訂は遡及的効果のある基準および改訂のため、2013年1月1日、6月30日、および12月31日現在の比較財務諸表が修正再表示された。

・ IFRS第10号および11号の適用がもたらす遡及的な影響

IFRS第10号の初度適用がもたらした主な影響には、2つの資産担保コマーシャル・ペーパー発行導管体の連結が必要となったという影響がある。

またIFRS第11号の適用により、当グループは、別の事業体を通じて行われている共同支配業務(提携会社が、当該業務に伴う資産について何らかの権利を有している)の会計処理に持分法を用いなければならなくなった。これまでは、前述の業務は比例連結されていた。

この処理と関係のある事業体は注6.b「連結の範囲」に示されている。

2013年12月20日以降は全部連結されているTEBグループは、それ以前は比例連結されていたが、IFRS第11号の適用により、修正再表示された2013年度の財務諸表では、12月20日までのTEBグループの連結方法が持分法に変更されたため、IFRS第11号の適用に伴う2013年1月1日現在の貸借対照表の調整額と2013年度上半期の損益計算書の調整額には、TEBグループの連結方法の変更に伴う影響額も含まれている。TEBグループは、2013年12月31日現在の貸借対照表においては全部連結されている。

・ IAS第32号の改訂がもたらす遡及的な影響

金融資産と金融負債を相殺するには、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利に条件が付いておらず、いかなる状況でも当該権利が存在していなければならないという原則が明確にされた。この原則は、同時に総額で決済する意図が、純額で決済する意図と同等であると見なされる可能性のあるような状況で適用される。

・ 貸借対照表

以下の表は、IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂が、2013年1月1日および2013年12月31日現在の当グループの貸借対照表に及ぼす影響を示している。

(単位：百万ユーロ)	IFRS第10号および11号 の適用ならびにIAS第 32号の改訂以前の 2013年1月1日現在	IFRS第10号の 適用に伴う 調整額	IFRS第11号の 適用に伴う 調整額	IAS第32号の 改訂に伴う 調整額	2013年 1月1日現在 (修正再表示)
<b>資産</b>					
現金および中央銀行預け金	103,190		(1,489)		101,701
純損益を通じて公正価値で測定 する金融商品					
トレーディング目的有価証券	143,465		(300)		143,165
貸出金および売戻契約	146,899		144	1,981	149,024
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された 金融商品	62,800	809			63,609
デリバティブ金融商品	410,635	(13)	67	5,160	415,849
ヘッジ目的デリバティブ	14,267		(81)		14,186
売却可能金融資産	192,506		(5,743)		186,763
金融機関貸出金および債権	40,406	79	7,079		47,564
顧客貸出金および債権	630,520	4,449	(19,418)	22	615,573
金利リスクヘッジポートフォリオ の再測定による調整	5,836		(142)		5,694
満期保有目的金融資産	10,284		(6)		10,278
当期および繰延税金資産	8,732		(248)		8,484
未収収益およびその他の資産	99,207	(1)	(864)		98,342
持分法投資	7,031		2,497		9,528
投資不動産	927	1,023			1,950
有形固定資産	17,319		(368)		16,951
無形固定資産	2,585		(60)		2,525
のれん	10,591		(428)		10,163
<b>資産合計</b>	<b>1,907,200</b>	<b>6,346</b>	<b>(19,360)</b>	<b>7,163</b>	<b>1,901,349</b>

(単位：百万ユーロ)	IFRS第10号および11号 の適用ならびにIAS第 32号の改訂以前の 2013年1月1日現在	IFRS第10号の 適用に伴う 調整額	IFRS第11号の 適用に伴う 調整額	IAS第32号の 改訂に伴う 調整額	2013年 1月1日現在 (修正再表示)
<b>負債</b>					
中央銀行預金	1,532				1,532
純損益を通じて公正価値で測定 する金融商品					
トレーディング目的有価証券	52,432		(154)		52,278
借入金および買戻契約	203,063		1	1,981	205,045
純損益を通じて公正価値で測 定するものとして指定された 金融商品	43,530	1,832			45,362
デリバティブ金融商品	404,598		50	5,160	409,808
ヘッジ目的デリバティブ	17,286		(279)		17,007
金融機関預金	111,735		(1,985)		109,750
顧客預金	539,513	(216)	(12,817)	22	526,502
負債証券	173,198	4,589	(2,580)		175,207
金利リスクヘッジポートフォリ オの再測定による調整	2,067				2,067
当期および繰延税金負債	2,943		(186)		2,757
未払費用およびその他の負債	86,691	141	(687)		86,145
保険会社の責任準備金	147,992				147,992
偶発債務等引当金	11,380		(120)		11,260
劣後債	15,223		(329)		14,894
<b>負債合計</b>	<b>1,813,183</b>	<b>6,346</b>	<b>(19,086)</b>	<b>7,163</b>	<b>1,807,606</b>
<b>連結資本</b>					
資本金、利益剰余金、および親 会社株主帰属当期純利益合計	82,218		(151)		82,067
資本に直接認識される資産およ び負債の変動	3,226				3,226
<b>親会社株主資本</b>	<b>85,444</b>	<b>-</b>	<b>(151)</b>	<b>-</b>	<b>85,293</b>
少数株主帰属利益剰余金および 当期純利益	8,161		(121)		8,040
資本に直接認識される資産およ び負債の変動	412		(2)		410
<b>少数株主持分合計</b>	<b>8,573</b>	<b>-</b>	<b>(123)</b>	<b>-</b>	<b>8,450</b>
<b>連結資本合計</b>	<b>94,017</b>	<b>-</b>	<b>(274)</b>	<b>-</b>	<b>93,743</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>1,907,200</b>	<b>6,346</b>	<b>(19,360)</b>	<b>7,163</b>	<b>1,901,349</b>



(単位：百万ユーロ)	IFRS第10号および11号 の適用ならびにIAS第 32号の改訂以前の 2013年12月31日現在	IFRS第10号の 適用に伴う 調整額	IFRS第11号の 適用に伴う 調整額	IAS第32号の 改訂に伴う 調整額	2013年 12月31日現在 (修正再表示)
<b>資産</b>					
現金および中央銀行預け金	101,066		(279)		100,787
純損益を通じて公正価値で測定 する金融商品					
トレーディング目的有価証券	157,740		(5)		157,735
貸出金および売戻契約	145,308			6,728	152,036
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された 金融商品	67,230	955			68,185
デリバティブ金融商品	301,409	(14)	54	4,306	305,755
ヘッジ目的デリバティブ	8,426		(58)		8,368
売却可能金融資産	203,413		(4,357)		199,056
金融機関貸出金および債権	50,487	2	7,056		57,545
顧客貸出金および債権	617,161	4,909	(9,637)	22	612,455
金利リスクヘッジポートフォリオ の再測定による調整	3,657		(89)		3,568
満期保有目的金融資産	9,881				9,881
当期および繰延税金資産	9,048		(198)		8,850
未収収益およびその他の資産	89,105	(1)	(448)		88,656
持分法投資	5,747		814		6,561
投資不動産	713	1,059			1,772
有形固定資産	17,177		(248)		16,929
無形固定資産	2,577		(40)		2,537
のれん	9,994		(148)		9,846
<b>資産合計</b>	<b>1,800,139</b>	<b>6,910</b>	<b>(7,583)</b>	<b>11,056</b>	<b>1,810,522</b>

(単位：百万ユーロ)	IFRS第10号および11号 の適用ならびにIAS第 32号の改訂以前の 2013年12月31日現在	IFRS第10号の 適用に伴う 調整額	IFRS第11号の 適用に伴う 調整額	IAS第32号の 改訂に伴う 調整額	2013年 12月31日現在 (修正再表示)
<b>負債</b>					
中央銀行預金	661		1		662
純損益を通じて公正価値で測定 する金融商品					
トレーディング目的有価証券	69,803		(11)		69,792
借入金および買戻契約	195,934			6,728	202,662
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された 金融商品	45,329	2,013			47,342
デリバティブ金融商品	297,081	(5)	57	4,306	301,439
ヘッジ目的デリバティブ	12,289		(150)		12,139
金融機関預金	85,021		(427)		84,594
顧客預金	557,903	(273)	(4,155)	22	553,497
負債証券	183,507	5,114	(1,935)		186,686
金利リスクヘッジポートフォリオ の再測定による調整	924				924
当期および繰延税金負債	2,632		(155)		2,477
未払費用およびその他の負債	78,676	61	(356)		78,381
保険会社の責任準備金	155,226				155,226
偶発債務等引当金	11,963		(41)		11,922
劣後債	12,028		(204)		11,824
<b>負債合計</b>	<b>1,708,977</b>	<b>6,910</b>	<b>(7,376)</b>	<b>11,056</b>	<b>1,719,567</b>
<b>連結資本</b>					
資本金、利益剰余金、および親 会社株主帰属当期純利益合計	85,656		(166)		85,490
資本に直接認識される資産および 負債の変動	1,935		8		1,943
<b>親会社株主資本</b>	<b>87,591</b>	<b>-</b>	<b>(158)</b>	<b>-</b>	<b>87,433</b>
少数株主帰属利益剰余金および 当期純利益	3,579		(51)		3,528
資本に直接認識される資産および 負債の変動	(8)		2		(6)
<b>少数株主持分合計</b>	<b>3,571</b>	<b>-</b>	<b>(49)</b>	<b>-</b>	<b>3,522</b>
<b>連結資本合計</b>	<b>91,162</b>	<b>-</b>	<b>(207)</b>	<b>-</b>	<b>90,955</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>1,800,139</b>	<b>6,910</b>	<b>(7,583)</b>	<b>11,056</b>	<b>1,810,522</b>

## ・ 損益計算書

以下の表は、IFRS第10号および11号の適用が、2013年度上半期の損益計算書に及ぼす影響を示している。IAS第32号の改訂は、損益計算書に影響を及ぼさなかった。

(単位：百万ユーロ)	2013年度上半期 (IFRS第10号および11号の適用前)	IFRS第10号の 適用に伴う 調整額	IFRS第11号の 適用に伴う 調整額	2013年度上半期 (修正再表示)
受取利息	20,074	28	(1,039)	19,063
支払利息	(10,026)	(11)	407	(9,630)
受取手数料	6,195	(5)	(204)	5,986
支払手数料	(2,647)	(11)	50	(2,608)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益 / 損失	2,766	(6)	(8)	2,752
売却可能金融資産および公正価値で測定しないその他の金融資産に係る純利益 / 損失	1,087		(39)	1,048
その他の業務収益	17,637	8	(111)	17,534
その他の業務費用	(15,114)		102	(15,012)
<b>営業収益</b>	<b>19,972</b>	<b>3</b>	<b>(842)</b>	<b>19,133</b>
給与および従業員給付費用	(7,466)		199	(7,267)
その他の営業費用	(4,578)		192	(4,386)
有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費および減損	(761)		27	(734)
<b>営業総利益</b>	<b>7,167</b>	<b>3</b>	<b>(424)</b>	<b>6,746</b>
リスク費用	(2,087)		216	(1,871)
<b>営業利益</b>	<b>5,080</b>	<b>3</b>	<b>(208)</b>	<b>4,875</b>
持分法適用会社投資損益	106		155	261
長期性資産に係る純利益	129		2	131
のれん				
<b>税引前当期純利益</b>	<b>5,315</b>	<b>3</b>	<b>(51)</b>	<b>5,267</b>
法人税	(1,592)		47	(1,545)
<b>当期純利益</b>	<b>3,723</b>	<b>3</b>	<b>(4)</b>	<b>3,722</b>
少数株主帰属当期純利益	376		(4)	372
<b>親会社株主帰属当期純利益</b>	<b>3,347</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>3,350</b>

・ 当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動計算書

以下の表は、IFRS第10号および11号の適用が、2013年度上半期の当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動計算書に及ぼす影響を示している。IAS第32号の改訂は、当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動計算書に影響を及ぼさなかった。

(単位：百万ユーロ)	2013年度上半期 (IFRS第10号および11号の適用前)	IFRS第10号の 適用に伴う 調整額	IFRS第11号の 適用に伴う 調整額	2013年度上半期 (修正再表示後)
<b>当期純利益</b>	3,723	3	(4)	3,722
<b>資本に直接認識される資産および負債の変動</b>	(967)	-	28	(939)
<b>純損益へ再分類されるか、される可能性のある項目</b>	(1,072)	-	28	(1,044)
為替レートの変動	(196)		113	(83)
売却可能金融資産(貸出金および債権として再分類されたものを含む)の公正価値の変動	266		98	364
当期純利益に報告される売却可能金融資産(貸出金および債権として再分類されたものを含む)の公正価値の変動	(332)		28	(304)
ヘッジ手段の公正価値の変動	(596)		(19)	(615)
当期純利益に報告されるヘッジ手段の公正価値の変動	1			1
持分法投資の変動	(215)		(192)	(407)
<b>純損益へ再分類されない項目</b>	105	-	-	105
退職後給付制度に関連する利益(損失)の再測定	118		(4)	114
持分法投資の変動	(13)		4	(9)
<b>合計</b>	<b>2,756</b>	<b>3</b>	<b>24</b>	<b>2,783</b>
親会社株主帰属	2,530	3	18	2,551
少数株主帰属	226		6	232

・ キャッシュ・フロー計算書

修正再表示前の2013年度上半期のキャッシュ・フロー計算書における、2013年1月1日および2013年6月30日現在の現金および現金同等物勘定残高は、それぞれ1,002億ユーロおよび699億ユーロであった。

IFRS第10号および11号の適用により、2013年1月1日および2013年6月30日現在の現金および現金同等物勘定残高が、それぞれ14億ユーロおよび23億ユーロ減少したため、期間中の増減は9億ユーロの減少となった。

## 注3. 2014年度上半期における損益計算書に対する注記

## 注3.a 正味受取利息

BNPパリバ・グループは、償却原価で測定する金融商品、および公正価値で測定する金融商品のうちデリバティブの定義に該当しない商品に係るすべての収益および費用(利息、手数料、取引費用)を「受取利息」および「支払利息」に含めている。これらの金額は実効金利法を使用して計算されている。純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値の変動(未収/未払利息を除く)は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」に認識されている。

公正価値ヘッジとして会計処理されているデリバティブに係る受取利息および支払利息は、ヘッジ対象から生じた収益に含まれている。同様に、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された取引のヘッジに使用されるデリバティブから生じる受取利息および支払利息は、原取引に関連する受取利息および支払利息と同じ勘定に配賦される。

(単位: 百万ユーロ)	2014年度上半期			2013年度上半期 <sup>(1)</sup>		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額
<b>顧客関連項目</b>	<b>11,945</b>	<b>(4,031)</b>	<b>7,914</b>	<b>11,883</b>	<b>(3,939)</b>	<b>7,944</b>
預金、貸出金および借入金	11,320	(3,978)	7,342	11,235	(3,885)	7,350
買戻/売戻契約	15	(32)	(17)	3	(17)	(14)
ファイナンス・リース	610	(21)	589	645	(37)	608
<b>銀行間項目</b>	<b>816</b>	<b>(791)</b>	<b>25</b>	<b>796</b>	<b>(900)</b>	<b>(104)</b>
預金、貸出金および借入金	778	(722)	56	740	(857)	(117)
買戻/売戻契約	38	(69)	(31)	56	(43)	13
<b>発行済負債証券</b>		<b>(1,072)</b>	<b>(1,072)</b>		<b>(1,149)</b>	<b>(1,149)</b>
<b>キャッシュ・フロー・ヘッジ手段</b>	<b>1,502</b>	<b>(1,325)</b>	<b>177</b>	<b>1,408</b>	<b>(1,224)</b>	<b>184</b>
<b>金利ポートフォリオ・ヘッジ商品</b>	<b>1,165</b>	<b>(1,405)</b>	<b>(240)</b>	<b>1,155</b>	<b>(1,628)</b>	<b>(473)</b>
<b>純損益を通じて公正価値で測定する金融商品</b>	<b>823</b>	<b>(676)</b>	<b>147</b>	<b>1,080</b>	<b>(790)</b>	<b>290</b>
固定利付証券	421		421	735		735
貸付/借入	140	(171)	(31)	123	(223)	(100)
買戻/売戻契約	262	(344)	(82)	222	(276)	(54)
負債証券		(161)	(161)		(291)	(291)
<b>売却可能金融資産</b>	<b>2,561</b>		<b>2,561</b>	<b>2,516</b>		<b>2,516</b>
<b>満期保有目的金融資産</b>	<b>221</b>		<b>221</b>	<b>225</b>		<b>225</b>
<b>受取(支払)利息合計</b>	<b>19,033</b>	<b>(9,300)</b>	<b>9,733</b>	<b>19,063</b>	<b>(9,630)</b>	<b>9,433</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

個別に減損が認識された貸出金に係る受取利息は、2014年度上半期は278百万ユーロ、2013年度上半期は264百万ユーロであった。

## 注3.b 受取手数料および支払手数料

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品に係る受取手数料および支払手数料は、2014年度上半期は受取手数料1,571百万ユーロおよび支払手数料246百万ユーロ(2013年度上半期はそれぞれ1,568百万ユーロおよび221百万ユーロ)であった。

当グループが、クライアント、信託、年金、および個人向けリスク保険ファンドまたはその他の機関に代わり資産を保有または投資する際の媒体となる、信託および類似活動に関連した正味受取手数料は、2014年度上半期は1,152百万ユーロ(2013年度上半期は1,100百万ユーロ)であった。

## 注3.c 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益

「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」には、トレーディング勘定において管理されている金融商品に関連するすべての損益項目が含まれている。さらに、当グループが公正価値オプションにより、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品として指定した金融商品(配当金を含む)に関連する損益項目(「正味受取利息」(注3.a参照)に認識される受取利息および支払利息を除く)も含まれている。

(単位：百万ユーロ)	2014年度上半期	2013年度上半期 <sup>(1)</sup>
<b>トレーディング勘定</b>	<b>3,266</b>	<b>1,749</b>
金利および信用商品	25	332
資本性金融商品	2,479	1,225
外国為替金融商品	915	(202)
その他のデリバティブ	(137)	368
買戻 / 売戻契約	(16)	26
<b>純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品</b>	<b>(790)</b>	<b>973</b>
内、BNPパリバ・グループの発行体リスクに起因する負債再測定の影響額(注5.c)	(104)	(299)
<b>ヘッジ会計の影響</b>	<b>53</b>	<b>30</b>
公正価値ヘッジ手段たるデリバティブ	1,372	490
公正価値ヘッジのヘッジ対象	(1,319)	(460)
<b>合計</b>	<b>2,529</b>	<b>2,752</b>

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

2014年度上半期および2013年度上半期のトレーディング勘定に係る純利益には、キャッシュ・フロー・ヘッジの無効な部分に関連した重要性のない金額が含まれている。

注3.d 売却可能金融資産に係る純利益および公正価値で測定しないその他の金融資産

(単位：百万ユーロ)	2014年度上半期	2013年度上半期 <sup>(1)</sup>
<b>貸出金および債権、固定利付証券<sup>(2)</sup></b>	<b>340</b>	<b>387</b>
処分損益	340	387
<b>株式およびその他の変動利付証券</b>	<b>938</b>	<b>661</b>
受取配当金	353	364
減損計上額	(105)	(119)
処分純益額	690	416
<b>合計</b>	<b>1,278</b>	<b>1,048</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

(2) 固定利付金融商品からの受取利息は「正味受取利息」(注3.a)に含まれ、発行者の債務不履行の可能性に関連する減損損失は「リスク費用」(注3.f)に含まれている。

過年度には「資本に直接認識される資産および負債の変動」に計上されていた未実現損益は、税引前当期純利益に含まれ、2014年度上半期は620百万ユーロの利益(保険契約者剰余金の影響額考慮後)で、2013年度上半期は430百万ユーロの純利益であった。

注3.e その他の業務収益(純額)

(単位：百万ユーロ)	2014年度上半期			2013年度上半期 <sup>(1)</sup>		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額
保険業務収益(純額)	14,897	(13,208)	1,689	13,734	(11,903)	1,831
投資不動産収益(純額)	28	(22)	6	54	(16)	38
オペレーティング・リースの下で保有される リース資産収益(純額)	2,858	(2,329)	529	2,704	(2,167)	537
不動産開発業務収益(純額)	466	(352)	114	519	(439)	80
その他の収益(純額)	719	(659)	60	523	(487)	36
<b>その他の業務収益(純額)合計</b>	<b>18,968</b>	<b>(16,570)</b>	<b>2,398</b>	<b>17,534</b>	<b>(15,012)</b>	<b>2,522</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

・ 保険業務収益(純額)

(単位：百万ユーロ)	2014年度上半期	2013年度上半期
約定保険料総額	12,461	11,790
保険金給付費用	(7,379)	(7,705)
責任準備金の変動	(4,904)	(3,076)
ユニットリンク型保険適格投資の価値の変動	1,659	992
出再保険	(178)	(180)
その他の収益および費用	30	10
<b>保険業務収益(純額)合計</b>	<b>1,689</b>	<b>1,831</b>

「保険金給付費用」には、保険契約に係る解約、満期、および保険金請求から生じる費用が含まれている。「責任準備金の変動」は、金融契約(特にユニットリンク型保険契約)の価値の変動を反映している。そのような契約に対して支払った利息は「支払利息」に認識されている。

### 注3.f リスク費用

「リスク費用」は、当グループの銀行仲介業務に特有の信用リスクに関して認識された減損損失に加えて、店頭取引の金融商品について生じた取引先リスクに関する減損損失を表示している。

#### ・当期リスク費用

(単位：百万ユーロ)	2014年度上半期	2013年度上半期 <sup>(1)</sup>
減損引当金計上額(純額)	(1,945)	(2,088)
償却債権取立益	200	379
減損引当金でカバーされない回収不能貸出金および債権	(194)	(162)
<b>当期リスク費用合計</b>	<b>(1,939)</b>	<b>(1,871)</b>

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

#### 資産種類別当期リスク費用

(単位：百万ユーロ)	2014年度上半期	2013年度上半期 <sup>(1)</sup>
金融機関貸出金および債権	2	(10)
顧客貸出金および債権	(1,916)	(1,840)
売却可能金融資産	(6)	(16)
トレーディング業務に係る金融商品	(11)	39
その他の資産	1	(6)
オフバランスシート・コミットメントおよびその他の項目	(9)	(38)
<b>当期リスク費用合計</b>	<b>(1,939)</b>	<b>(1,871)</b>

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

### 注3.g 米国の関係機関との包括的和解に関連する費用

当グループは、2014年6月30日に、米国による制裁の対象国との違法なドル建て取引に関連した係争中の問題について、関係機関と包括的和解に至った。この和解には、米国司法省、米国ニューヨーク州南部地区連邦検察局、米国ニューヨーク郡地方検察局、米国連邦準備制度理事会(FED)、ニューヨーク州金融監督局(DFS)および米国財務省外国資産管理局(OFAC)との取決めが含まれる。



前述の和解には、BNPパリバSAが、米国が経済制裁を科している特定国との取引や関連取引記録の保持に関する米国の法規に違反したという罪を認めたことも含まれている。またBNPパリバは、総額89.7億米ドル(65.5億ユーロ)の罰金を支払うことについても同意した。この罰金総額は、2013年12月31日の時点で計上済みの引当金(8億ユーロ)を上回る額であったため、2014年度第2四半期には、例外的に、不足額である57.5億ユーロを引当金に繰り入れた。この繰入額は、課税所得から控除できない額としてみなされた。前述の和解に関わった当グループの他の会社に最終的に適用される財政規則については、不確実な点が残っている。

BNPパリバは、主に石油/ガス・エネルギー・ファイナンス業務部門やコモディティ・ファイナンス業務部門が特定の地域にて直接手掛けているクリアリング業務を2015年1月1日より1年間停止することについても同意した。

BNPパリバでは、これらの問題を解決するための取組みを、米国の関係機関と連携して実施しているが、これらの問題の解決については、フランスの規制機関(ACPRと呼ばれるフランス共和国プルーデンス規制・破綻処理庁)も、主たる規制機関と連携して必要な調整を実施している。前述の和解は、BNPパリバがその営業許可を維持できる内容のため、BNPパリバの経営または事業体制には影響を及ぼさない見込みである。

当行では、前述の和解に先立ち、より強力な法令遵守および内部統制手続を新たに策定した。この新手順の策定においては、特に下記のような重要な変更を既存の手続に加えた。

- グループ・コンプライアンス管理部門内に、グループ・ファイナンシャル・セキュリティ・ユー・エスと称する新部門を設けてニューヨークに本部を置き、BNPパリバ・グループ全体レベルでの、米国による国際制裁や禁輸措置の対象国との取引と関係のある米国の規制の遵守を確実にするための変更。
- BNPパリバ・グループのあらゆる会社が米ドル建てで行うすべての取引が、ニューヨークの支店を通じて処理および統制されるようにするための変更。

当グループは、2014年6月30日現在、米国の関係機関と合意した是正計画の実施に伴い必要となる追加費用として200百万ユーロの引当金を計上しており、この引当金を含む、2014年度上半期の包括的和解に関連する総費用は5,950百万ユーロに達している。

### 注3.h 法人税

(単位：百万ユーロ)	2014年度上半期	2013年度上半期 <sup>(1)</sup>
当期税金費用(純額)	(1,406)	(1,415)
繰延税金費用(純額)	(18)	(130)
<b>法人税費用</b>	<b>(1,424)</b>	<b>(1,545)</b>

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

#### 注4. セグメント情報

当グループは、3つのコア事業から構成されている。

- リテール・バンキング事業(RB)：国内市場業務、パーソナル・ファイナンス、および国際リテール・バンキング業務から成る。国内市場業務には、フランス(FRB)、イタリア(BNLバンカ・コメルシアレ)、ベルギー(BRB)、およびルクセンブルク(LRB)の各国内でのリテール・バンキング業務、ならびにリテール・バンキング業務専業の特別部門(パーソナル・インベスターズ、リーシング・ソリューション、およびアルバル)が含まれる。また国際リテール・バンキング業務は、BNPパリバ・グループがユーロ圏以外の地域(欧州・地中海沿岸諸国および米国(バンクウェスト)に区分される)で展開しているすべてのリテール・バンキング業務から成る。
- 資産運用および証券管理事業(IS)：富裕層向け資産運用業務、当グループの資産運用業務をすべて行うインベストメント・パートナーズ、運用会社、金融機関およびその他の企業への証券サービス、ならびに保険および不動産サービスを含む。
- コーポレート・バンキングおよび投資銀行事業(CIB)：アドバイザーおよびキャピタル・マーケット(株式および株式デリバティブ、フィクスト・インカムおよび外国為替、コーポレート・ファイナンス)ならびにコーポレート・バンキング(欧州諸国、アジア諸国、北米諸国、中東諸国およびアフリカ諸国での法人営業)業務を含む。

その他の主な業務としては、プリンシパル・インベストメンツ、Klépierre不動産投資会社、当グループ全体の財務と関係のある業務およびクロスボーダービジネスプロジェクト関連費用がある。

これらは、企業結合に関する規則の適用により生じた非経常項目も含んでいる。各コア事業について一貫性があり実用的な関連情報を提供するため、取得した各事業体の純資産に認識される公正価値調整額の償却による影響額と、各事業体の統合に関連して生じた事業再編費用が「その他の事業」セグメントへ配賦されている。当グループのクロスボーダービジネス省力化(簡素化および効率化)プログラム関連の転換費用についても同様である。

セグメント間取引は通常の取引条件で行われる。表示されているセグメント情報は、合意されたセグメント間の移転価格で構成されている。

資本は、リスク・エクスポージャーを基に、主に所要資本に関連する様々な慣例を考慮に入れ配賦される。こうした仮定は、自己資本規制により求められるリスク加重資産の算出により導き出されるものである。セグメント別の正常化された持分利益は、配賦した持分の利益を各セグメントに帰属させて算定している。各セグメントへの資本配賦率は、リスク加重資産の9%である。

2014年度の実績と比較できるようにするため、2013年度のセグメント情報は、以下の主要な事象がもたらす影響(これらの事象が2013年1月1日以降に生じたと仮定した場合の影響)を反映して修正再表示されている。

1. 主に下記のような、2014年1月1日現在で完了している、中期計画に基づく内部での業務および業績の移転。
  - パーソナル・ファイナンスのモーゲージ関連業務のコーポレート・センターへの配賦(業務の大部分はラン・オフの想定で管理される)。

- 富裕層向け資産運用業務を実施する新たな共同支配企業2社(1社は、資産運用および証券管理事業部門と、欧州・地中海沿岸諸国で業務を営んでいるTEBグループが共同で支配し、もう1社は、当該部門とバンクウェストが共同で支配する)の内部での設立。これ以降、欧州・地中海沿岸諸国での業務の業績とバンクウェストの業績は、国内市場業務の業績と同じ方法で開示されることとなる。
  - 過年度においては「その他の国内市場業務」に計上されていたHello bank!導入費用の、国内市場業務セグメントの各社(Hello bank!業務の受益者となる会社)への再配賦。
2. 事業部門や業務部門への資本配賦が、2014年1月1日からのパーゼル3(第4EU自己資本指令)の適用や、前述の内部移転を考慮して見直された事実。各業務部門には、各部門のリスク加重資産(各四半期の期首残高の平均)に9%を乗じて算出した額をもとに資本が配賦されるが、保険事業には、保険事業監督機関の健全性規則をもとに資本が配賦される。
3. 流動性カバレッジ比率に関する新要件を考慮するため、当グループが、関連営業部門への流動性調達費用の配賦方法を見直した事実。
- この見直しを行わなかった場合の差額は、「その他の事業」に計上されているため、当グループの税引前当期純利益には影響を及ぼさない。
4. 欧州連合によるIFRS第10号「連結財務諸表」およびIFRS第11号「共同支配の取り決め」の採用により、2014年1月1日の時点で適用すべき、当グループのいくつかの会社の連結方法が変更され、2013年度上半期の親会社株主帰属当期純利益が3百万ユーロ増加した事実。
- 2013年12月20日以降は全部連結されているTEBグループは、それ以前は比例連結されていた。IFRS第11号の適用により修正再表示された2013年度の財務諸表では、12月20日までのTEBグループの連結方法が持分法に変更されたため、12月20日以降について表示されている、2013年度の見積事業セグメント別業務収益は、2014年度の事業セグメント別業務収益と比較できるよう、全部連結されるTEBグループの2013年度全体の業績が、欧州・地中海沿岸諸国での業務内に計上されるような方法で作成されている。

・ 事業セグメント別業務収益

(単位：百万ユーロ)	2014年上半期						
	営業収益	営業費用	リスク費用	例外的な 引当金 <sup>(3)</sup>	営業利益	その他の 営業外項目	税引前 当期純利益
<b>リテール・バンキング事業</b>							
<b>国内市場業務</b>							
フランス国内のリテール・ バンキング <sup>(2)</sup>	3,279	(2,105)	(210)	-	964	2	966
BNLバンカ・コメルシアーレ (2)	1,601	(856)	(728)	-	17	-	17
ベルギー国内のリテール・ バンキング <sup>(2)</sup>	1,584	(1,166)	(67)	-	351	6	357
その他の国内市場業務	1,120	(624)	(69)	-	427	(10)	417
<b>パーソナル・ファイナンス</b>	<b>1,847</b>	<b>(870)</b>	<b>(526)</b>	<b>-</b>	<b>451</b>	<b>43</b>	<b>494</b>
<b>国際リテール・バンキング業務</b>							
欧州・地中海沿岸諸国	937	(681)	(155)	-	101	55	156
バンクウェスト	1,039	(682)	(27)	-	330	4	334
<b>資産運用および証券管理事業</b>	<b>3,239</b>	<b>(2,180)</b>	<b>(9)</b>	<b>-</b>	<b>1,050</b>	<b>98</b>	<b>1,148</b>
<b>コーポレート・バンキング および投資銀行事業</b>							
アドバイザーおよび キャピタル・マーケット	2,953	(2,300)	37	-	690	2	692
コーポレート・バンキング	1,616	(858)	(173)	-	585	7	592
<b>その他の事業</b>	<b>266</b>	<b>(577)</b>	<b>(12)</b>	<b>(5,950)</b>	<b>(6,273)</b>	<b>47</b>	<b>(6,226)</b>
<b>TEBグループ各社の持分法による 連結の影響</b>							
<b>グループ合計</b>	<b>19,481</b>	<b>(12,899)</b>	<b>(1,939)</b>	<b>(5,950)</b>	<b>(1,307)</b>	<b>254</b>	<b>(1,053)</b>

(単位：百万ユーロ)	2013年上半期 <sup>(1)</sup>					
	営業収益	営業費用	リスク費用	営業利益	その他の 営業外項目	税引前 当期純利益
<b>リテール・バンキング事業</b>						
<b>国内市場業務</b>						
フランス国内のリテール・バンキング <sup>(2)</sup>	3,343	(2,123)	(166)	1,054	3	1,057
BNLバンカ・コメルシアーレ <sup>(2)</sup>	1,605	(865)	(591)	149	-	149
ベルギー国内のリテール・バンキング <sup>(2)</sup>	1,541	(1,159)	(62)	320	11	331
その他の国内市場業務	1,076	(613)	(59)	404	29	433
<b>パーソナル・ファイナンス</b>	<b>1,870</b>	<b>(882)</b>	<b>(576)</b>	<b>412</b>	<b>39</b>	<b>451</b>
<b>国際リテール・バンキング業務</b>						
欧州・地中海沿岸諸国	1,130	(753)	(149)	228	153	381
バンクウェスト	1,107	(684)	(38)	385	4	389
<b>資産運用および証券管理事業</b>	<b>3,151</b>	<b>(2,126)</b>	<b>(21)</b>	<b>1,004</b>	<b>96</b>	<b>1,100</b>
<b>コーポレート・バンキングおよび 投資銀行事業</b>						
アドバイザーおよびキャピタル・マー ケット	2,958	(2,127)	(97)	734	7	741
コーポレート・バンキング	1,626	(869)	(189)	568	10	578
<b>その他の事業</b>	<b>354</b>	<b>(520)</b>	<b>(7)</b>	<b>(173)</b>	<b>(79)</b>	<b>(252)</b>
<b>TEBグループ各社の持分法による連結の影響</b>	<b>(628)</b>	<b>334</b>	<b>84</b>	<b>(210)</b>	<b>119</b>	<b>(91)</b>
<b>グループ合計</b>	<b>19,133</b>	<b>(12,387)</b>	<b>(1,871)</b>	<b>4,875</b>	<b>392</b>	<b>5,267</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

(2) フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの富裕層向け資産運用業務の3分の1を資産運用および証券管理事業に再配分した後のフランス国内のリテール・バンキング業務、BNLバンカ・コメルシアーレ、ベルギーおよびルクセンブルク国内のリテール・バンキング業務。

(3) 米国の関係機関との包括的和解に関連する費用。

[次へ](#)

注5. 2014年6月30日現在の貸借対照表に対する注記

注5.a 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、金融負債およびデリバティブ

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債には、トレーディング勘定の取引(デリバティブを含む)、および取得または発行時に当グループが純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した特定の資産および負債がある。

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在		2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>	
	トレーディング勘定	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品	トレーディング勘定	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品
有価証券ポートフォリオ	195,513	74,229	157,735	68,145
貸出金および売戻契約	166,264	22	152,036	40
<b>純損益を通じて公正価値で測定する金融資産</b>	<b>361,777</b>	<b>74,251</b>	<b>309,771</b>	<b>68,185</b>
有価証券ポートフォリオ	81,317		69,792	
借入金および買戻契約	213,922	2,407	202,662	1,372
負債証券(注5.f)		47,514		44,357
劣後債(注5.f)		1,603		1,613
<b>純損益を通じて公正価値で測定する金融負債</b>	<b>295,239</b>	<b>51,524</b>	<b>272,454</b>	<b>47,342</b>

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

これらの資産および負債の詳細は注5.cに記載されている。

#### デリバティブ金融商品

トレーディング目的で保有するデリバティブ金融商品の大部分はトレーディング目的で開始された取引に関連するものである。それらは、マーケット・メイキングまたは裁定取引から生じうる。BNPパリバは積極的にデリバティブ取引を行っている。取引としては、顧客ニーズに応えるために行っている、クレジット・デフォルト・スワップのような「一般的な」商品の売買や、複合的なリスク構成にした仕組型取引などがある。ネットポジションはいずれにしても限度額内でなければならない。

デリバティブ商品の中には、金融資産や金融負債のヘッジ目的で契約しているデリバティブもあるが、そうしたデリバティブについては、当グループはヘッジ関係を文書化しておらず、IFRSに基づくヘッジ会計にも適格ではない。主として当グループの貸出金勘定をヘッジするために契約するクレジット・デリバティブが好例である。

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在		2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>	
	プラスの 市場価格	マイナスの 市場価格	プラスの 市場価格	マイナスの 市場価格
金利デリバティブ	229,555	219,266	216,835	202,600
為替デリバティブ	21,437	21,736	32,310	36,353
クレジット・デリバティブ	18,343	17,528	18,494	18,167
株式デリバティブ	30,569	39,387	34,809	41,162
その他のデリバティブ	3,484	3,245	3,307	3,157
<b>デリバティブ金融商品</b>	<b>303,388</b>	<b>301,162</b>	<b>305,755</b>	<b>301,439</b>

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

注5.b 売却可能金融資産

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在			2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>		
	純額	内、減損	内、資本に直 接認識される 評価額の変動	純額	内、減損	内、資本に直 接認識される 評価額の変動
<b>固定利付証券</b>	<b>205,788</b>	<b>(80)</b>	<b>11,567</b>	<b>181,784</b>	<b>(84)</b>	<b>5,903</b>
財務省証券および国債	111,670	(4)	5,911	100,028	(3)	2,254
その他の固定利付証券	94,118	(76)	5,656	81,756	(81)	3,649
<b>株式およびその他の変動利付証券</b>	<b>18,212</b>	<b>(3,162)</b>	<b>4,053</b>	<b>17,272</b>	<b>(3,593)</b>	<b>4,087</b>
内、上場有価証券	5,709	(1,100)	1,931	5,976	(1,329)	2,065
内、非上場有価証券	12,503	(2,062)	2,122	11,296	(2,264)	2,022
<b>売却可能金融資産合計</b>	<b>224,000</b>	<b>(3,242)</b>	<b>15,620</b>	<b>199,056</b>	<b>(3,677)</b>	<b>9,990</b>

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

固定利付証券の減損総額は、2014年6月30日現在では136百万ユーロであり、2013年12月31日現在と同額であった。

資本に直接認識される評価額の変動の内訳は以下の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在			2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>		
	固定利付 証券	株式および その他の 変動利付証券	合計	固定利付 証券	株式および その他の 変動利付証券	合計
<b>「売却可能金融資産」に認識されている、ヘッジされていない有価証券の価額変動</b>	11,567	4,053	15,620	5,903	4,087	9,990
この価額変動と関係のある繰延税金	(3,870)	(897)	(4,767)	(1,934)	(881)	(2,815)
各保険子会社の保険契約者剰余金 (繰延税金控除後)	(5,958)	(1,139)	(7,097)	(3,529)	(1,046)	(4,575)
持分法適用会社が保有している売却 可能有価証券の価額変動に対する当 グループの持分(繰延税金および保 険契約者剰余金控除後)	802	63	865	499	79	578
貸出金および債権として再分類され た売却可能有価証券の価額変動(未 償却分)	(88)		(88)	(108)		(108)
その他の変動	(41)	33	(8)	(40)	36	(4)
<b>資本の部の「売却可能金融資産なら びに貸出金および債権として再分類 された金融資産」へ直接認識される 資産の価額変動</b>	2,411	2,114	4,525	791	2,275	3,066
親会社株主帰属	2,323	2,103	4,426	746	2,264	3,010
少数株主帰属	88	11	99	45	11	56

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

#### 注5.c 金融商品の公正価値測定

##### 公正価値測定プロセス

BNPパリバでは、日々のリスク管理や財務報告に用いられる、金融商品の公正価値を測定および統制するための独自かつ統合的なプロセスを設ける必要があるという基本原則を設けている。前述のプロセスは、いずれも、業務上の決定やリスク管理戦略の中核をなす要素である、一般的な経済価値測定プロセスを基本とするプロセスである。

経済価値測定プロセスは、仲値の測定プロセスと追加の価値調整プロセスから成る。

仲値は、外部のデータ、または観測可能な市場ベースのデータを最大限活用する評価技法を用いて測定される。仲値は、i)取引の方向またはポートフォリオに内包されている既存のリスクへの影響、ii)取引相手の種類、およびiii)市場参加者が、金融商品、当該商品が取引されている市場、またはリスク管理戦略に固有の特定のリスクを嫌っている事実が考慮されていない、追加的な調整が必要な理論値である。



追加的価値調整では、公正価値測定に伴う不確実性や、主要な市場における取引解消に伴い生じる可能性のある費用を反映するための市場リスク・プレミアムおよび信用リスク・プレミアムを含めるかどうかを考慮する。公正価値測定に評価技法を用いる場合には、特に適切な割引率を用いて仲値を測定する作業において、予想将来キャッシュ・フローと関係のあるファンディングに関する仮定が不可欠な要素となる。これらの仮定には、当行が見込んでいる条件(市場参加者が検討するであろう、該当商品によるファンディングが効果的なものとなるような条件)が反映される。この作業では、特に、担保契約の存在および条項が考慮される。特に、無担保または担保が不十分なデリバティブ商品については、銀行間取引金利を反映するための調整(ファンディング・コスト反映のための価値調整 - FVA)が含まれる。

公正価値は、通常、信用調整に代表される、IFRSの各基準が明示的に求めている限られた調整を加えた後の経済価値と同じになる。

以下のセクションでは、主な追加的価値調整について説明する。

#### 追加的価値調整

BNPパリバでは、公正価値測定の際に、以下のような追加的価値調整を行っている。

**ビッド価格とアスク(オファー)価格が存在する場合に必要な調整**：ビッド/オファー・スプレッドの範囲内の価格は、価格受容者にとっては、付加的な取引解消価格を表す価格であるが、ディーラーにとっては、ポジションの保有に伴うリスクまたは価格受容者が他のディーラーの価格を受容することによりポジションを手仕舞うリスクを負担する見返りに求める対価を表す価格である。

BNPパリバでは、ビッド/オファー・スプレッドの範囲内で取引解消価格(公正価値)を最もよく表している別の価格が存在しない限り、ビッド価格またはオファー価格を取引解消価格の最良の見積額とすることを前提としている。

**インプットに不確実性が伴う場合に必要な調整**：評価技法に必要な価格情報もしくはインプットの観測が困難な場合、または当該観測の結果が一様でない場合、取引解消価格には不確実性が伴うこととなる。取引解消価格に伴う不確実性の程度を測定する方法には、入手可能な価格情報の分散度を測定するという方法、または評価技法に用いることができるインプットの範囲を見積るという方法に代表されるいくつかの方法がある。

**評価モデルが原因で不確実性が生じる場合に必要な調整**：この調整は、用いる観測可能なインプットは入手できるものの、用いる評価技法が原因で公正価値測定結果に不確実性が生じるといった状況で必要となる。この状況は、金融商品に固有のリスクが、観測可能なデータに固有のリスクと異なるため、評価技法による公正価値測定の際に、容易に裏付けの取れない仮定を用いる必要がある場合に生じる。

**信用価値調整(CVA)**：CVAは、公正価値測定結果または市場における相場価格に取引相手の信用力が反映されていない場合に、当該測定結果または価格に対して行う調整で、取引相手が債務を履行できず、BNPパリバが取引の公正価値に相当する全額を受け取れない可能性を考慮することを目的とする調整である。

取引先リスクに対するエクスポージャーの終了または移転に伴う費用の算定時には、インター・ディーラー市場が適切であるものとみなされる。しかし、CVAについては、i)インター・ディーラー市場にて入手できる価格情報が存在しないか不足している場合、ii)取引先リスクに関する規制の内容が、市場参加者の価格決定行動に影響を及ぼす場合、また、iii)取引先リスクを管理するための主要なビジネス・モデルが存在しない場合、当グループは一定の判断を行う必要がある。

CVAモデルでは、規制に従うために用いるのと同じエクスポージャーに基づき調整が行われる。CVAモデルでは、i)施行中の規制やその改訂に固有の黙示的な誘因や制約、ii)市場参加者によるデフォルト確率の認識度、およびiii)規制に従うために用いるデフォルト・パラメータに基づく最適ナリスク管理戦略にかかる費用を見積る。

**当グループ自身の債務に伴う信用リスクを反映するために行う調整(OCA)やデリバティブを対象とする当該調整(債務価値調整 - DVA) :**OCAやDVAは、BNPパリバの信用力(信用リスク)が、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債証券や他のデリバティブの評価に及ぼす影響を反映するための調整である。OCAやDVAは、いずれも、前述の金融商品において、将来生じる見込みの債務の内容に基づき行われる。当グループの信用力は、関連債券の発行水準を市場にて観測するという方法で推測される。

このため、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債証券の帳簿価額は、2014年6月30日現在では509百万ユーロ(2013年12月31日現在では405百万ユーロ)増加した(すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益に-104百万ユーロの差額が認識された)(注3.c)。

金融商品の分類ならびに公正価値で測定される資産および負債が分類される公正価値ヒエラルキー内のレベル

重要な会計方針の要約(注1.c.10)にて説明した通り、公正価値で測定される金融商品は、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのいずれかに分類される。

金融資産および負債を、下記のように、ヘッジするリスクの種類に応じて細分化すると、当該金融商品の本質をより正確に理解できる。

- 証券化エクスポージャーは、担保の種類に応じて細分化される。
- デリバティブについては、主要なリスク要因(すなわち、金利変動、為替相場変動、信用リスク要因および保有株式の価格変動)に応じて公正価値が細分化される。ヘッジ目的デリバティブは金利デリバティブが主である。

2014年6月30日現在

(単位：百万ユーロ)

	トレーディング勘定				純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された商品			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	<b>有価証券ポートフォリオ</b>	<b>166,935</b>	<b>25,220</b>	<b>3,358</b>	<b>195,513</b>	<b>59,414</b>	<b>12,234</b>	<b>2,581</b>
財務省証券および国債	61,511	4,525		66,036	1,149	83		1,232
資産担保証券 (ABS) <sup>(1)</sup>	-	8,583	2,540	11,123	-	-	-	-
CDO / CLO <sup>(2)</sup>		224	2,531	2,755				-
他の資産担保証券		8,359	9	8,368				-
その他の固定利付証券	17,639	11,502	355	29,496	1,162	5,529	132	6,823
株式およびその他の変動利付証券	87,785	610	463	88,858	57,103	6,622	2,449	66,174
<b>貸出金および売戻契約</b>	<b>-</b>	<b>159,754</b>	<b>6,510</b>	<b>166,264</b>	<b>-</b>	<b>22</b>	<b>-</b>	<b>22</b>
貸出金		178		178		22		22
売戻契約		159,576	6,510	166,086				-
<b>純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および売却可能金融資産</b>	<b>166,935</b>	<b>184,974</b>	<b>9,868</b>	<b>361,777</b>	<b>59,414</b>	<b>12,256</b>	<b>2,581</b>	<b>74,251</b>
<b>有価証券ポートフォリオ</b>	<b>77,170</b>	<b>3,905</b>	<b>242</b>	<b>81,317</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
財務省証券および国債	63,734	725		64,459				-
その他の固定利付証券	6,057	2,672	242	8,971				-
株式およびその他の変動利付証券	7,379	508		7,887				-
<b>借入金および買戻契約</b>	<b>-</b>	<b>202,860</b>	<b>11,062</b>	<b>213,922</b>	<b>-</b>	<b>2,355</b>	<b>52</b>	<b>2,407</b>
借入金		3,369	5	3,374		2,355	52	2,407
買戻契約		199,491	11,057	210,548				-
<b>負債証券(注5.f)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>4,524</b>	<b>33,735</b>	<b>9,255</b>	<b>47,514</b>
<b>劣後債(注5.f)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,592</b>	<b>11</b>	<b>1,603</b>
<b>純損益を通じて公正価値で測定する金融負債</b>	<b>77,170</b>	<b>206,765</b>	<b>11,304</b>	<b>295,239</b>	<b>4,524</b>	<b>37,682</b>	<b>9,318</b>	<b>51,524</b>

2014年6月30日現在

(単位：百万ユーロ)

	売却可能金融資産			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>有価証券ポートフォリオ</b>	<b>160,234</b>	<b>55,602</b>	<b>8,164</b>	<b>224,000</b>
財務省証券および国債	104,828	6,842		111,670
資産担保証券 (ABS) <sup>(1)</sup>	-	2,931	114	3,045
CDO / CLO <sup>(2)</sup>				-
他の資産担保証券		2,931	114	3,045
その他の固定利付証券	46,656	43,437	980	91,073
株式およびその他の変動利付証券	8,750	2,392	7,070	18,212
<b>貸出金および売戻契約</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
貸出金				
売戻契約				
<b>純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および売却可能金融資産</b>	<b>160,234</b>	<b>55,602</b>	<b>8,164</b>	<b>224,000</b>

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在 <sup>(3)</sup>							
	トレーディング勘定				純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された商品			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>有価証券ポートフォリオ</b>	<b>125,439</b>	<b>28,638</b>	<b>3,658</b>	<b>157,735</b>	<b>54,453</b>	<b>10,833</b>	<b>2,859</b>	<b>68,145</b>
財務省証券および国債	53,075	7,661		60,736	334	4		338
資産担保証券 (ABS) <sup>(1)</sup>	-	8,484	3,076	11,560	-	-	-	-
CDO / CLO <sup>(2)</sup>		246	3,061	3,307				
他の資産担保証券		8,238	15	8,253				
その他の固定利付証券	11,651	11,260	217	23,128	1,775	5,399	29	7,203
株式およびその他の変動利付証券	60,713	1,233	365	62,311	52,344	5,430	2,830	60,604
<b>貸出金および売戻契約</b>	<b>-</b>	<b>147,330</b>	<b>4,706</b>	<b>152,036</b>	<b>-</b>	<b>40</b>	<b>-</b>	<b>40</b>
貸出金		445		445		40		40
売戻契約		146,885	4,706	151,591				
<b>純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および売却可能金融資産</b>	<b>125,439</b>	<b>175,968</b>	<b>8,364</b>	<b>309,771</b>	<b>54,453</b>	<b>10,873</b>	<b>2,859</b>	<b>68,185</b>
<b>有価証券ポートフォリオ</b>	<b>66,630</b>	<b>3,055</b>	<b>107</b>	<b>69,792</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
財務省証券および国債	55,127	159		55,286				
その他の固定利付証券	5,634	2,846	107	8,587				
株式およびその他の変動利付証券	5,869	50		5,919				
<b>借入金および買戻契約</b>	<b>-</b>	<b>193,525</b>	<b>9,137</b>	<b>202,662</b>	<b>-</b>	<b>1,372</b>	<b>-</b>	<b>1,372</b>
借入金		3,755	3	3,758		1,372		1,372
買戻契約		189,770	9,134	198,904				
<b>負債証券(注5.f)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>4,124</b>	<b>30,120</b>	<b>10,113</b>	<b>44,357</b>
<b>劣後債(注5.f)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,603</b>	<b>10</b>	<b>1,613</b>
<b>純損益を通じて公正価値で測定する金融負債</b>	<b>66,630</b>	<b>196,580</b>	<b>9,244</b>	<b>272,454</b>	<b>4,124</b>	<b>33,095</b>	<b>10,123</b>	<b>47,342</b>

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在 <sup>(3)</sup>			
	売却可能金融資産			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>有価証券ポートフォリオ</b>	<b>141,028</b>	<b>50,348</b>	<b>7,680</b>	<b>199,056</b>
財務省証券および国債	94,704	5,324		100,028
資産担保証券 (ABS) <sup>(1)</sup>	-	2,632	292	2,924
CDO / CLO <sup>(2)</sup>				
他の資産担保証券		2,632	292	2,924
その他の固定利付証券	37,038	40,755	1,039	78,832
株式およびその他の変動利付証券	9,286	1,637	6,349	17,272
<b>貸出金および売戻契約</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
貸出金				
売戻契約				
<b>純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および売却可能金融資産</b>	<b>141,028</b>	<b>50,348</b>	<b>7,680</b>	<b>199,056</b>

(1) これらの額は、BNPパリバが保有している証券化資産(特に、当初は「貸出金および債権」に分類されその後再分類されるもの)の合計額を表す額ではない。

(2) 債務担保証券 / ローン担保証券

(3) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在							
	プラスの市場価格				マイナスの市場価格			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金利デリバティブ	212	225,959	3,384	229,555	280	216,123	2,863	219,266
為替デリバティブ		21,437		21,437		21,736		21,736
クレジット・デリバティブ		17,213	1,130	18,343		16,136	1,392	17,528
株式デリバティブ	5,327	24,079	1,163	30,569	5,742	30,013	3,632	39,387
その他のデリバティブ	440	3,007	37	3,484	470	2,734	41	3,245
<b>ヘッジ目的で使われていないデリバティブ金融商品</b>	<b>5,979</b>	<b>291,695</b>	<b>5,714</b>	<b>303,388</b>	<b>6,492</b>	<b>286,742</b>	<b>7,928</b>	<b>301,162</b>
<b>ヘッジ目的で使われているデリバティブ金融商品</b>	<b>-</b>	<b>15,073</b>	<b>-</b>	<b>15,073</b>	<b>-</b>	<b>17,531</b>	<b>-</b>	<b>17,531</b>

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>							
	プラスの市場価格				マイナスの市場価格			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金利デリバティブ	185	213,009	3,641	216,835	258	198,994	3,348	202,600
為替デリバティブ		32,310		32,310	13	36,340		36,353
クレジット・デリバティブ		17,236	1,258	18,494		16,574	1,593	18,167
株式デリバティブ	6,654	27,213	942	34,809	5,917	32,565	2,680	41,162
その他のデリバティブ	148	3,127	32	3,307	169	2,957	31	3,157
<b>ヘッジ目的で使われていないデリバティブ金融商品</b>	<b>6,987</b>	<b>292,895</b>	<b>5,873</b>	<b>305,755</b>	<b>6,357</b>	<b>287,430</b>	<b>7,652</b>	<b>301,439</b>
<b>ヘッジ目的で使われているデリバティブ金融商品</b>	<b>-</b>	<b>8,368</b>	<b>-</b>	<b>8,368</b>	<b>-</b>	<b>12,139</b>	<b>-</b>	<b>12,139</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

他のレベルへの振替は、該当商品が既定の基準(一般的には市場や商品により異なる基準)を満たした場合に行うことができる。振替に影響を及ぼす主な要素には、観測可能性の変化、時間の経過および取引終了までの期間中における事象がある。振替の認識時期は、報告期間の終了時に決定される。

2014年度および2013年度上半期中には、レベル1とレベル2の間での重要な振替は行われなかった。

#### 各レベルに分類される主な金融商品の説明

以下のセクションでは、公正価値ヒエラルキーの各レベルに分類される金融商品について説明する。また、レベル3に分類される金融商品と関連評価技法については特に詳しく説明する。

さらに、レベル3に分類される主なトレーディング勘定の金融商品およびデリバティブについては、公正価値測定に用いられるインプットに関する定量的な情報について説明する。

#### レベル1

このレベルには、証券取引所へ上場しているか、他の活発な市場における相場価格を継続的に入手できるようなあらゆるデリバティブおよび有価証券が分類される。

レベル1には、特に、株式や流動性のある債券、当該証券の空売り、確立された市場で取引されているデリバティブ(先物やオプションなど)が含まれる他、日次で純資産価値が計算されるファンドおよびUCITSの持分や、第三者が管理している連結ファンドの持分を表す債券も含まれる。

## レベル2

**レベル2に分類される有価証券**は、レベル1へ分類される債券よりは流動性の低い有価証券である。分類される有価証券には、主に、国債、社債、モーゲージ担保証券、ファンド持分および譲渡性預金などの短期証券がある。特に、有価証券のうち、その外部価格情報は当該証券のマーケット・メイカーとして活動している合理的な数の業者から定期的に入手できるものの、当該価格情報が(マーケット・メイカーを介さない)直接取引の価格を表していないような有価証券は、レベル2に分類される。この価格情報には、特に、該当証券のマーケット・メイカーとして活動しており、ブローカーおよび/またはディーラーとして活動している業者から得た気配値情報をもとに価格情報を提供している合理的な数の業者のコンセンサス価格情報提供サービスを利用することで得られる情報が含まれる。また関連する場合には、一次/発行市場、担保評価および取引相手の担保評価との照合といった他の情報源も用いることができる。

**買戻/売戻契約**は、主にレベル2へ分類されるが、分類されるかどうかは、関連する担保に応じ、主にレポ市場での観測可能性や流動性にに基づき決定される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された**発行済債券**は、個別に会計処理される組込デリバティブが分類されるのと同じレベルに分類される。当グループの債券の信用スプレッドは、観測可能なインプットである。

レベル2に分類される主な**デリバティブ**には、下記のような商品がある。

- 金利スワップ、金利キャップ、金利フロアおよびスワップション、クレジット・デフォルト・スワップ、株式/為替(FX)/商品の先渡取引やオプションといった、プレーン・バニラ商品。
- エキゾチックFXオプション、原資産が1つおよび複数の株式/ファンド・デリバティブ、シングル・イールド・カーブで評価されるエキゾチック金利デリバティブ、ならびに仕組金利をベースとするデリバティブといった仕組デリバティブ。

デリバティブは、下記のいずれか1つに関する一連の証拠が文書化されている場合にレベル2へ分類される。

- 公正価値が、主に、標準的な評価技法である補間法又はストリップング法(実際の取引を参照することで、その評価結果の裏付けを定期的に得られるような技法)を用いて得た、他のレベル1およびレベル2商品の価格または相場価格に由来するものであること。
- 公正価値が、観測可能な価格へ調整される、レプリケーションまたは割引キャッシュ・フロー・モデルといった他の標準的な評価技法による測定値に由来するものであること、モデルに付帯するリスクが限定的であること、また該当商品をレベル1またはレベル2商品として取引することで、該当商品に付帯するリスクを効果的に相殺できること。
- 公正価値が、複雑なまたは独自の評価技法による測定値だが外部の市場ベースのデータを用いて定期的に行うバックテストにより直接的な裏付けが得られるような測定値に由来するものであること。

店頭取引(OTC)のデリバティブをレベル2へ分類できるかどうかは当グループの判断事項となる。この判断の際には、用いる外部データの情報源、透明性および信頼性、ならびに各評価モデルの使用に伴い生じる金額の不確実性について検討する。このためレベル2への分類基準には、軸となる複数の分析に必要なインプットを、i)既定の商品カテゴリー・リストの内容や、ii)原資産およびマチュリティ・バンド(満期帯)に基づきその範囲が決まる「インプットを観測できるゾーン」の範囲内で得られるかどうかという基準が含まれる。各レベルへの分類が、価値調整方針に沿って行われるようにするため、前述の基準は、該当する追加的価値調整とともに定期的に見直され、更新される。

### レベル3

**レベル3に分類される**トレーディング勘定の**有価証券**には、主に、レガシー・アセットなどと関係のあるABSであるCLOおよびCDOがある。レベル3に分類される、純損益を通じて公正価値測定するものとして指定された有価証券または売却可能として分類された有価証券には、他にも、ファンド持分や相場価格のない株式が含まれる。

CLOは、レベル3に分類されるトレーディング勘定の有価証券の大部分を占めている。公正価値は、入手可能な外部情報である気配値と割引予想キャッシュ・フローの両方を考慮する評価技法を用いて測定される。期日前償還率は、原貸付の償還に伴うキャッシュ・フローのプールをモデル化するために必要な観測不能インプットの中でも主要なインプットである。他の観測不能インプットは、ファンディングに用いる債券の現物債価格と合成先物債価格の価格差や割引マージンと関係のあるものである。

ABSであるCDOの担保プールは、商業不動産担保ローン、商業不動産担保証券(CMBS)、および住宅ローン担保証券(RMBS)で構成されている。CDOの公正価値は、担保のディストレス度に応じ「流動性アプローチ」や「割引予想キャッシュ・フロー」アプローチを用いて測定される。

RMBSの価格情報は、大半の場合、外部の情報源から入手しているが、商業不動産担保証券の価格情報については、外部のプロバイダが独自に評価した価格情報を用いている。

CDOについて用いる割引予想キャッシュ・フロー・アプローチでは、原貸付の償還に伴うキャッシュ・フローを予想するために必要となる、内外関係者が独自に策定した一連の仮説を考慮する。その後前述の予想キャッシュ・フローを、外部のプラットフォームにてモデル化されたCDOのウォーターフォールに沿って各トランシェへ割り当てていくと、検討対象であるCDOトランシェの予想キャッシュ・フローを測定できる。前述と同様に、公正価値測定においては、ファンディングに用いる債券の現物債価格と合成先物債価格の価格差や割引マージンに関する仮定も必要となる。

ファンド持分は、原投資の価値測定頻度が低い不動産ファンドや、純資産価値の観測頻度が低いヘッジ・ファンドと関係のあるものである。

未上場のプライベート・エクイティ・ファンドの持分は、注5.bには未上場有価証券として記載されている。日々純資産価値が計算されるUCITSの持分を除き、体系的にレベル3に分類されている。しかし公正価値ヒエラルキーではレベル1へ分類される。

**買戻/売戻契約(主に社債やABSと関係のある長期または仕組買戻契約)**：これらの取引の価値は、カスタムメイドの取引であるという性質、取引が不活発である事実および長期レポ市場で価格情報が入手できる事実を前提とする独自の評価技法を用いて測定する必要がある。公正価値測定に用いるイールド・カーブは、関連ベンチマークである債券プールのインプライド・レポレートベース、長期レポ市場における最近の取引データおよび照会した価格データといった入手可能なデータを用いて裏付けられる。これらのエクスポージャー・ヘッジ手段については、選択したモデルや得られるデータの量に固有の不確実性の程度に応じた追加的価値調整を行う。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された**発行済債券**は、個別に会計処理される組込デリバティブが分類されるのと同じレベルに分類される。当グループの債券の信用スプレッドは、観測可能なインプットである。

## デリバティブ

**プレーン・バニラ・デリバティブ**は、当該エクスポージャー・ヘッジ手段が、イールド・カーブもしくはボラティリティ・サーフェスを観測できるゾーンの範囲外からしかインプットを得られないものの場合、または旧シリーズのクレジット・インデックスに連動するトランシェの取引市場に代表される流動性の低い市場もしくは新興市場の金利市場に関連する商品の場合にレベル3へ分類される。以下は主な商品に関する説明である。

- **金利デリバティブ**：この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、流動性の低い通貨を原資産とするスワップ商品がある。一部のマチュリティ・バンド(満期帯)においては流動性が低いものの、コンセンサス情報提供サービス業者を通じてインプットを入手できる場合には、レベル3へ分類される。評価技法は、外部の市場から得られる情報を用いる標準的な技法や補外法である。
- **クレジット・デリバティブ(CDS)**：こここの区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、インプットを観測できるマチュリティ・バンド(満期帯)の範囲外からしかインプットを得られないCDS、非流動ネームまたはディストレス・ネームに係るCDS、およびローン・インデックスに係るCDSがある。流動性は低いものの、特にコンセンサス情報提供サービス業者を通じてインプットを入手できる場合には、レベル3へ分類される。レベル3へ分類されるこの区分のエクスポージャー・ヘッジ手段には、証券化資産を原資産とするCDSやトータル・リターン・スワップ(TRS)のポジションもある。これらの商品の公正価値は、原資産である債券について用いるのと同じモデル化技法を用い、ファンディングに用いる債券の価格差や固有のリスク・プレミアムを考慮して測定される。
- **株式デリバティブ**：この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、長期の先渡取引もしくはボラティリティ・デリバティブ取引、または限られた市場でしか取引されていないオプションがある。補外法による測定の結果によっては、フォワード・カーブやボラティリティ・サーフェスが、インプットを観測できるマチュリティ・バンド(満期帯)の範囲外となるため、モデルに用いるインプットを観測できる市場が存在しない場合、ボラティリティ・デリバティブ取引または先渡取引の公正価値測定に必要なインプットは、通常、代替分析または過去の情報の分析の結果をもとに決定される。



これらのプレーン・バニラ・デリバティブについては、流動性、原資産の種類に起因する特殊性および流動性の存在する範囲と関係のある不確実性を反映するため、固有の追加的価値調整を行う。

レベル3へ分類される**複雑なデリバティブ**には、主に、複合金融商品(FX/金利複合商品、エクイティ・ハイブリッド)、信用リスク関連デリバティブ、償還行動の影響を受ける商品、いくつかの株式で構成されるバスケットを原資産とするオプション商品、およびいくつかの金利オプションがある。主なエクスポージャー・ヘッジ手段、関連評価技法、および関連する不確実性の発生源については下記の通りである。

- **FX/金利複合商品**には、主に、パワー・リバース・デュアルカレンシー(PRDC)債と呼ばれる特殊な金融商品が含まれる。PRDCの公正価値は、FXと金利の両方の変動がモデル化されている複雑なモデルを用いて測定する必要がある他、観測不能なFX/金利の相関関係の影響を大きく受ける。PRDCの公正価値測定結果は、直近の取引データやコンセンサス価格データを用いて裏付けられる。
- **証券化関連スワップ**には、主に、その想定元本が、原資産ポートフォリオの一部分の償還行動に連動するような、固定金利と変動金利のスワップ、クロスカレンシー・スワップまたはベシス・スワップが含まれる。証券化関連スワップの満期日構成の見積りは、外部の過去のデータを用いた統計的な見積りにより裏付けられる。
- **フォワード・ボラティリティ・オプション**は、一般的には、そのペイオフが、ボラティリティ・スワップに代表される金利インデックス債の将来におけるボラティリティに連動するような商品である。市場で取引されている金融商品からフォワード・ボラティリティ情報を推定することは難しいため、これらの商品には、重要なモデル・リスクが付帯する。価値調整の枠組みは、商品に固有の不確実性や、外部から入手する既存のコンセンサス価格情報に起因する不確実性の範囲に応じて調整される。
- レベル3に分類される**インフレーション・デリバティブ**には、主に、流動性インデックスに連動する債券市場、物価上昇関連の各インデックスに連動する(キャップやフロアといった)オプション商品、また物価上昇関連の各インデックスか物価上昇年率のいずれかを選択できるような物価上昇関連の各インデックスとは無関係な物価上昇関連の各インデックスに連動するスワップ商品が含まれる。インフレーション・デリバティブについて用いられる評価技法は、主に、標準的な市場参照モデルであるが、ごく少数の限られたエクスポージャー・ヘッジ手段については代替技法が用いられる。これらの商品は、コンセンサス価格情報を参照することで、毎月、公正価値の裏付けが取れる商品ではあるが、流動性が不足しており、調整の際に固有の不確実性も生じるため、レベル3へ分類される。
- **カスタムメイドCDO**の公正価値測定には、各デフォルト・イベントの相関関係情報が必要となる。この情報は、補外法や補間法を含む独自の予測技法を用いてインデックス・トランシェの活発な市場のデータから推定する。マルチ・ジオグラフィーCDOについても、相関関係に関する追加の仮定が必要となる。最後に、カスタムメイドCDOの評価モデルでは、回収率の変動と関係のある独自の仮定やパラメーターも必要となる。CDOの評価モデルは、インデックス・トランシェ市場で観測可能なデータを用いて調整され、標準化されたプールに関するコンセンサス価格データに照らして定期的にバックテストされる。不確実性は、予測や地域ミックスの手法に伴うモデル・リスク、関連パラメーターの不確実性、また回収率のモデル化が原因で生じる。

- ***N to Default*バスケット** は、コピュラと呼ばれる標準的な手法を用いてモデル化される、信用リスク関連商品の一種である。必要となる主なインプットには、コンセンサス価格情報や取引情報を参照することで観測できる、バスケット構成要素間でのペアワイズ相関分析結果がある。
- **株式デリバティブや、エクイティ・ハイブリッドと呼ばれる相関デリバティブ** は、そのペイオフが、複数の株式/インデックスから成るバスケットの変動に左右されるため、公正価値測定結果は、バスケット構成要素間での相関関係の影響を受ける。これらの金融商品のバスケットは、複合金融商品の場合、株式と、株式以外の原資産(商品インデックスなど)で構成される。定期的に取り引されており観測できるのは、株式/インデックスの相関マトリックスのみで、他の大部分の資産の相関関係情報は、活発な市場から入手できない。このため、レベル3へ分類されるかどうかは、バスケットの構成、満期および商品の複合性により変化する。インプットの相関関係情報は、過去の情報をもとに見積りを行う手法と他の調整要素(直近の取引情報または外部データを参照することで裏付けられる)を組み合わせる独自のモデルを用いて取得する。相関マトリックスは、原則としてコンセンサス情報提供サービス業者から入手するが、2種類の原資産の相関関係情報が入手できない場合、補外法か代替技法を用いることで、当該情報を入手できる場合がある。

これらの複雑なデリバティブについては、流動性、各パラメーターおよびモデル・リスクと関係のある不確実性を反映するため、固有の追加的価値調整を行う。

前述の商品については、下記の表に、主要な観測不能インプット値の変動範囲を記載している。記載してある範囲は、各種原資産に対応するものであるが、BNPパリバが導入している評価技法を用いる場合にのみ意味のある値である。関連する利用可能な場合に利用できる加重平均値は、公正価値、想定元本または感応度に基づく値である。

リスクヘッジ手段の区分	貸借対照表上での評価額		このリスクヘッジ手段区分に属するレベル3金融商品に含まれる主要な金融商品の種類	対象商品の公正価値測定に用いる評価技法	対象商品の公正価値測定に用いる主な観測不能インプット	対象レベル3商品の公正価値測定に用いる観測不能インプットの変動範囲	加重平均
	資産	負債					
現物商品	2,531		ローン担保証券 (CLO)	流動性アプローチと割引将来キャッシュ・フロー法の組合せ	割引マージン	17bp ~ 1,324bp (1)	164bp <sup>(a)</sup>
		ABSであるCDO(RMBS、CMBS、商業担保ローン)	期日前償還率 (CLO)		0 ~ 10%	10% <sup>(b)</sup>	
買戻 / 売戻契約	6,510	11,057	長期買戻 / 売戻契約	特に、活発に取引されており、買戻 / 売戻契約の原資産を表している、ベンチマークとなる債券プールのファンディングに用いる債券の価格差情報を用いる代替技法	私募債 (ハイ・イールド債、ハイ・グレード債) およびABSに係る長期買戻 / 売戻契約のレボ・スプレッド	0bp ~ 55bp	40bp <sup>(c)</sup>
金利デリバティブ	3,384	2,863	為替 / 金利複合金融商品	為替 / 金利複合金融商品 (オプション) の価格決定モデル	為替相場と金利の相関関係。主な通貨ペアは、ユーロ / 日本円、米ドル / 日本円、豪ドル / 日本円である。	25% ~ 56%	47% <sup>(c)</sup>
			物価上昇率または累積的物価上昇 (特に欧州およびフランスでの物価上昇率) に係るフロアおよびキャップ (償還時元本保証など)	物価上昇関連商品の価格決定モデル	累積的物価上昇のボラティリティ	0.7% ~ 10.7%	(d)
			ボラティリティ・スワップに代表される、主にユーロ建てのフォワード・ボラティリティ商品	金利オプションの価格決定モデル	金利のフォワード・ボラティリティ	0.4% ~ 1.7%	(d)
			主に欧州担保プールに係る、想定元本が案件の資産 / 負債残高に従う固定金利スワップ、ベシス・スワップまたはクロスカレンシー・スワップ	償還行動のモデル化 割引キャッシュ・フロー法	期日前償還率	0.3% ~ 0.8%	(d)
クレジット・デリバティブ	1,130	1,392	債務担保証券および不活発なインデックス・シリーズに係るインデックス・トランシェ	基本的な相関関係予測技法や回収率のモデル化	カスタムメイド・ポートフォリオに係る基本的な相関曲線	10% ~ 92%	N/A <sup>(d)</sup>
					地域間でのデフォルトの相互相関	70% ~ 90%	80% <sup>(a)</sup>
					シングル・ネームCDSの原資産に係る回収率の変動	0 ~ 25%	(d)
			N to Defaultバスケット	クレジット・デフォルト・スワップの評価モデル	デフォルトの相関	50% ~ 97%	67% <sup>(c)</sup>
株式デリバティブ	1,163	3,632	シングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップ (ABS およびローン・インデックスに係るCDS以外のもの)	ストリップング法、補外法および補間法	観測限度 (10年) を超えているクレジット・デフォルト・スプレッド (主要な期間の全般において) 非流動なクレジット・デフォルト・スプレッド・カーブ	10bp ~ 5,500bp (2)	350bp <sup>(a)</sup>
			複数の株式で構成されるバスケットを原資産とする単純なおよび複雑なデリバティブ	各種ボラティリティ・オプションの公正価値測定モデル	観測不能なエクイティ・ボラティリティ 観測不能な株式相関	10bp ~ 3,200bp (3)	140bp <sup>(a)</sup>
					8% ~ 100% <sup>(4)</sup>	25% <sup>(e)</sup>	
					21% ~ 97%	62% <sup>(a)</sup>	

- (1) 変動範囲の下部は、短期有価証券に関連する値で、上部は、ABSである米国のCDOに関連する値であるが、いずれの証券も、価格がゼロに近い場合、貸借対照表へ重要な影響を及ぼすものではない。これらの分離要素を除いた場合、割引マージンの変動範囲は、28 bpから720 bpとなる。
- (2) 変動範囲の上部は、貸借対照表へ重要な影響を及ぼさない商品、および南米諸国の国債に係るネット・リスク・ポジションに関連する値である。これらの分離要素を除いた場合、変動範囲の上限は210 bpとなる。
- (3) 変動範囲の上部は、非流動信用リスクを原資産とするCDSに係るディストレス・ネームのうち、貸借対照表へ重要な影響を及ぼさないネームに関連する値である。この部分を除いた場合、変動範囲の上限はおおよそ500 bpとなる。
- (4) 変動範囲の上部は、株式を原資産とするオプションに係る金融商品のうち、貸借対照表へ重要な影響を及ぼさない資本性金融商品に関連する値である。この部分を除いた場合、変動範囲の上限はおおよそ75%となる。
  - (a) 加重平均は、リスクではなく、レベル3商品と関係のある代替技法(PVまたは想定元本を用いる技法)に基づく値である。
  - (b) 変動範囲の上部は、複数のエクスポージャーが束ねられている商品であるCLOに関連する値である。
  - (c) 加重平均は、ポートフォリオ・レベルでの関連リスク軸に基づくものである。
  - (d) これらのインプットの変動に起因する明示的な公正価値の感応度が存在しないため、加重平均は存在しない。
  - (e) 単純平均

## レベル3の金融商品の変動表

レベル3の金融商品については、2013年1月1日から2014年6月30日までの間に以下のような変動が生じた。

(単位:百万ユーロ)	金融資産			合計
	トレーディング目的 で保有しており純損 益を通じて公正価値 で測定する金融商品	純損益を通じて公正 価値で測定するもの として指定された金 融商品	売却可能 金融資産	
<b>2012年12月31日現在</b>	<b>13,639</b>	<b>4,049</b>	<b>9,936</b>	<b>27,624</b>
購入	5,145	2,382	973	8,500
発行				-
売却	(2,414)	(2,383)	(1,122)	(5,919)
決済 <sup>(1)</sup>	(1,917)	(1,111)	(701)	(3,729)
レベル3へ振替	850	12	133	995
レベル3から振替	(866)	(89)	(1,551)	(2,506)
当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算 書に認識された利益(または損失)	73	95	(171)	(3)
当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益 計算書に認識された利益(または損失)	30	(96)		(66)
資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動				
為替レートの変動に関連する項目	(303)		(72)	(375)
資本に認識される資産および負債の公正価値の変動			255	255
<b>2013年12月31日現在<sup>(2)</sup></b>	<b>14,237</b>	<b>2,859</b>	<b>7,680</b>	<b>24,776</b>
購入	5,506	368	1,054	6,928
発行				-
売却	(345)	(337)	(552)	(1,234)
決済 <sup>(1)</sup>	(3,944)	(199)	(8)	(4,151)
レベル3へ振替	604		206	810
レベル3から振替	(1,461)	(94)	(338)	(1,893)
当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算 書に認識された利益(または損失)	(545)	(42)	(61)	(648)
当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益 計算書に認識された利益(または損失)	1,484	26		1,510
資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動				
為替レートの変動に関連する項目	46		26	72
資本に認識される資産および負債の公正価値の変動			157	157
<b>2014年6月30日現在</b>	<b>15,582</b>	<b>2,581</b>	<b>8,164</b>	<b>26,327</b>

(単位:百万ユーロ)	金融負債		合計
	トレーディング目的 で保有しており純損 益を通じて公正価値 で測定する金融商品	純損益を通じて公正 価値で測定するもの として指定された金 融商品	
<b>2012年12月31日現在</b>	<b>(17,289)</b>	<b>(8,554)</b>	<b>(25,843)</b>
購入			-
発行	(6,963)	(8,134)	(15,097)
売却			-
決済 <sup>(1)</sup>	6,563	6,595	13,158
レベル3へ振替	(462)	(554)	(1,016)
レベル3から振替	521	153	674
当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算書に認識された利益 (または損失)	321	119	440
当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益計算書に認識された 利益(または損失)	113	213	326
資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動			
為替レートの変動に関連する項目	300	39	339
資本に認識される資産および負債の公正価値の変動			-
<b>2013年12月31日現在<sup>(2)</sup></b>	<b>(16,896)</b>	<b>(10,123)</b>	<b>(27,019)</b>
購入			-
発行	(14,052)	(7,019)	(21,071)
売却			-
決済 <sup>(1)</sup>	10,138	6,266	16,404
レベル3へ振替	(57)	(1,307)	(1,364)
レベル3から振替	347	2,782	3,129
当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算書に認識された利益 (または損失)	899	(133)	766
当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益計算書に認識された 利益(または損失)	448	231	679
資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動			
為替レートの変動に関連する項目	(59)	(15)	(74)
資本に認識される資産および負債の公正価値の変動			-
<b>2014年6月30日現在</b>	<b>(19,232)</b>	<b>(9,318)</b>	<b>(28,550)</b>

(1) 資産には、元本償還額、利払額、ならびにデリバティブと関連のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。負債には、元本償還額、利払額、ならびにその公正価値が負のデリバティブと関係のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。

(2) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

振替は、報告期間の終了時に実施されたものと仮定して認識される。

レベル3の金融商品は、レベル1およびレベル2の他の金融商品によりヘッジされている場合があるが、これら商品に係る損益はこの表に表示されていない。このため、この表に表示されている損益は、これらすべての金融商品に伴う正味リスクの管理による損益を表しているわけではない。

合理的可能性のあるレベル3に関する仮定の変更に対する公正価値の感応度

以下の表には、レベル3に分類される金融資産および金融負債のうち、観測不能なインプットについて別の仮定を用いた場合にその公正価値が大きく変化するような資産および負債が要約されている。

開示額は、関連パラメーターを用いてレベル3商品公正価値を見積る際または評価技法を選択する際に行う判断に伴う可能性のある不確実性の範囲を示すためのものである。前述の開示額は、測定日の時点で存在する、価値測定に伴う不確実性を反映しており、たとえ当該不確実性が、測定日の時点で存在する、ポートフォリオの感応度由来のものであったとしても、将来における公正価値変動の予想額もしくは当該変動を示唆する額となること、または市場がポートフォリオの評価額に及ぼす影響を示唆する額となることはない。

BNPパリバでは、感応度を見積る際に、合理的可能性のあるインプットを用いて金融商品を再測定するか、追加的価値調整方針に基づく仮定を適用するかのいずれかを行っている。

分かりやすくするため、証券化商品とは関係のない現物商品の感応度は、価格が一様に1%動いた場合の感応度としたが、レベル3へ分類される証券化エクスポージャーについては、観測不能なインプットの範囲に応じて、より固有の価格変動に対する感応度へ調整される。

エクスポージャー・ヘッジ手段であるデリバティブの感応度測定は、レベル3商品と関係のある追加的信用価値調整や、パラメーターおよびモデルに伴う不確実性を反映するための追加的調整の結果に基づき行われる。

下記の表の数値は、二つのシナリオを考え、市場参加者が、追加的価値調整の対象要素のすべてまたは一部分を考慮しないという好ましい状況と、市場参加者が、取引契約の締結条件としてBNPパリバによる2度の追加的価値調整の実施を求めているという好ましくない状況における数値である。

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在		2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>	
	損益への潜在的な影響	資本への潜在的な影響	損益への潜在的な影響	資本への潜在的な影響
財務省証券および国債				
資産担保証券 (ABS)	+/- 51	+/- 1	+/- 62	+/- 3
CDO / CLO	+/- 51		+/- 62	
他の資産担保証券		+/- 1		+/- 3
その他の固定利付証券	+/- 1	+/- 10	+/- 2	+/- 10
株式およびその他の変動利付証券	+/- 29	+/- 65	+/- 32	+/- 63
買戻 / 売戻契約	+/- 45		+/- 44	
デリバティブ金融商品	+/- 1,042		+/- 1,010	
金利デリバティブ	+/- 779		+/- 691	
クレジット・デリバティブ	+/- 107		+/- 159	
株式デリバティブ	+/- 121		+/- 125	
その他のデリバティブ	+/- 35		+/- 35	
<b>レベル3金融商品の感応度</b>	<b>+/- 1,168</b>	<b>+/- 76</b>	<b>+/- 1,150</b>	<b>+/- 76</b>

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

内部開発評価手法を用いて一部が活発な市場で観測できないインプットに基づき測定される金融商品に伴う繰延  
 マージン

金融商品に伴う繰延マージン(以下「デイ・ワン・プロフィット」という。)と関係があるのは、レベル3適格金  
 融商品の市場取引の範囲内で生じるマージンのみである。

デイ・ワン・プロフィットは、既述の不確実性を反映するための追加的価値調整の結果を控除して計算され、イ  
 ンプットが観測できないと予想される期間にわたって損益計算書に計上される。その未償却額は、関連する複雑な  
 取引の公正価値の減少として、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」に計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在 の繰延マージン	当期の取引に係る 繰延マージン	当期の損益計算書に2014年6月30日現在 計上されたマージン	2014年6月30日現在 の繰延マージン
金利デリバティブ	193	53	(23)	223
クレジット・デリバティブ	177	44	(37)	184
株式デリバティブ	244	110	(45)	309
その他のデリバティブ	18	7	(7)	18
<b>デリバティブ金融商品</b>	<b>632</b>	<b>214</b>	<b>(112)</b>	<b>734</b>

注5.d 銀行間および短期金融市場関連項目

・金融機関貸出金および債権

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在	2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>
要求払預金	10,215	7,239
貸出金 <sup>(2)</sup>	41,340	48,709
売戻契約	3,063	1,989
<b>金融機関貸出金および債権合計(減損控除前)</b>	<b>54,618</b>	<b>57,937</b>
内、不良貸出金	590	747
<b>金融機関貸出金および債権の減損</b>	<b>(338)</b>	<b>(392)</b>
個別	(299)	(357)
一括	(39)	(35)
<b>金融機関貸出金および債権合計(減損控除後)</b>	<b>54,280</b>	<b>57,545</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

(2) 金融機関貸出金および債権には、中央銀行へ預けている定期預金(2014年6月30日現在の残高は2,231百万ユーロで、2013年12月31日現在の残高は5,331百万ユーロ)が含まれている。



・金融機関預金

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在	2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>
要求払預金	12,273	9,485
借入金	61,919	68,484
買戻契約	10,922	6,625
<b>金融機関預金合計</b>	<b>85,114</b>	<b>84,594</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

注5.e 顧客関連項目

・顧客貸出金および債権

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在	2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>
要求払預金	54,813	45,776
顧客貸出金	561,840	564,881
売戻契約	6,293	954
ファイナンス・リース	26,544	26,180
<b>顧客貸出金および債権合計(減損控除前)</b>	<b>649,490</b>	<b>637,791</b>
内、不良貸出金	43,717	43,585
<b>顧客貸出金および債権の減損</b>	<b>(25,787)</b>	<b>(25,336)</b>
個別	(22,444)	(21,755)
一括	(3,343)	(3,581)
<b>顧客貸出金および債権合計(減損控除後)</b>	<b>623,703</b>	<b>612,455</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

・顧客預金

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在	2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>
要求払預金	297,411	281,890
定期預金および短期債券	141,187	140,556
規制貯蓄預金	128,116	125,797
買戻契約	6,149	5,254
<b>顧客預金合計</b>	<b>572,863</b>	<b>553,497</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

注5.f 負債証券および劣後債

本注記は、償却原価で測定されるならびに純損益を通じて公正価値で測定される発行済負債証券および劣後債のすべてを対象としている。

・純損益を通じて公正価値で測定する負債証券(注5.a)

発行体/発行日 (単位:百万ユーロ)	通貨	外貨建て 当初金額 (単位:百万)	繰上償還日 または金利 引き上げ日	利率	金利 引き上げ 幅	劣後 順位 <sup>(2)</sup>	利払 停止 条件 <sup>(4)</sup>	Tier 1	Tier 2	2014年	2013年
								として 適格な額 <sup>(6)</sup>	として 適格な額 <sup>(6)</sup>	6月30日 現在	12月31日 現在 <sup>(1)</sup>
<b>負債証券</b>						1				47,514	44,357
<b>劣後債</b>								241	467	1,603	1,613
<b>償還可能劣後債</b>			(3)		2			-	409	765	817
<b>永久劣後債</b>								241	58	838	796
BNP Paribas Fortis 2007年12月	ユーロ	3,000	12月14日	3ヶ月物 Euribor +200bp	-	5	A	241	-	781	748
その他									58	57	48

- (1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。
- (2) 劣後順位とは、当該負債証券の、発行体の他の金融負債に対する支払いの優先順位である。
- (3) 償還可能劣後債では、銀行監督当局からの許可を得た後、発行体主導で、公開買い付けによる株式市場での買戻し(私募債の場合、店頭取引での買戻し)により満期日前に償還する権限を当グループに与える繰上償還規定が設けられている場合がある。BNPパリバSAまたは当グループの外国子会社が外国市場を通じて発行した債券では、発行目論見書に規定する日以後に発行体の裁量権を行使する場合(繰上償還オプション)、または発行時の税法が改正され、債券保有者に対して税法改正に伴う損害を補償する義務をBNPパリバ・グループ内の発行体が負う場合、元本の繰上償還および満期日までの利息の繰上支払いを行う場合がある。償還の場合、15日間から60日間の予告期間を設ける場合がある。償還では、いかなる場合でも銀行監督当局の承認が条件となる。
- (4) 利払停止条件：  
 A. 利払いは、発行体の資本が十分でない場合、債券の引受業者が破綻した場合、またはAgeas株について宣言された配当が所定の基準値を下回った場合、停止される。
- (5) 適格基準(移行期間中の暫定基準を含む)および控除調整項目(当グループの信用リスクおよび証券の償却額を含む)に基づく調整後の額。

純損益を通じて公正価値で認識される永久劣後債は、主に、2007年12月に、BNPパリバ・フォルティス(旧フォルティス・バンク)が発行した、株式連動型転換・劣後複合証券(以下「CASHES」という。)で構成されている。

CASHESには満期がないが、保有者の自由裁量により1株当たり239.40ユーロの価格でAgeas(旧フォルティスSA/NV)の株式と交換できる。ただし、2014年12月19日をもって、CASHESは、その価格が連続する20取引日にわたって359.10ユーロ以上となった場合、Ageasの株式と自動的に交換される。元本の償還が現金で行われることはない。CASHES保有の権利は、BNPパリバ・フォルティスが保有し、かつ担保として供したAgeasの株式に限定されている。

AgeasとBNPパリバ・フォルティスは、相対的パフォーマンス・ノート(以下「RPN」という。)契約を締結しており、その価額は、CASHESの価額変動とAgeasの株価変動の相対的な差異によりBNPパリバ・フォルティスが受ける影響が相殺されるように変動することが契約上規定されている。

2012年1月25日に、AgeasとBNPパリバ・フォルティスは所定の契約を結んだ。この契約は、BNPパリバ・フォルティスによるすべての永久劣後ノートの購入と、RPNの一部償還に関するもので、その後には、CASHESの一部が現金で購入され、原資産であるAgeasの株式へ転換された。

2014年6月30日現在の正味残高は、(移行期間中に)Tier 1 資本へ組入可能な劣後債241百万ユーロである。

・償却原価で測定される負債証券

発行体/発行日 (単位：百万ユーロ)	通貨	外貨建て 当初金額 (単位：百万)	繰上償還日 または金利 引き上げ日	利率	金利 引き上げ 幅	劣後 順位 <sup>(2)</sup>	利払 停止 条件 <sup>(4)</sup>	Tier 1 として 適格な額 <sup>(6)</sup>	Tier 2 として 適格な額 <sup>(6)</sup>	2014年 6月30日 現在	2013年 12月31日 現在 <sup>(1)</sup>	
<b>負債証券</b>										<b>190,970</b>	<b>186,686</b>	
<b>当初の満期が1年未満の発行済負債証券</b>						<b>1</b>				<b>99,998</b>	<b>95,234</b>	
譲渡性負債証券										99,998	95,234	
<b>当初の満期が1年超の発行済負債証券</b>						<b>1</b>				<b>90,972</b>	<b>91,452</b>	
譲渡性負債証券										79,622	78,123	
債券										11,350	13,329	
<b>劣後債</b>								<b>1,047</b>	<b>6,859</b>	<b>12,339</b>	<b>11,824</b>	
<b>償還可能劣後債</b>			<b>(3)</b>			<b>2</b>		<b>73</b>	<b>6,083</b>	<b>10,537</b>	<b>10,085</b>	
<b>永久劣後ノート</b>			<b>(3)</b>					<b>974</b>	<b>554</b>	<b>1,528</b>	<b>1,493</b>	
BNP Paribas SA 1985年10月	ユーロ	305	-	TMO-0.25%	-	3	B		254	254	254	
				6ヶ月物								
BNP Paribas SA 1986年9月	米ドル	500	-	Libor +0.075%	-	3	C		200	200	199	
				3ヶ月物								
BNP Paribas Fortis 2004年10月	ユーロ	1,000	10月14日	4.625%	Euribor +170bp	5	D	974		974	945	
その他										100	100	95
<b>資本参加型ノート<sup>(5)</sup></b>								<b>-</b>	<b>222</b>	<b>222</b>	<b>222</b>	
BNP Paribas SA 1984年7月	ユーロ	337	-	(7)	-	4	N/A		215	215	215	
その他										7	7	7
<b>債券と関連する費用および手数料</b>								<b>-</b>	<b>-</b>	<b>52</b>	<b>24</b>	

- (1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。
- (2)(3) 「純損益を通じて公正価値で測定する負債証券」に関する参照情報を参照。
- (4) 利払停止条件：  
 B. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、利払日直前の12ヶ月の期間中に、取締役会が、株主総会にて配当原資が存在しない旨を正式発表した後に利払いの延期を決定した場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、配当再開後には、累積額を含む全額を支払う必要がある。  
 C. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、利払日直前の12ヶ月の期間中に、取締役会が、定例株主総会にて配当を行わないという決定の正当性を確認した後に利払いの延期を決定した場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、配当再開後には、累積額を含む全額を支払う必要がある。当行は、配当を行っていない場合であっても未払利息の支払いを再開する選択権を有する。  
 D. Tier 1 資本が、発行体のリスク加重資産の5%を下回っている場合、利息は、他の有価証券を引き渡す形で支払われる。
- (5) BNPパリバSAが発行した資本参加型ノートは、1983年1月3日施行の法の規定に基づき償還できる。2014年6月30日現在、市場で取引されている当該ノートは1,434,092口となった。
- (6) 適格基準(移行期間中の暫定基準を含む)および控除調整項目(当グループの信用リスクおよび証券の償却額を含む)に基づく調整後の額。
- (7) 当期純利益に応じ、TMOレートの85%(下限)から130%(上限)。

注5.g 当期および繰延税金

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在	2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>
当期税金	1,318	1,460
繰延税金	6,926	7,390
<b>当期および繰延税金資産</b>	<b>8,244</b>	<b>8,850</b>
当期税金	736	815
繰延税金	1,980	1,662
<b>当期および繰延税金負債</b>	<b>2,716</b>	<b>2,477</b>

- (1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

注5.h 未収収益・未払費用およびその他の資産・負債

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在	2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>
保証金および実行済銀行保証	46,843	41,009
証券取引に係る決済勘定	34,139	18,656
取立勘定	382	389
再保険者の責任準備金の持分	2,761	2,712
未収収益および前払費用	4,410	4,614
その他の借方勘定およびその他の資産	21,725	21,276
<b>未収収益およびその他の資産合計</b>	<b>110,260</b>	<b>88,656</b>
受取保証金	32,061	31,015
証券取引に係る決済勘定	34,598	19,222
取立勘定	1,021	1,167
未払費用および繰延収益	11,789	6,563
その他の貸方勘定およびその他の負債	23,405	20,414
<b>未払費用およびその他の負債合計</b>	<b>102,874</b>	<b>78,381</b>

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

注5.i のれん

(単位：百万ユーロ)	2014年度上半期
<b>帳簿価額 - 期首現在<sup>(1)</sup></b>	<b>9,846</b>
取得	19
売却	(13)
当期中に認識した減損損失	(3)
換算調整	75
その他の変動	1
<b>帳簿価額 - 期末現在</b>	<b>9,925</b>
総額	11,279
期末現在で認識されている減損累計額	(1,354)

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

資金生成単位別ののれんは次の通りである。

(単位：百万ユーロ)	帳簿価額	
	2014年 6月30日現在	2013年 12月31日現在 <sup>(1)</sup>
<b>のれん</b>		
<b>リテール・バンキング事業</b>	<b>7,679</b>	<b>7,624</b>
アルバル	310	301
バンクウェスト	3,645	3,620
イタリアのリテール・バンキング事業	1,214	1,214
リーシング・ソリューション	138	137
パーソナル・ファイナンス	1,214	1,196
パーソナル・ファイナンス(個別に減損テストされる パートナーシップ)	489	489
パーソナル・インベスターズ	389	391
Turk Ekonomi Bankasi AS	244	240
その他	36	36
<b>資産運用および証券管理事業</b>	<b>1,590</b>	<b>1,587</b>
保険	259	258
インベストメント・パートナーズ	161	160
不動産サービス	374	371
証券サービス	410	399
資産管理(富裕層向け資産運用)	386	399
<b>コーポレート・バンキングおよび投資銀行事業</b>	<b>653</b>	<b>632</b>
アドバイザーおよびキャピタル・マーケット	384	363
コーポレート・バンキング	269	269
<b>その他の事業</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
<b>のれん合計</b>	<b>9,925</b>	<b>9,846</b>

<sup>(1)</sup> IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

## 注5.j 偶発債務等引当金

## ・種類別偶発債務等引当金

(単位：百万ユーロ)	2013年 12月31日 現在 <sup>(1)</sup>	引当金 繰入額 (純額)	引当金 戻入額	資本に直接 認識される 価額変動	為替レート 他の変動の 影響額	2014年 6月30日 現在
従業員給付引当金	6,451	416	(289)	277	2	6,857
住宅財形貯蓄口座および制度に関し て認識した引当金	78	6				84
クレジットライン/コミットメント ラインに対する引当金	1,002	(26)	(42)		(2)	932
訴訟に対する引当金	2,711	224	(896)		(10)	2,029
その他の偶発債務等引当金	1,680	308	(33)		10	1,965
<b>偶発債務等引当金合計</b>	<b>11,922</b>	<b>928</b>	<b>(1,260)</b>	<b>277</b>	<b>-</b>	<b>11,867</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

## 注5.k 金融資産と金融負債の相殺

以下の表は、相殺前後における金融資産と金融負債の額を示している。2013年1月1日現在適用中のIFRS第7号「開示 - 金融資産と金融負債の相殺」の改訂が求めているこの情報は、当該相殺に関するIAS第32号よりは厳格でない米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(US GAAP)に基づく会計処理の結果と比較できるようにするための情報である。

「貸借対照表項目の相殺額」は、IAS第32号に沿って算定される。このため、当グループが認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ、金融資産および金融負債は相殺され、純額で貸借対照表に表示される。相殺額は、主に、買戻/売戻契約および決済機関経由で取引されるデリバティブをもとに算出する。

「マスター・ネットティング契約および類似の契約の影響額」は、法的強制力のある当該契約の範囲内で行われる取引の残高であって、IAS第32号に規定されている相殺基準を満たしていない額である。この額は、いずれかの契約当事者が債務不履行、債務超過または破産のいずれかの状態になった場合に限り相殺が可能になるような取引に関連する額である。

「担保として供出した/された金融商品」には、公正価値で認識される保証金や担保が含まれる。これらの担保権は、いずれかの契約当事者が債務不履行、債務超過または破産のいずれかの状態になった場合に限り行使できる。

金融商品のプラスのまたはマイナスの公正価値と引き換えに供出される/する保証金は、マスター・ネットティング契約につき、貸借対照表の未収収益または未払費用およびその他の資産または負債にて認識される。

2014年6月30日現在

(単位：百万ユーロ)

	金融資産の総貸借対照表項目の相殺総額		貸借対照表に 表示されている 純額			純額
			マスター・ ネットting 契約(MNA)およ び類似の契約 の対象額			
<b>資産</b>						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
トレーディング目的有価証券	195,513		195,513			195,513
貸出金	178		178			178
売戻契約	250,381	(84,295)	166,086	(38,242)	(125,944)	1,900
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定された金融商品	74,251		74,251			74,251
デリバティブ金融商品(ヘッジ目的で使われるデ リバティブ金融商品を含む)	541,723	(223,262)	318,461	(262,669)	(24,528)	31,264
顧客および金融機関貸出金および債権	679,170	(1,187)	677,983	(2,176)	(7,095)	668,712
内、売戻契約	9,386	(30)	9,356	(2,154)	(7,095)	107
未収収益およびその他の資産	113,691	(3,431)	110,260		(29,216)	81,044
内、供出した保証金	46,843		46,843		(29,216)	17,627
相殺の対象とならないその他の資産	363,893		363,893			363,893
<b>資産合計</b>	<b>2,218,800</b>	<b>(312,175)</b>	<b>1,906,625</b>	<b>(303,087)</b>	<b>(186,783)</b>	<b>1,416,755</b>

2014年6月30日現在

(単位：百万ユーロ)

	金融負債の総貸借対照表項目の相殺総額		貸借対照表に 表示されている 純額			純額
			マスター・ ネットting 契約(MNA)およ び類似の契約 の対象額			
<b>負債</b>						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
トレーディング目的有価証券	81,317		81,317			81,317
借入金	3,374		3,374			3,374
買戻契約	294,843	(84,295)	210,548	(37,366)	(162,720)	10,462
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定された金融商品	51,524		51,524			51,524
デリバティブ金融商品(ヘッジ目的で使われるデ リバティブ金融商品を含む)	541,955	(223,262)	318,693	(262,669)	(30,279)	25,745
顧客および金融機関預金	659,164	(1,187)	657,977	(3,052)	(13,193)	641,732
内、買戻契約	17,101	(30)	17,071	(3,030)	(13,193)	848
未払費用およびその他の負債	106,305	(3,431)	102,874		(24,068)	78,806
内、供出された保証金	32,061		32,061		(24,068)	7,993
相殺の対象とならないその他の負債	392,048		392,048			392,048
<b>負債合計</b>	<b>2,130,530</b>	<b>(312,175)</b>	<b>1,818,355</b>	<b>(303,087)</b>	<b>(230,260)</b>	<b>1,285,008</b>



2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>						
(単位：百万ユーロ)	金融資産の総貸借対照表項目の相殺総額		貸借対照表に 表示されている 純額		マスター・ ネットティング 契約(MNA)およ び類似の契約 の対象額	純額
					担保として供出 した金融商品	
<b>資産</b>						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
トレーディング目的有価証券	157,735		157,735			157,735
貸出金	445		445			445
売戻契約	224,516	(72,925)	151,591	(39,879)	(109,137)	2,575
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定された金融商品	68,185		68,185			68,185
デリバティブ金融商品(ヘッジ目的で使われるデ リバティブ金融商品を含む)	593,513	(279,390)	314,123	(267,633)	(21,557)	24,933
顧客および金融機関貸出金および債権	670,848	(848)	670,000	(796)	(2,119)	667,085
内、売戻契約	2,943		2,943	(774)	(2,119)	50
未収収益およびその他の資産	90,791	(2,135)	88,656		(25,380)	63,276
内、供出した保証金	41,009		41,009		(25,380)	15,629
相殺の対象とならないその他の資産	359,787		359,787			359,787
<b>資産合計</b>	<b>2,165,820</b>	<b>(355,298)</b>	<b>1,810,522</b>	<b>(308,308)</b>	<b>(158,193)</b>	<b>1,344,021</b>

2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>						
(単位：百万ユーロ)	金融負債の総貸借対照表項目の相殺総額		貸借対照表に 表示されている 純額		マスター・ ネットティング 契約(MNA)およ び類似の契約 の対象額	純額
					担保として供出 した金融商品	
<b>負債</b>						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
トレーディング目的有価証券	69,792		69,792			69,792
借入金	3,758		3,758			3,758
買戻契約	271,829	(72,925)	198,904	(38,362)	(152,625)	7,917
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定された金融商品	47,342		47,342			47,342
デリバティブ金融商品(ヘッジ目的で使われるデ リバティブ金融商品を含む)	592,968	(279,390)	313,578	(267,633)	(25,229)	20,716
顧客および金融機関預金	638,939	(848)	638,091	(2,313)	(9,115)	626,663
内、買戻契約	11,879		11,879	(2,291)	(9,115)	473
未払費用およびその他の負債	80,516	(2,135)	78,381		(21,925)	56,456
内、供出された保証金	31,015		31,015		(21,925)	9,090
相殺の対象とならないその他の負債	369,721		369,721			369,721
<b>負債合計</b>	<b>2,074,865</b>	<b>(355,298)</b>	<b>1,719,567</b>	<b>(308,308)</b>	<b>(208,894)</b>	<b>1,202,365</b>

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

[前へ](#)      [次へ](#)

## 注6. 追加情報

## 注6.a 株式資本および1株当たり当期純利益における変動

BNPパリバにより発行され、当グループが保有する株式

	自己取引		トレーディング勘定取引 (1)		合計	
	株式数	帳簿価額 (単位： 百万ユーロ)	株式数	帳簿価額 (単位： 百万ユーロ)	株式数	帳簿価額 (単位： 百万ユーロ)
<b>2012年12月31日現在保有株式</b>	<b>3,497,676</b>	<b>165</b>	<b>(1,365,449)</b>	<b>(58)</b>	<b>2,132,227</b>	<b>107</b>
取得	1,687,783	72			1,687,783	72
処分	(1,658,783)	(71)			(1,658,783)	(71)
従業員に引き渡された株式	(675,048)	(29)			(675,048)	(29)
その他の変動	(29,209)	(1)	431,575	19	402,366	18
<b>2013年6月30日現在保有株式</b>	<b>2,822,419</b>	<b>136</b>	<b>(933,874)</b>	<b>(39)</b>	<b>1,888,545</b>	<b>97</b>
取得	958,418	47			958,418	47
処分	(980,918)	(46)			(980,918)	(46)
従業員に引き渡された株式	(977)	-			(977)	-
その他の変動	-	1	558,294	17	558,294	18
<b>2013年12月31日現在保有株式</b>	<b>2,798,942</b>	<b>138</b>	<b>(375,580)</b>	<b>(22)</b>	<b>2,423,362</b>	<b>116</b>
取得	296,795	16			296,795	16
処分	(257,239)	(14)			(257,239)	(14)
従業員に引き渡された株式	(773,316)	(32)			(773,316)	(32)
その他の変動			3,135,827	159	3,135,827	159
<b>2014年6月30日現在保有株式</b>	<b>2,065,182</b>	<b>108</b>	<b>2,760,247</b>	<b>137</b>	<b>4,825,429</b>	<b>245</b>

(1) 株価指数に係るトレーディングや裁定取引の枠組み内での空売り。

2014年6月30日現在、BNPパリバ・グループは、4,825,429株のBNPパリバ株式(245百万ユーロ相当額で、この額は資本の控除として認識されている)の純購入者となっている。

イタリア市場におけるBNPパリバ株式に関するExane BNP Paribasとのマーケット・メイキング契約と、フランス金融市場機関(以下「AMF」という。)の倫理綱領に従い、BNPパリバSAは、2014年度中に296,795株を平均株価55.40ユーロで買戻し、さらに257,239株を平均株価56.12ユーロで売却した。2014年6月30日現在、BNPパリバは、この契約に基づき195,888株(10.6百万ユーロ相当)を保有している。

2014年1月1日から2014年6月30日までの間に773,316株の株式が、確定した業績に応じた株式報奨として受益者に付与された。

#### Tier 1 規制資本として適格な優先株式および永久最劣後ノート

- ・ グループの海外子会社が発行した優先株式

2003年1月に、当グループが独占的支配力を有する子会社のBNP Paribas Capital Trust は、米国法の適用を受ける700百万ユーロの非累積型無議決権永久優先株式を発行した。当該優先株式にBNPパリバの普通株式に対する希薄化効果はなかった。当該株式には10年間の固定配当が支払われる。当該優先株式は10年経過後およびその後は各配当期日に償還が可能である。当該株式は、2013年度上半期において償還された。

2003年度および2004年度においてLaSer-Cofinogaのサブグループ(2013年1月1日まではBNPパリバが比例連結していた)は、LaSer-Cofinogaのサブグループが独占的支配力を有する、英国の法律が適用される特別目的事業体を通じて、無議決権永久優先株式を3回発行した。共同支配の取決めに関するIFRS第11号の適用により、当グループは、2013年1月1日の時点でLaSerを持分法により連結していたため、前述の発行に伴い引受けた株式が少数株主持分に認識されることはなく、当該株式の保有者に配当が支払われることもなかった。

- ・ BNPパリバSAが発行した永久最劣後ノート

BNPパリバSAでは永久最劣後ノートを発行している。この債券については、固定または変動利息が支払われ、固定期間経過後およびその後は各利息支払日に償還可能である。当該債券の一部については、固定期間経過後にそれらが償還されなかった場合は、EuriborまたはLiborに連動した利息が支払われる。

第1回繰上償還日である2013年9月11日に、2008年9月発行分が償還された。この発行分は、発行額が650百万ユーロで、8.667%の固定利息が支払われるものであった。

以下の表は、発行されたこれらの債券の内容の概要を示している。

発行日	通貨	金額 (単位： 百万発行通貨)	利息 支払日	第1回繰上償還日前の利率 および期間		第1回繰上償還日後の利率
2005年6月	米ドル	1,070	年2回	5.186%	10年	3ヶ月物米ドルLibor+1.680%
2005年10月	ユーロ	1,000	年1回	4.875%	6年	4.875%
2005年10月	米ドル	400	年1回	6.25%	6年	6.250%
2006年4月	ユーロ	549	年1回	4.73%	10年	3ヶ月物Euribor+1.690%
2006年4月	英ポンド	450	年1回	5.945%	10年	3ヶ月物英ポンドLibor+1.130%
2006年7月	ユーロ	150	年1回	5.45%	20年	3ヶ月物Euribor+1.920%
2006年7月	英ポンド	163	年1回	5.954%	10年	3ヶ月物英ポンドLibor+1.810%
2007年4月	ユーロ	638	年1回	5.019%	10年	3ヶ月物Euribor+1.720%
2007年6月	米ドル	600	年4回	6.5%	5年	6.50%
2007年6月	米ドル	1,100	年2回	7.195%	30年	3ヶ月物米ドルLibor+1.290%
2007年10月	英ポンド	200	年1回	7.436%	10年	3ヶ月物英ポンドLibor+1.850%
2008年6月	ユーロ	500	年1回	7.781%	10年	3ヶ月物Euribor+3.750%
2008年9月	ユーロ	100	年1回	7.57%	10年	3ヶ月物Euribor+3.925%
2009年12月	ユーロ	2	年4回	3ヶ月物Euribor +3.750%	10年	3ヶ月物Euribor+4.750%
2009年12月	ユーロ	17	年1回	7.028%	10年	3ヶ月物Euribor+4.750%
2009年12月	米ドル	70	年4回	3ヶ月物米ドル Libor+3.750%	10年	3ヶ月物米ドルLibor+4.750%
2009年12月	米ドル	0.5	年1回	7.384%	10年	3ヶ月物米ドルLibor+4.750%
<b>2014年6月30日現在の ユーロ相当の合計額</b>		<b>6,599<sup>(1)</sup></b>				

(1) 当グループの各事業体が保有している自己株式控除後。

前年度においてBNPパリバSAの普通株式または永久最劣後ノート同等証券について配当金が支払われなかった場合、BNPパリバはこれらの永久最劣後ノートについて利息を支払わないことを選択できる。未払利息は繰越されない。

これらの永久最劣後ノートに関連する契約には、損失吸収条項が含まれている。当該条項の条件に従って、規制資本が不十分となった場合(すなわち増資またはそれに相当するあらゆるその他の措置により不足分が完全に相殺されない場合)は、資本の欠損額が補填され当該債券の額面価額が当初の金額まで回復するまで、関連する利息の新しい算定基準として当該債券の額面価額が減額される可能性がある。ただし、BNPパリバSAが清算される場合には、額面価額が減額されているか否かに関わらず、これらの債券の保有者に対する債務額は当初の額面価額を表すことになる。

これらの発行による収入は、資本の「資本金および利益剰余金」に計上されている。IAS第21号に従って、外貨建ての発行は、発行日のユーロ換算額に基づく取得原価で認識される。当該商品に係る利息は、配当金と同様に会計処理される。

2014年6月30日現在、BNPパリバ・グループは永久最劣後ノート30百万ユーロを保有しており、株主資本から控除されている。

・ 基本的 1 株当たり当期純利益

基本的 1 株当たり当期純利益は、普通株主帰属当期純利益を、当期中の加重平均発行済株式数で除して算出する。普通株主帰属当期純利益は、優先株主帰属当期純利益を差し引いて算出する。

希薄化後 1 株当たり当期純利益は、普通株式保有者に帰属する当期純利益を、希薄化効果のある株式商品から普通株式への転換により生じる最大の影響額を基に調整された加重平均発行済株式数で除したものである。インザマネーの新株引受オプションは、株式連動型報酬制度に基づき付与された業績に応じた株式報奨と同様、希薄化後 1 株当たり当期純利益の計算で考慮される。これらの商品の転換は、この計算に使用される当期純利益の金額に影響を及ぼさない。

	2014年度上半期	2013年度上半期 <sup>(1)</sup>
基本的小よび希薄化後普通株式 1 株当たり当期純利益の算定に使用した当期純利益 / (損失)(単位 : 百万ユーロ) <sup>(2)</sup>	(2,765)	3,214
期中加重平均発行済普通株式数	1,242,909,972	1,240,768,354
潜在的に希薄化効果のある普通株式の影響	2,525,027	2,481,917
- 新株引受オプション制度	694,130	390,552
- 業績株式報酬制度	1,830,897	2,091,365
- 株式購入制度		
希薄化後 1 株当たり当期純利益の算定に使用した加重平均普通株式数	1,245,434,999	1,243,250,271
基本的 1 株当たり当期純利益(損失)(単位 : ユーロ)	(2.22)	2.59
希薄化後 1 株当たり当期純利益(損失)(単位 : ユーロ)	(2.22)	2.59

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

(2) 基本的小よび希薄化後 1 株当たり当期純利益(損失)の算定に使用した当期純利益(損失)とは、BNPパリバSAが発行した永久最劣後ノート(優先株式同等物として扱われる)の利息分(会計処理上は配当金)を調整した後の当期純利益(損益勘定)をいう。

2014年度には2013年度の当期純利益から 1 株当たり1.50ユーロ(2013年度にも2012年度の当期純利益から同額)の配当が支払われた。

[前へ](#)      [次へ](#)

## 注 6 .b 連結の範囲

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>連結会社</b>									
BNP Paribas SA	フランス								
BNP Paribas SA (アルゼンチン支店)	アルゼンチン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (オーストラリア支店)	オーストラリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (パーレーン支店)	パーレーン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ベルギー支店)	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ブルガリア支店)	ブルガリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (カナダ支店)	カナダ	連結	100%	100%	E2				
BNP Paribas SA (ケイマン諸島支店)	ケイマン諸島	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (中国支店)	中国				S1	連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ギリシャ支店)	ギリシャ								S1
BNP Paribas SA (香港支店)	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ハンガリー支店)	ハンガリー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (インド支店)	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (アイルランド支店)	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (イタリア支店)	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (日本支店)	日本	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ジャージー支店)	ジャージー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (クウェート支店)	クウェート	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ルクセンブルク支店)	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (マレーシア支店)	マレーシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (モナコ支店)	モナコ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (オランダ支店)	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ノルウェー支店)	ノルウェー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (パナマ支店)	パナマ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (フィリピン支店)	フィリピン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ポーランド支店)	ポーランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他の</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権持分 (%)	所有持分 (%)	参照	連結方法	議決権持分 (%)	所有持分 (%)	参照
<b>連結会社(続き)</b>									
BNP Paribas SA (カタール支店)	カタール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (大韓民国支店)	大韓民国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (サウジアラビア支店)	サウジアラビア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (シンガポール支店)	シンガポール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (南アフリカ支店)	南アフリカ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E2
BNP Paribas SA (スペイン支店)	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (台湾支店)	台湾	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (タイ支店)	タイ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (米国支店)	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (英国支店)	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (アラブ首長国連邦支店)	アラブ首長国連邦	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ベトナム支店)	ベトナム	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
<b>リテール・バンキング</b>									
<b>国内市場業務</b>									
<b>リテール・バンキング - フランス</b>									
Banque de Wallis et Futuna	ウォリス・フツナ	連結	(1)	51.0%	51.0%	連結	(1)	51.0%	51.0%
BNP Paribas Developpement	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%
BNP Paribas Factor	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Factor (スペイン支店)	スペイン	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Factor Portugal	ポルトガル	連結		100%	100%	連結		100%	100%
BNP Paribas Guadeloupe	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Guyane	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Martinique	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Nouvelle Caledonie	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Réunion	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
Société Alsacienne de développement et d'expansion	フランス	連結		100%	65.9%	連結		100%	65.9%
									V1

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	<b>その他</b>
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>リテール・バンキング - ベルギー</b>									
Alpha Card SCRL (Group)	ベルギー	持分法	50.0%	50.0%		持分法	50.0%	50.0%	V1
Belgian Mobile Wallet	ベルギー	持分法	42.5%	42.5%	V2	持分法*	50.0%	50.0%	E2
BNP Paribas Commercial Finance Ltd.	英国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1&D1
BNP Paribas Factor Deutschland BV	オランダ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1&D1
BNP Paribas Factor GmbH	ドイツ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1&D1
BNP Paribas Factoring Coverage Europe Holding NV	オランダ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
BNP Paribas Fortis	ベルギー	連結	99.9%	99.9%		連結	99.9%	99.9%	V1
BNP Paribas Fortis (オーストリア支店)	オーストリア	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNP Paribas Fortis (ケイマン諸島支店)	ケイマン諸島	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNP Paribas Fortis (チェコ共和国支店)	チェコ共和国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNP Paribas Fortis (デンマーク支店)	デンマーク	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNP Paribas Fortis (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNP Paribas Fortis (ギリシャ支店)	ギリシャ								S1
BNP Paribas Fortis (オランダ支店)	オランダ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	E2
BNP Paribas Fortis (ノルウェー支店)	ノルウェー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNP Paribas Fortis (ポルトガル支店)	ポルトガル								S1
BNP Paribas Fortis (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNP Paribas Fortis (スペイン支店)	スペイン	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNP Paribas Fortis (スウェーデン支店)	スウェーデン	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNP Paribas Fortis (米国支店)	米国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNP Paribas Fortis (英国支店)	英国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNP Paribas Fortis Factor NV	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
BNP Paribas Fortis Funding SA	ルクセンブルク	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
Bpost banque	ベルギー	持分法 (3)	50.0%	50.0%		持分法 (3)	50.0%	50.0%	V1&D3
Demetris NV	ベルギー	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	V1
Fortis Finance Belgium S.C.R.L.	ベルギー								S1
FV Holding N.V.	ベルギー								S3
Immobilière Sauvenière SA	ベルギー	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	V1

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	<b>その他</b>
S1 廃業(解散、清算を含む)	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	



会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>特別目的会社</b>									
BASS Master Issuer NV	ベルギー	連結	-	-		連結	-	-	
Esmée Master Issuer	ベルギー	連結	-	-		連結	-	-	
<b>リテール・バンキング - ルクセンブルク</b>									
BGL BNP Paribas	ルクセンブルク	連結	66.0%	65.9%		連結	66.0%	65.9%	V1
BGL BNP Paribas (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	65.9%		連結	100%	65.9%	E2
BGL BNP Paribas Factor SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%		連結	100%	65.9%	V1
BNP Paribas Lease Group Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%		連結	100%	65.9%	V1
Cofhylux SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%		連結	100%	65.9%	V1
<b>特別目的会社</b>									
Société Immobilière de Monterey SA	ルクセンブルク	連結	-	-		連結	-	-	E2
Société Immobilière du Royal Building SA	ルクセンブルク	連結	-	-		連結	-	-	E2
<b>リテール・バンキング - イタリア (BNLバンカ・コムルシアーレ)</b>									
Artigiancassa SPA	イタリア	連結	73.9%	73.9%		連結	73.9%	73.9%	
Banca Nazionale del Lavoro SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNL Finance SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNL Positivity SRL	イタリア	連結	51.0%	51.0%		連結	51.0%	51.0%	
International Factors Italia SPA - Ifitalia	イタリア	連結	99.6%	99.6%		連結	99.6%	99.6%	
<b>特別目的会社</b>									
EMF IT-2008-1 SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela ABS SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela Home SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela Mortgages SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela OBG SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela Public Sector SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他の</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>アルバル</b>									
Arval A/S	デンマーク	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	E1
Arval Austria GmbH	オーストリア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval Belgium SA	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval Benelux BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval Brasil Limitada	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval Business Services Ltd.	英国								S3
Arval BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval China Co Ltd.	中国	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	E1
Arval CZ SRO	チェコ共和国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval Deutschland GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval ECL	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval Hellas Car Rental SA	ギリシャ	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval India Private Ltd.	インド	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval Ltd.	英国								S3
Arval Luxembourg SA	ルクセンブルク	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval Magyarorszag KFT	ハンガリー	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval Maroc SA	モロッコ	持分法*	100%	89.0%		持分法*	100%	89.0%	
Arval OOO	ロシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval Oy	フィンランド	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	E1
Arval PHH Holdings Ltd.	英国								S3
Arval PHH Holdings UK Ltd.	英国								S3
Arval Schweiz AG	スイス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval Service GmbH	ドイツ								S4
Arval Service Lease	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval Service Lease Aluger Operational Automoveis SA	ポルトガル	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval Service Lease Italia S.P.A.	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval Service Lease Polska SP.Z.O.O.	ポーランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval Service Lease Romania SRL	ルーマニア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	<b>その他</b>
S1 廃業(解散、清算を含む)	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>アルバル(続き)</b>									
Arval Service Lease SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval Slovakia	スロバキア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval Trading	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval UK Group Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval UK Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Autovalley	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNP Paribas Fleet Holdings Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cofiparc	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Gestion et Location Holding	フランス								S4
Greenval Insurance Company Ltd.	アイルランド	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
PHH Financial services Ltd.	英国								S3
Public Location Longue Durée	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	V1
TEB Arval Arac Filo Kiralama AS	トルコ	連結	100%	75.0%		連結	100%	75.0%	D4
<b>リーシング・ソリューション</b>									
Ace Equipment Leasing	ベルギー	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
Ace Leasing	ベルギー				S4	連結	100%	83.0%	V1
Ace Leasing BV	オランダ								S4
Agrilease BV	オランダ				S3	連結	100%	83.0%	V1
Albury Asset Rentals Ltd.	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
All In One Vermietungsgesellschaft für Telekommunikationsanlagen mbH.	ドイツ	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	V1
All In One Vermietung GmbH	オーストリア	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	V1
Aprolis Finance	フランス	連結	51.0%	42.3%		連結	51.0%	42.3%	V1
Aprolis Finance (ルーマニア支店)	ルーマニア	持分法*	100%	42.3%	D1	連結	100%	42.3%	
Arius	フランス	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
Artegy Ltd.	英国	持分法*	100%	83.0%	D1	連結	100%	83.0%	V1
Artegy	フランス	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1

**連結の範囲の変更****新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)**

E1	当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法*	支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2	設立		
E3	取得、支配権または重要な影響力の取得		
E4	IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)		

**連結の範囲から除外された事業体(S)**

S1	廃業(解散、清算を含む)
S2	売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失
S3	基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)
S4	合併ならびに資産および負債の全移転

**議決権持分または所有持分の変動(V)**

V1	追加取得
V2	一部売却
V3	希薄化
V4	割合の増加

**その他**

D1	議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
D2	90社の建設 / 販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
D3	これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
D4	これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)

**連結のブルデンシャル・スコープ**

(1)	フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社
(2)	ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社
(3)	ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>リーシング・ソリューション(続き)</b>									
BNP Paribas Finansal Kiralama AS	トルコ	連結	100%	82.3%		連結	100%	82.3%	V1
BNP Paribas Lease Group BPLG	フランス	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	V1
BNP Paribas Lease Group BPLG (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	
BNP Paribas Lease Group BPLG (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	
BNP Paribas Lease Group BPLG (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	
BNP Paribas Lease Group BPLG (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	
BNP Paribas Lease Group (Rentals) Ltd.	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
BNP Paribas Lease Group IFN SA	ルーマニア	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	V1
BNP Paribas Lease Group KFT	ハンガリー	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	V1
BNP Paribas Lease Group Leasing Solutions SPA	イタリア	連結	100%	95.5%		連結	100%	95.5%	V1
BNP Paribas Lease Group Lizing RT	ハンガリー	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	V1
BNP Paribas Lease Group Netherlands BV	オランダ								S4
BNP Paribas Lease Group Polska SP z.o.o	ポーランド	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	V1
BNP Paribas Lease Group PLC	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
BNP Paribas Lease Group SA Belgium	ベルギー	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
BNP Paribas Leasing Solutions	ルクセンブルク	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
BNP Paribas Leasing Solutions Immobilier Suisse	スイス	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	V1
BNP Paribas Leasing Solutions Ltd.	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
BNP Paribas Leasing Solutions NV	オランダ	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
BNP Paribas Leasing Solutions Suisse SA	スイス	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	V1
Claas Financial Services	フランス	連結 (1)	60.1%	49.9%		連結 (1)	60.1%	49.9%	V1
Claas Financial Services (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	49.9%		連結 (1)	100%	49.9%	
Claas Financial Services (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	49.9%		連結 (1)	100%	49.9%	
Claas Financial Services (ポーランド支店)	ポーランド	連結 (1)	100%	49.9%		連結 (1)	100%	49.9%	
Claas Financial Services (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	49.9%		連結 (1)	100%	49.9%	
Claas Financial Services Inc.	米国	連結	100%	49.9%		連結	100%	49.9%	V1
Claas Financial Services Ltd.	英国	連結	51.0%	42.3%		連結	51.0%	42.3%	V1

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	<b>その他</b>
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>リーシング・ソリューション(続き)</b>									
CNH Industrial Capital Europe (旧CNH Capital Europe)	フランス	連結 (1)	50.1%	41.6%		連結 (1)	50.1%	41.6%	V1
CNH Industrial Capital Europe (ベルギー支店)	ベルギー	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe BV (旧CNH Capital Europe BV)	オランダ	連結	100%	41.6%		連結	100%	41.6%	V1
CNH Industrial Capital Europe GmbH (旧CNH Capital Europe GmbH)	オーストリア	連結	100%	41.6%		連結	100%	41.6%	V1
CNH Industrial Capital Europe Ltd. (旧CNH Capital Europe Ltd.)	英国	連結	100%	41.6%		連結	100%	41.6%	V1
Commercial Vehicle Finance Ltd.	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
Equipment Lease BV	オランダ								S4
ES-Finance	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
Fortis Lease Belgium	ベルギー	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
Fortis Lease (France)	フランス	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	V1
Fortis Lease Car & Truck	ベルギー				S4	連結	100%	83.0%	V1
Fortis Lease Deutschland GmbH	ドイツ	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	V1
Fortis Lease Iberia SA	スペイン	持分法*	100%	86.6%		持分法*	100%	86.6%	V1
Fortis Lease Operativ Lizing Zartkoruen Mukodo Reszvenytarsasag	ハンガリー	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	V1
Fortis Lease Polska Sp.z.o.o.	ポーランド				S3	連結	100%	99.8%	V1
Fortis Lease Portugal	ポルトガル	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	V1
Fortis Lease Romania IFN SA	ルーマニア	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	V1
Fortis Lease UK Ltd.	英国	持分法*	100%	83.0%	D1	連結	100%	83.0%	V1
Fortis Lease UK Retail Ltd.	英国	持分法*	100%	83.0%	D1	連結	100%	83.0%	V1
Fortis Vastgoedlease BV	オランダ	持分法*	100%	83.0%	D1	連結	100%	83.0%	V1
Heffiq Heftruck Verhuur BV (旧Barloworld Heftruck BV)	オランダ				S3	持分法	50.0%	41.5%	V1
H.F.G.L Ltd.	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	<b>その他</b>
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S1 廃業(解散、清算を含む)	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>リーシング・ソリューション(続き)</b>									
Humberclyde Commercial Investments Ltd.	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
Humberclyde Commercial Investments N° 1 Ltd.	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
JCB Finance	フランス	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	V1
JCB Finance (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
JCB Finance (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
JCB Finance (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
JCB Finance Holdings Ltd.	英国	連結	50.1%	41.6%		連結	50.1%	41.6%	V1
Locatrice Italiana SPA	イタリア	持分法*	100%	95.5%		持分法*	100%	95.5%	V1
Manitou Finance Ltd.	英国	連結	51.0%	42.3%		連結	51.0%	42.3%	V1
MFF	フランス	連結 (1)	51.0%	42.3%		連結 (1)	51.0%	42.3%	V1
Natiocrédibail	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Natiocrédimurs	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Natioénergie 2	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	D1
Same Deutz Fahr Finance Ltd.	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	V1
Same Deutz-Fahr Finance	フランス	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	V1
SREI Equipement Finance Ltd. (IHSREI Equipement Finance Private Ltd.)	インド	持分法 (3)	50.0%	41.5%		持分法 (3)	50.0%	41.5%	V1&D3
<b>特別目的会社</b>									
Fortis Energy Leasing XI BV	オランダ								S4
Fortis Energy Leasing X2 BV	オランダ								S4
Fortis Energy Leasing XIV BV	オランダ								S4
Vela Lease SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡
E2 設立	易連結している関連会社(注1.bを参照)
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	<b>その他</b>
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S1 廃業(解散、清算を含む)	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を
V1 追加取得	用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部
V2 一部売却	連結されているTEBグループ(注2を参照)
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

[前へ](#) [次へ](#)

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31				
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照	
<b>パーソナル・インベスターズ</b>										
B*Capital	フランス	連結	(1) 100%	99.9%		連結	(1) 100%	99.9%		
Cortal Consors	フランス	連結	(1) 100%	100%		連結	(1) 100%	100%		
Cortal Consors (ドイツ支店)	ドイツ	連結	(1) 100%	100%		連結	(1) 100%	100%		
Cortal Consors (イタリア支店)	イタリア								S1	
Cortal Consors (スペイン支店)	スペイン	連結	(1) 100%	100%		連結	(1) 100%	100%		
Geojit BNP Paribas Financial Services Ltd (Group)	インド	持分法		34.4%	34.4%	V1	持分法	33.6%	33.6%	D3
Geojit Technologies Private Ltd.	インド	連結		57.4%	57.4%	V1	連結	56.8%	56.8%	
Portzamparc Gestion	フランス					S3	連結	100%	51.0%	
Portzamparc société de Bourse	フランス	連結	(1) 51.0%	51.0%			連結	(1) 51.0%	51.0%	
<b>BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス</b>										
Alpha Crédit SA	ベルギー	連結		100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
Axa Banque Financement	フランス	持分法		35.0%	35.0%		持分法	35.0%	35.0%	
Banco BNP Paribas Personal Finance SA	ポルトガル	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
Banco Cetelem Argentina SA	アルゼンチン	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
Banco Cetelem SA	スペイン	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
Banco Cetelem SA (旧Banco BGN SA)	ブラジル	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
Banco de Servicios Financieros SA	アルゼンチン	持分法		39.9%	39.9%		持分法	39.9%	39.9%	
BGN Mercantil E Servicios Ltda	ブラジル	持分法*		100%	100%		持分法*	100%	100%	
Bieffe 5 SPA	イタリア					S4	連結	100%	100%	
BNP Paribas Personal Finance	フランス	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Personal Finance EAD	ブルガリア	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Personal Finance BV	オランダ	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Personal Finance SA de CV	メキシコ	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
Cafineo	フランス	連結	(1) 51.0%	50.8%			連結	(1) 51.0%	50.8%	
Carrefour Banque	フランス	持分法		39.2%	39.2%		持分法	39.2%	39.2%	
Cetelem Algérie	アルジェリア	持分法*		100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cetelem America Ltda	ブラジル	連結		100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス(続き)</b>									
Cetelem Bank LLC	ロシア	持分法	26.0%	26.0%		持分法	26.0%	26.0%	V2
Cetelem Brasil SA	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cetelem CR AS	チェコ共和国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cetelem IFN	ルーマニア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cetelem Latin America Holding Participações Ltda	ブラジル								S4
Cetelem Serviços Ltda	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E1
Cetelem Slovensko AS	スロバキア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
CMV Médiforce	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Cofica Bail	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Cofiplan	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Commerz Finanz	ドイツ	連結	50.1%	50.1%		連結	50.1%	50.1%	
Cosimo	フランス								S3
Credirama SPA	イタリア								S3
Crédit Moderne Antilles Guyane	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Crédit Moderne Océan Indien	フランス	連結 (1)	97.8%	97.8%		連結 (1)	97.8%	97.8%	
Direct Services	ブルガリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Domofinance	フランス	連結 (1)	55.0%	55.0%		連結 (1)	55.0%	55.0%	
Effico	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Effico Iberia SA	スペイン	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	D1
Effico Portugal	ポルトガル								S2
Eos Aremas Belgium SA	ベルギー	持分法	50.0%	49.9%		持分法	50.0%	49.9%	V1
Eurocredito EFC SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Facet	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Fidem	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	V1
Fimestic Expansion SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Finalia	ベルギー								S4
Findomestic Banca SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Findomestic Banka AD	セルビア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他の</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	



会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス(続き)</b>									
Gesellschaft für Capital & Vermögensverwaltung Gmbh (GCV)	ドイツ	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	E1
Inkasso Kodat Gmbh & Co KG	ドイツ	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	E1
LaSer - Cofinoga (Group)	フランス	持分法 (3)	50.0%	50.0%		持分法 (3)	50.0%	50.0%	D3
Leval 20	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Loisirs Finance	フランス	連結 (1)	51.0%	51.0%		連結 (1)	51.0%	51.0%	
Magyar Cetelem Bank Zrt.	ハンガリー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Nissan Finance Belgium NV	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
Norrskan Finance	フランス	連結 (1)	51.0%	51.0%		連結 (1)	51.0%	51.0%	
Oney Magyarorszag Zrt	ハンガリー	持分法	40.0%	40.0%		持分法	40.0%	40.0%	E1
Prestacomer SA de CV	メキシコ								S3
Prêts et Services SAS	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Projeo	フランス	連結 (1)	51.0%	51.0%		連結 (1)	51.0%	51.0%	
Servicios Financieros Carrefour EFC	スペイン	持分法	37.3%	39.9%		持分法	37.3%	39.9%	
Sundaram BNP Paribas Home Finance Ltd.	インド	持分法	49.9%	49.9%		持分法*	49.9%	49.9%	
TEB Tuketici Finansman AS	トルコ	連結	100%	92.8%		連結	100%	92.8%	D4
UCB Ingatlanhitel RT	ハンガリー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
UCB Suisse	スイス								S4
Union de Creditos Inmobiliarios - UCI (Group)	スペイン	持分法 (3)	50.0%	50.0%		持分法 (3)	50.0%	50.0%	D3
Von Essen GmbH & Co. KG Bankgesellschaft	ドイツ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
<b>特別目的会社</b>									
Autonorria 2012-1 et 2	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Domos 2011 - A et B	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
FCC Retail ABS Finance - Noria 2009	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
FCC Domos 2008	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
FCC U.C.I 5 -18	スペイン	持分法 (3)	-	-		持分法 (3)	-	-	D3
Fideicomiso Financiero Cetelem II et III	アルゼンチン	連結	-	-		連結	-	-	E2
Florence 1 SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>特別目的会社(続き)</b>									
Florence SPV SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	E2
Fundo de Investimento EM Direitos Creditorios BGN Life	ブラジル								S1
Phedina Hypotheken 2010 BV	オランダ	連結	-	-		連結	-	-	
Phedina Hypotheken 2011-I BV	オランダ	連結	-	-		連結	-	-	
Phedina Hypotheken 2013-I BV	オランダ	連結	-	-		連結	-	-	E2
<b>国際リテール・バンキング業務</b>									
<b>リテール・バンキング - 米国</b>									
1897 Services Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BancWest Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Bancwest Investment Services, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Bank of the West Business Park Association LLC	米国	連結	38.0%	38.0%		連結	38.0%	38.0%	
Bank of the West	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Bank of the West (ケイマン諸島支店)	ケイマン諸島	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Bishop Street Capital Management Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BW Insurance Agency, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Center Club, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
CFB Community Development Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Claas Financial Services LLC	米国	連結	75.9%	63.6%		連結	75.9%	63.6%	
Commercial Federal Affordable Housing, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Commercial Federal Community Development Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Commercial Federal Insurance Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Commercial Federal Investment Service Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Community Service, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Equity Lending Inc.	米国	連結	100%	100%	S1	連結	100%	100%	
Essex Credit Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他の</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>リテール・バンキング - 米国(続き)</b>									
FHB Guam Trust Co.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
FHL SPC One, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Bancorp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Hawaiian Bank	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Hawaiian Bank (ケイマン諸島支店)	ケイマン諸島	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Hawaiian Capital 1	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Hawaiian Leasing, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First National Bancorporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Santa Clara Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Liberty Leasing Company	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Mountain Falls Acquisition Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Real Estate Delivery 2 Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
The Bankers Club, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Ursus Real estate, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
<b>特別目的会社</b>									
Commercial Federal Capital Trust 2	米国								S1
Commercial Federal Realty Investors Corporation	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Commercial Federal Service Corporation	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Equipment Lot Bombardier 1997A-FH	米国								S1
Equipment Lot FH	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Equipment Lot Siemens 1997A-FH	米国								S2
Equipment Lot Siemens 1998A-FH	米国	連結	-	-		連結	-	-	
FTS Acquisitions LLC	米国								S1
Glendale Corporate Center Acquisition LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
LACMTA Rail Statutory Trust (FH1)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Laveen Village Center Acquisition LLC	米国								S1
Lexington Blue LLC	米国	持分法	-	-		持分法	-	-	
MNCRC Equipement Lot	米国	連結	-	-		連結	-	-	
NYCTA Equipement Lot	米国								S2

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>特別目的会社(続き)</b>									
Riverwalk Village Three Holdings LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Santa Rita Townhomes Acquisition LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Southwest Airlines 1993 Trust N363SW	米国	連結	-	-		連結	-	-	
ST 2001 FH-1	米国	連結	-	-		連結	-	-	
SWB 99-1	米国	連結	-	-		連結	-	-	
VTA 1998-FH	米国	連結	-	-		連結	-	-	
1997-LRV-FH	米国								S2
<b>欧州・地中海沿岸諸国</b>									
Banque de Nankin	中国	持分法	16.2%	16.2%		持分法	16.2%	16.2%	V1
Banque Internationale du Commerce et de l'Industrie Burkina Faso	ブルキナファソ	連結	51.0%	51.0%		連結	51.0%	51.0%	
Banque Internationale du Commerce et de l'Industrie Cote d'Ivoire	コートジボワール	連結	59.8%	59.8%		連結	59.8%	59.8%	
Banque Internationale du Commerce et de l'Industrie Gabon	ガボン	持分法	47.0%	47.0%		持分法	47.0%	47.0%	V1
Banque Internationale du Commerce et de l'Industrie Guinée	ギニア	持分法	42.7%	42.7%	V1	持分法	40.5%	40.5%	V1
Banque Internationale du Commerce et de l'Industrie Mali	マリ	連結	85.0%	85.0%		連結	85.0%	85.0%	
Banque Internationale du Commerce et de l'Industrie Senegal	セネガル	連結	54.1%	54.1%		連結	54.1%	54.1%	
Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie	モロッコ	連結	67.0%	67.0%		連結	67.0%	67.0%	
Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie Gestion Asset Management (旧 Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie Gestion)	モロッコ	持分法*	100%	67.0%		持分法*	100%	67.0%	
Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie Assurance	モロッコ	持分法*	100%	67.0%		持分法*	100%	67.0%	
Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie Crédit Conso	モロッコ	連結	99.9%	66.9%		連結	99.9%	66.9%	
Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie Leasing	モロッコ	連結	86.9%	58.2%		連結	86.9%	58.2%	V1
Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie Offshore	モロッコ	連結	100%	67.0%		連結	100%	67.0%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>欧州・地中海沿岸諸国(続き)</b>									
BNP Intercontinentale – BNPI	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNP Paribas Bank Polska SA	ポーランド	連結	85.0%	84.9%	V3	連結	99.9%	99.8%	V1
BNP Paribas BDDI Participations	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas El Djazair	アルジェリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Fortis Yatirimlar Holding AS	トルコ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
BNP Paribas SAE	エジプト								S2
BNP Paribas Yatirimlar Holding Anonim Sirketi	トルコ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Dominet SA	ポーランド				S1	連結	100%	99.9%	V1
Fortis Bank Malta Ltd.	マルタ								S3
Fortis Faktoring AS	トルコ								S4
Fortis Holding Malta BV	オランダ								S3
Fortis Holding Malta Ltd.	マルタ								S3
IC Axa Insurance	ウクライナ	持分法	49.8%	49.8%		持分法*	49.8%	49.8%	
Orient Commercial Bank	ベトナム	持分法	20.0%	20.0%		持分法	20.0%	20.0%	
TEB Faktoring AS	トルコ	連結	100%	68.5%		連結	100%	68.5%	D4
TEB Holding AS	トルコ	連結	50.0%	50.0%		連結	50.0%	50.0%	V1&D4
TEB Portfoy Yonetimi AS	トルコ	連結	100%	70.3%		連結	100%	70.3%	D4
TEB Yatirim Menkul Degerler AS	トルコ	連結	100%	68.5%		連結	100%	68.5%	D4
The Economy Bank NV	オランダ	連結	100%	68.5%		連結	100%	68.5%	D4
Turk Ekonomi Bankasi AS	トルコ	連結	96.0%	68.5%		連結	96.0%	68.5%	D4
Turk Ekonomi Bankasi AS (バーレーン支店)	バーレーン	連結	100%	68.5%		連結	100%	68.5%	D4
TEB SH A	セルビア	連結	100%	50.0%		連結	100%	50.0%	D4
Ukrainian Leasing Company	ウクライナ								S3
UkrSibbank	ウクライナ	連結	85.0%	100%		連結	85.0%	100%	
Union Bancaire pour le Commerce et l'Industrie	チュニジア	連結	50.1%	50.1%		連結	50.1%	50.1%	V1
<b>特別目的会社</b>									
K-Kollect LLC	ウクライナ								S2

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

前へ

次へ

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>資産運用および証券管理事業</b>									
BNP Paribas Suisse SA	スイス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Suisse SA (ガンジー支店)	ガンジー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Suisse SA (ジャージー支店)	ジャージー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
<b>保険</b>									
AG Insurance (Group)	ベルギー	持分法	25.0%	25.0%		持分法	25.0%	25.0%	V1
BNP Paribas Cardif	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNP Paribas Cardif BV	オランダ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNP Paribas Cardif Emeklilik Anonim Sirketi	トルコ	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNP Paribas Cardif Levensverzekeringen NV	オランダ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNP Paribas Cardif Pojistovna A.S	チェコ共和国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNP Paribas Cardif PSC Ltd.	英国	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNP Paribas Cardif Seguros Generales SA	チリ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNP Paribas Cardif Seguros de Vida SA	チリ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNP Paribas Cardif Schadeverzekeringen NV	オランダ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNP Paribas Cardif TCB Life Insurance Company Ltd.	台湾	持分法	49.0%	49.0%		持分法	49.0%	49.0%	
BNP Paribas Cardif Vita Compagnia di Assicurazione E Riassicurazione S.P.A.	イタリア								S4
BNP Paribas Cardif Vita Compagnia di Assicurazione E Riassicurazione S.P.A. (旧 Cardif Assicurazioni SPA)	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (オーストリア支店)	オーストリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ベルギー支店)	ベルギー	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ブルガリア支店)	ブルガリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (イタリア支店)	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	<b>その他</b>
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>保険(続き)</b>									
Cardif Assurances Risques Divers (日本支店)	日本	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ルクセンブルク支店)	ルクセンブルク	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ポーランド支店)	ポーランド	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (スペイン支店)	スペイン	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (スイス支店)	スイス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (台湾支店)	台湾	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (オーストリア支店)	オーストリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ベルギー支店)	ベルギー	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ブルガリア支店)	ブルガリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (イタリア支店)	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (日本支店)	日本	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (スペイン支店)	スペイン	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (スイス支店)	スイス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (台湾支店)	台湾	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Biztosito Magyarorszag Zrt	ハンガリー	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Colombia Seguros Generales	コロンビア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	D1
Cardif del Peru Sa Compania de Seguros	ペルー	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif do Brasil Vida e Previdencia SA	ブラジル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif do Brasil Seguros e Garantias	ブラジル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>保険(続き)</b>									
Cardif Extension De Garantia y Asistencia Limitada	チリ	持分法*	100%	100%	E1				
Cardif Forsakring AB	スウェーデン	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Forsakring AB (デンマーク支店)	デンマーク	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Forsakring AB (ノルウェー支店)	ノルウェー	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Hayat Sigorta Anonim Sirketi	トルコ	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Insurance Company LLC	ロシア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	D1
Cardif I-Services	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Leven	ベルギー	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Life Insurance Co. Ltd.	大韓民国	連結 (2)	85.0%	85.0%		連結 (2)	85.0%	85.0%	
Cardif Livforsakring AB	スウェーデン	持分法*	100%	100%	E1				
Cardif Livforsakring AB (デンマーク支店)	デンマーク	持分法*	100%	100%	E1				
Cardif Livforsakring AB (ノルウェー支店)	ノルウェー	持分法*	100%	100%	E1				
Cardif Lux Vie	ルクセンブルク	連結 (2)	66.7%	55.3%		連結 (2)	66.7%	55.3%	V1
Cardif Lux Vie (フランス支店)	フランス								S1
Cardif Mexico Seguros de Vida SA de CV	メキシコ	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Mexico Seguros Generales SA de CV	メキシコ	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Nordic AB	スウェーデン	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Pinnacle Insurance Holding PLC	英国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Pinnacle Insurance Management Services PLC	英国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Polska Towarzystwo Ubezpieczen na Zycie SA	ポーランド	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Seguros SA	アルゼンチン	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
CB (UK) Ltd.(Fonds C)	英国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Darnell Ltd.	アイルランド	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
F & B Insurance Holdings SA (Group)	ベルギー	持分法	50.0%	50.0%		持分法	50.0%	50.0%	
Financial Telemarketing Services Ltd.	英国				S3	持分法*	100%	100%	
GIE BNP Paribas Cardif	フランス	連結 (2)	100%	99.0%		連結 (2)	100%	99.0%	
Luizaseg	ブラジル	持分法	50.0%	50.0%		持分法*	50.0%	50.0%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	<b>その他</b>
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	



会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>保険(続き)</b>									
Natio Assurance	フランス	持分法	50.0%	50.0%		持分法*	50.0%	50.0%	
NCVP Participacoes Societarias SA	ブラジル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Pinnacle Insurance PLC	英国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Pocztylion Arka Powszechno Towarzystwo Emerytalne SA	ポーランド	持分法	33.3%	33.3%		持分法	33.3%	33.3%	
Poistovna Cardif Slovakia A.S	スロバキア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Portes de Claye SCI	フランス	持分法	45.0%	56.9%		持分法	45.0%	56.9%	V2
Scoo SCI	フランス	持分法	46.4%	58.0%		持分法	46.4%	58.0%	V2
State Bank of India Life Insurance Company Ltd.	インド	持分法	26.0%	26.0%		持分法	26.0%	26.0%	
<b>特別目的会社</b>									
BNP Paribas Global Senior Corporate Loans	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	E4
BNP Paribas Money 3M	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	E4
Cardimmo	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	E4
Natio Fonds Ampère 1	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	E4
Odyssée SCI	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Profilea Monde Equilibre	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	E4
<b>資産管理(富裕層向け資産運用)</b>									
Bank Insinger de Beaufort NV	オランダ	連結	63.0%	63.0%		連結	63.0%	63.0%	
Bank Insinger de Beaufort NV (英国支店)	英国	連結	100%	63.0%		連結	100%	63.0%	
BNP Paribas Espana SA	スペイン	連結	99.6%	99.6%		連結	99.6%	99.6%	
BNP Paribas Wealth Management	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNP Paribas Wealth Management (香港支店)	香港	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNP Paribas Wealth Management (シンガポール支店)	シンガポール	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNP Paribas Wealth Management Monaco	モナコ	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Conseil Investissement SNC	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>インベストメント・パートナーズ</b>									
Alfred Berg Administration A/S	デンマーク								S2
Alfred Berg Asset Management AB	スウェーデン	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
Alfred Berg Asset Management AB (デンマーク支店)	デンマーク	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
Alfred Berg Asset Management AB (フィンランド支店)	フィンランド	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
Alfred Berg Asset Management AB (ノルウェー支店)	ノルウェー	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
Alfred Berg Fonder AB	スウェーデン	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
Alfred Berg Fondsmaeglersekskab A/S	デンマーク								S2
Alfred Berg Forvaltning AS	ノルウェー								S4
Alfred Berg Kapitalförvaltning AB	スウェーデン	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
Alfred Berg Kapitalforvaltning AS	ノルウェー	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
Alfred Berg Kapitalforvaltning Finland AB	フィンランド	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
Alfred Berg Rahastoyhtio Oy	フィンランド	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
Arnhem Investment Management Pty Ltd.	オーストラリア								S3
Banco Estado Administradora General de Fondos	チリ	持分法	50.0%	49.1%		持分法*	50.0%	49.1%	V1
BNP Paribas Asset Management SAS	フランス	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Asset Management SAS (オーストリア支店)	オーストリア	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNP Paribas Asset Management Brasil Ltda	ブラジル	連結	100%	99.6%		連結	100%	99.6%	V1
BNP Paribas Asset Management Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Asset Management India Private Ltd.	インド	持分法*	100%	98.3%		持分法*	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Clean Energy Partners GP Ltd.	英国								S2
BNP Paribas Investment Partners	フランス	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Investment Partners Argentina SA	アルゼンチン	持分法*	100%	99.6%	E1				
BNP Paribas Investment Partners Asia Ltd.	香港	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Investment Partners (Australia) Ltd.	オーストラリア	持分法*	100%	98.3%		持分法*	100%	98.3%	V1&D1

**連結の範囲の変更****新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)**

E1	当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法*	支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2	設立		
E3	取得、支配権または重要な影響力の取得		
E4	IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)		

**連結の範囲から除外された事業体(S)**

S1	廃業(解散、清算を含む)	D1	議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2	売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2	90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S3	基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3	これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
S4	合併ならびに資産および負債の全移転	D4	これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)

**議決権持分または所有持分の変動(V)**

V1	追加取得
V2	一部売却
V3	希薄化
V4	割合の増加

**連結のブルデンシャル・スコープ**

(1)	フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社
(2)	ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社
(3)	ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>インベストメント・パートナーズ(続き)</b>									
BNP Paribas Investment Partners (Australia) Holdings Pty Ltd.	オーストラリア	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Investment Partners BE Holding	ベルギー	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Investment Partners Belgium	ベルギー	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Investment Partners Belgium (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNP Paribas Investment Partners Funds (Nederland) NV	オランダ	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Investment Partners Japan Ltd.	日本	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Investment Partners Latam SA	メキシコ	持分法*	99.0%	97.3%		持分法*	99.0%	97.3%	V1
BNP Paribas Investment Partners Luxembourg	ルクセンブルク	連結	99.7%	98.0%		連結	99.7%	98.0%	V1
BNP Paribas Investment Partners Netherlands NV	オランダ	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Investment Partners NL Holding NV	オランダ	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Investment Partners Singapore Ltd.	シンガポール	持分法*	100%	98.3%		持分法*	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Investment Partners Societa di Gestione del Risparmio SPA	イタリア	連結	100%	99.7%		連結	100%	99.7%	V1
BNP Paribas Investment Partners UK Ltd.	英国	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
BNP Paribas Investment Partners USA Holdings Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Capital Partners (旧BNP Paribas Private Equity)	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
CamGestion	フランス	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
Fauchier General Partners Ltd.	ガーンジー								S2
Fauchier Partners Asset Management Ltd.	ガーンジー								S2
Fauchier Partners Corporation	米国								S2
Fauchier Partners International Ltd.	バミューダ								S2
Fauchier Partners Ltd.	英国								S2
Fauchier Partners LLP	英国								S2
Fauchier Partners Management Company Ltd.	英国								S2
Fauchier Partners Management Ltd.	ガーンジー								S2

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡
E2 設立	易連結している関連会社(注1.bを参照)
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	<b>その他</b>
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を
V2 一部売却	用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部
V3 希薄化	連結されているTEBグループ(注2を参照)
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>インベストメント・パートナーズ(続き)</b>									
Fauchier Partners SAS	フランス								S2
Fischer Francis Trees & Watts Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Fischer Francis Trees & Watts UK Ltd.	英国	持分法*	100%	98.3%		持分法*	100%	98.3%	V1
Fund Channel	ルクセンブルク	持分法	50.0%	49.1%		持分法*	50.0%	49.1%	V1
FundQuest Advisor	フランス	持分法*	100%	98.3%		持分法*	100%	98.3%	V1&D1
FundQuest Advisor (英国支店)	英国	持分法*	100%	98.3%		持分法*	100%	98.3%	E2
FundQuest UK Ltd.	英国				S3	持分法*	100%	98.3%	V1&D1
Haitong - Fortis Private Equity Fund Management Co. Ltd.	中国	持分法	33.0%	32.4%		持分法	33.0%	32.4%	V1
HFT Investment Management Co Ltd. (Group)	中国	持分法	49.0%	48.2%		持分法	49.0%	48.2%	V1
PT. BNP Paribas Investment Partners	インドネシア	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
Shinan BNP Paribas Asset Management Co Ltd.	大韓民国	持分法	35.0%	34.4%		持分法	35.0%	34.4%	V1&D3
THEAM	フランス	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	V1
TKB BNP Paribas Investment Partners Holding BV	オランダ	持分法	50.0%	49.1%		持分法	50.0%	49.1%	V1

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡
E2 設立	易連結している関連会社(注1.bを参照)
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	<b>その他</b>
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S1 廃業(解散、清算を含む)	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を
V1 追加取得	用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部
V2 一部売却	連結されているTEBグループ(注2を参照)
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

[前へ](#)      [次へ](#)

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31				
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照	
<b>証券サービス</b>										
BNP Paribas Dealing Services	フランス	連結	(1)	100%	100%					
BNP Paribas Dealing Services (英国支店)	英国	連結	(1)	100%	100%					E2
BNP Paribas Dealing Services Asia Ltd.	香港	連結		100%	100%					
BNP Paribas Financial Services LLC	米国									S3
BNP Paribas Fund Services Australasia Pty Ltd.	オーストラリア	連結		100%	100%					
BNP Paribas Fund Services Australasia Pty Ltd. (ニューージーランド支店)	ニューージーランド	連結		100%	100%					
BNP Paribas Fund Services Dublin Ltd.	アイルランド	持分法*		100%	100%					
BNP Paribas Fund Services France	フランス	連結		100%	100%					
BNP Paribas Fund Services Securities Pty	オーストラリア									S1
BNP Paribas Securities Services - BP2S	フランス	連結	(1)	100%	100%					
BNP Paribas Securities Services - BP2S (オーストラリア支店)	オーストラリア	連結	(1)	100%	100%					
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ベルギー支店)	ベルギー	連結	(1)	100%	100%					
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ドイツ支店)	ドイツ	連結	(1)	100%	100%					
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ギリシャ支店)	ギリシャ	連結	(1)	100%	100%					
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ガーンジー支店)	ガーンジー	連結	(1)	100%	100%					
BNP Paribas Securities Services - BP2S (香港支店)	香港	連結	(1)	100%	100%					
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ハンガリー支店)	ハンガリー	連結	(1)	100%	100%					
BNP Paribas Securities Services - BP2S (アイルランド支店)	アイルランド	連結	(1)	100%	100%					
BNP Paribas Securities Services - BP2S (マン島支店)	マン島					S1				
BNP Paribas Securities Services - BP2S (イタリア支店)	イタリア	連結	(1)	100%	100%					
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ジャージー支店)	ジャージー	連結	(1)	100%	100%					

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>証券サービス(続き)</b>									
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ルクセンブルク支店)	ルクセンブルク	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Securities Services - BP2S (オランダ支店)	オランダ	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ポーランド支店)	ポーランド	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Securities Services - BP2S (シンガポール支店)	シンガポール	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Securities Services - BP2S (スペイン支店)	スペイン	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Securities Services - BP2S (スイス支店)	スイス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Securities Services - BP2S (英国支店)	英国	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Securities Services (Holdings) Ltd.	ジャージー								S4
BNP Paribas Sundaram GSO Private Ltd.	インド	持分法*		51.0%	51.0%	持分法*		51.0%	51.0%
BNP Paribas Trust Company (Guernsey) Ltd.	ガーンジー								S4
<b>不動産サービス</b>									
Asset Partners	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%
Atisreal Netherlands BV	オランダ	連結		100%	100%	連結		100%	100%
Auguste Thouard Expertise	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%
BNP Paribas Immobilier Promotion Immobilier d'Entreprise	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%
BNP Paribas Immobilier Residentiel	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%
BNP Paribas Immobilier Residentiel Promotion Ile de France	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%
BNP Paribas Immobilier Residentiel Residences Services BSA	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%
BNP Paribas Immobilier Residentiel Service Clients	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他の</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>不動産サービス(続き)</b>									
BNP Paribas Immobilier Residentiel Transaction & Conseil	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Immobilier Residentiel V2i	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory & Property Management LLC	アラブ首長国連邦	連結	49.0%	49.0%		連結	49.0%	49.0%	
BNP Paribas Real Estate Advisory & Property Management Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory & Property Management Poland SP ZOO	ポーランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory & Property Management UK Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory Belgium SA	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory Italy SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory Netherlands BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E3
BNP Paribas Real Estate Advisory Spain SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP PB Real Estate Advisory & Property Management Czech Republic SRO	チェコ共和国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP PB Real Estate Advisory & Property Management Hungary Ltd.	ハンガリー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP PB Real Estate Advisory & Property Management Ireland Ltd.	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Consult France	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Consult GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Facilities Management Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Financial Partner	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Holding Benelux SA	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Holding GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Hotels France	フランス	連結	100%	96.5%		連結	100%	96.5%	V1
BNP Paribas Real Estate & Infrastructure Advisory Service Private Ltd.	インド								S2

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>不動産サービス(続き)</b>									
BNP Paribas Real Estate Investment Management	フランス	連結	96.8%	96.8%		連結	96.8%	96.8%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management Belgium	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management Germany GmbH	ドイツ	連結	94.9%	94.9%		連結	94.9%	94.9%	E3
BNP Paribas Real Estate Investment Management Italy	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management Spain SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management UK Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Investment Services	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Italy SRL	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Jersey Ltd.	ジャージー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Developpement Italy SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Developpement UK Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Management Belgium	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Management France SAS	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Management GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Management Italy SRL	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Management Spain SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Transaction France	フランス	連結	96.5%	96.5%		連結	96.5%	96.5%	V1
BNP Paribas Real Estate Valuation France	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他の</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	



会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>不動産サービス(続き)</b>									
F G Ingenierie et Promotion Immobilière	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
European Direct Property Management SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Immobiliere des Bergues	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Meunier Hispania	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Partner's & Services	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Pyrotex GB 1 SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Pyrotex SARL	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
S.C BNP Paribas Real Estate Advisory S.A	ルーマニア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Sesame Conseil SAS	フランス								S4
Siège Issy	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Tasaciones Hipotecarias SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
<b>特別目的会社</b>									
San Basilio 45 SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	E2
Construction-Sale companies	フランス	連結/ 持分法	-	-	D2	連結/ 持分法	-	-	D2&D3
Sviluppo HQ Tiburtina SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	E1
Sviluppo Residenziale Italia SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Via Crespi 26 SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
<b>コーポレートバンキングおよび投資銀行事業</b>									
<b>フランス</b>									
BNP Paribas Arbitrage	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Arbitrage (米国支店)	米国	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Arbitrage (英国支店)	英国	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Equities France	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
Esomet	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%
Laffitte Participation 22	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%
Parifergie	フランス				S3	連結	(1)	100%	100%
Parilease	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
Taitbout Participation 3 SNC	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>ヨーロッパ</b>									
Alpha Murcia Holding BV	オランダ	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	V1
BNP Paribas Arbitrage Issuance BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Bank NV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Commodity Futures Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Emission-und Handel. GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Ireland	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Islamic Issuance BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Net Ltd.	英国	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNP Paribas UK Holdings Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas UK Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Vartry Reinsurance Ltd.	アイルランド	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNP Paribas ZAO	ロシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP PUK Holding Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
FScholten	ベルギー	持分法	50.0%	50.0%	E1				
GreenStars BNP Paribas	ルクセンブルク	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Harewood Holdings Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Hime Holding 1 SA	ルクセンブルク	持分法	26.4%	26.4%		持分法	26.4%	26.4%	E3
Hime Holding 2 SA	ルクセンブルク	持分法	21.0%	21.0%		持分法	21.0%	21.0%	E3
Hime Holding 3 SA	ルクセンブルク	持分法	20.6%	20.6%		持分法	20.6%	20.6%	E3
Landspire Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Paribas Trust Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%		連結	100%	65.9%	V1
SC Nueva Condo Murcia SL	スペイン	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	V1
Utexam Logistics Ltd.	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Utexam Solutions Ltd.	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Verner Investissements (Group)	フランス	持分法	40.0%	50.0%		持分法	40.0%	50.0%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>南北アメリカ</b>									
Banco BNP Paribas Brasil SA	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banexi Holding Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Canada	カナダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Capital Corporation Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Capital Services Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Colombia Corporation Financiera SA	コロンビア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNP Paribas Energy Trading Canada Corp	カナダ	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNP Paribas Energy Trading GP	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Energy Trading Holdings, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Energy Trading LLC	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas FS LLC	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Leasing Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Mortgage Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas North America Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Prime Brokerage Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Prime Brokerage International Ltd.	ケイマン諸島	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas RCC Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Securities Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
CooperNeff Group Inc.	米国								S3
Cronos Holding Company Ltd. (Group)	バミューダ	持分法	30.1%	30.0%		持分法	30.1%	30.0%	V1
FB Transportation Capital LLC	米国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
Fortis Funding LLC	米国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
French American Banking Corporation - F.A.B.C	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
FSI Holdings Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Paribas North America Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Petits Champs Participações e Serviços SA	ブラジル								S4

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>南北アメリカ(続き)</b>									
RFH Ltd.	バミューダ								S2
SDI Media Central Holdings Corp.	米国								S2
Via North America, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
<b>アジア・オセアニア</b>									
ACG Capital Partners Singapore Pte. Ltd	シンガポール	持分法 (3)	50.0%	50.0%		持分法 (3)	50.0%	50.0%	D3
BNP Pacific (Australia) Ltd.	オーストラリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas (China) Ltd.	中国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Arbitrage (Hong Kong) Ltd.	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Capital (Asia Pacific) Ltd.	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Commodities Trading (Shanghai) Co Ltd.	中国	連結	100%	100%	E2				
BNP Paribas Finance (Hong Kong) Ltd.	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas India Holdings Private Ltd.	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas India Solutions Private Ltd.	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Japan Ltd.	日本				S3	連結	100%	100%	
BNP Paribas Malaysia Berhad	マレーシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Principal Investments Japan Ltd.	日本				S3	連結	100%	100%	
BNP Paribas Securities (Asia) Ltd.	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Securities India Private Ltd.	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	V1
BNP Paribas Securities Japan Ltd.	日本	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Securities (Taiwan) Co Ltd.	台湾	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Securities Korea Company Ltd.	大韓民国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Securities (Singapore) Pte Ltd.	シンガポール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SJ Ltd.	香港	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNP Paribas SJ Ltd. (日本支店)	日本	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BPP Holdings Pte Ltd.	シンガポール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
PT Bank BNP Paribas Indonesia	インドネシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
PT BNP Paribas Securities Indonesia	インドネシア	連結	99.0%	99.0%		連結	99.0%	99.0%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他の</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

[前へ](#)[次へ](#)

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>中東</b> BNP Paribas Investment Company KSA	サウジアラビア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
<b>アフリカ</b> BNP Paribas Cadiz Stockbroking	南アフリカ	持分法*	60.0%	60.0%		持分法*	60.0%	60.0%	E1
<b>特別目的会社</b>									
54 Lombard Street Investments Ltd.	英国	連結	-	-		連結	-	-	
Alamo Funding II Inc.	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Alandes BV	オランダ								S3
Alectra Finance PLC	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Alleray SARL	ルクセンブルク	連結	-	-	E1				
Antin Participation 8	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Aquarius Capital Investments Ltd.	アイルランド				S3	連結	-	-	
Aquarius + Investments PLC	アイルランド	連結	-	-	E1				
Astir BV	オランダ				S3	連結	-	-	
Atargatis	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Austin Finance	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas Complex Fundo de Investimento Multimercado	ブラジル								S3
BNP Paribas EQD Brazil Fund Fundo Invest Multimercado	ブラジル	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas Finance Inc.	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas International Finance Dublin	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	E1
BNP Paribas Investments N°1 Ltd.	英国	連結	-	-		連結	-	-	E2
BNP Paribas Investments N°2 Ltd.	英国	連結	-	-		連結	-	-	E2
BNP Paribas Proprietario Fundo de Investimento Multimercado	ブラジル	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Adonis LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Brookfin LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Brookline Cre LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	<b>その他</b>
S1 廃業(解散、清算を含む)	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>特別目的会社(続き)</b>									
BNP Paribas VPG BMC Select LLC	米国				S1	連結	-	-	
BNP Paribas VPG CB LLC (旧BNP Paribas VPG CB Lender LLC)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG CT Holdings LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Freedom Communications LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Lake Butler LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Legacy Cabinets LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Mark IV LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Master LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG SDI Media Holdings LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	E2
BNP Paribas VPG Medianews Group LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG MGM LLC	米国				S1	連結	-	-	
BNP Paribas VPG Modern Luxury Media LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Northstar LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG PCMC LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Reader's Digest Association LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG RHI Holdings LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG SBX Holdings LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Semgroup LLC	米国				S1	連結	-	-	
BNP Paribas VPG Titan Outdoor LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Boug BV	オランダ	連結	-	-		連結	-	-	
Crossen SARL	ルクセンブルク	連結	-	-		連結	-	-	
Compagnie Investissement Italiens SNC	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Compagnie Investissement Opéra SNC	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
European Index Assets BV	オランダ	連結	-	-	E2				
Financière des Italiens	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Financière Paris Haussmann	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Financière Taitbout	フランス	連結	-	-		連結	-	-	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	<b>その他</b>
S1 廃業(解散、清算を含む)	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>特別目的会社(続き)</b>									
Grenache et Cie SNC	ルクセンブルク	連結	-	-		連結	-	-	
Harewood Financing Limited	英国	連結	-	-		連結	-	-	
Harewood Investments N°5 Ltd.	ケイマン諸島								S1
Harewood Investments N°7 Ltd.	ケイマン諸島								S1
Harewood Investment N°8 Ltd.	ケイマン諸島								S1
Leveraged Finance Europe Capital V BV	オランダ	連結	-	-		連結	-	-	
Madison Arbor LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	E2
Marc Finance Ltd.	ケイマン諸島	連結	-	-		連結	-	-	
Matchpoint Finance Public Limited Company	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	E4
Méditerranéa	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Omega Capital Investments PLC	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Omega Capital Europe PLC	アイルランド								S3
Omega Capital Funding Ltd.	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Optichamps	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Participations Opéra	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Renaissance Fund III	日本								S1
Ribera del Loira Arbitrage	スペイン	連結	-	-		連結	-	-	
Royale Neuve I Sarl	ルクセンブルク	連結	-	-		連結	-	-	
Royale Neuve II Sarl	ルクセンブルク								S3
Royale Neuve VI Sarl	ルクセンブルク	連結	-	-		連結	-	-	E1
Royale Neuve VII Sarl	ルクセンブルク								S3
Scaldis Capital (Ireland) Ltd.	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Scaldis Capital Ltd.	ジャージー	連結	-	-		連結	-	-	
Scaldis Capital LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Smalt	ルクセンブルク								S4
Starbird Funding Corporation	米国	連結	-	-		連結	-	-	E4
Tender Option Bond Municipal program	米国	持分法*	-	-		持分法*	-	-	
TCG Fund I, L.P	ケイマン諸島	連結	-	-		連結	-	-	V1
VPG SDI Media LLC	米国	持分法	-	-		持分法	-	-	S2

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他の</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設 / 販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権持分 (%)	所有持分 (%)	参照	連結方法	議決権持分 (%)	所有持分 (%)	参照
<b>その他の業務部門</b>									
<b>プライベート・エクイティ (BNPパリバ・キャピタル)</b>									
Cobema	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Compagnie Financière Ottomane SA	ルクセンブルク	連結	97.0%	97.0%		連結	97.0%	97.0%	V1
Erbe	ベルギー								S2
Fortis Private Equity Belgium NV	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
Fortis Private Equity Expansion Belgium NV	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
Fortis Private Equity France Fund	フランス								S3
Fortis Private Equity Venture Belgium SA	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V1
Gepeco	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
<b>不動産会社(業務に使用される不動産)</b>									
Antin Participation 5	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Ejesur SA	スペイン				S3	持分法*	100%	100%	
Société Immobilière Marché Saint-Honoré	フランス	連結	99.9%	99.9%		連結	99.9%	99.9%	
Société Marloise Participations	フランス								S4
<b>投資会社およびその子会社</b>									
BNL International Investment SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Home Loan SFH	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Méditerranée Innovation & Technologies	モロッコ	連結	100%	96.7%		連結	100%	96.7%	
BNP Paribas Partners for Innovation (Group)	フランス	持分法	50.0%	50.0%		持分法	50.0%	50.0%	
BNP Paribas Public Sector SCF	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNP Paribas SB Re	ルクセンブルク	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Compagnie d'Investissements de Paris - C.I.P	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Financière BNP Paribas	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Financière du Marché Saint Honoré	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
GIE Groupement Auxiliaire de Moyens	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	



会社名	国名	2014/06/30				2013/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
<b>投資会社およびその子会社(続き)</b>									
Le Sphinx Assurances Luxembourg SA	ルクセンブルク	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Omnium de Gestion et de Developpement Immobilier - OGD I	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Plagefin - Placement, Gestion, Finance Holding SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%		連結	100%	65.9%	V1
Sagip	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Société Auxiliaire de Construction Immobilière - SAC I	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Société Orbaisienne de Participations	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
UCB Bail 2	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
UCB Entreprises	フランス				S4	連結 (1)	100%	100%	
<b>特別目的会社</b>									
BNP Paribas Capital Trust LLC 6	米国								S1
BNP Paribas Capital Preferred LLC 6	米国								S1
BNP Paribas US Medium Term Notes Program LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas US Structured Medium Term Notes LLC	米国								S3
Euro Secured Notes Issuer	フランス	連結	-	-	E2				
<b>Klépierre</b>									
Klépierre SA (Group)	フランス	持分法	21.7%	21.6%		持分法	21.7%	21.6%	V2

連結の範囲の変更	
<b>新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)</b>	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
E4 IFRS第10号に従い新たに連結された事業体(注2を参照)	
<b>連結の範囲から除外された事業体(S)</b>	
S1 廃業(解散、清算を含む)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
<b>議決権持分または所有持分の変動(V)</b>	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
<b>その他</b>	
D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更	
D2 90社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、80社は全部連結会社で、10社は持分法適用連結会社である。	
D3 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなった事業体(注2を参照)	
D4 これまでは比例連結されていたがIFRS第11号に従い持分法を用いて連結されることとなり、2013年12月31日現在では全部連結されているTEBグループ(注2を参照)	
<b>連結のブルデンシャル・スコープ</b>	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバSAの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	
(3) ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体	

[前へ](#)[次へ](#)

注6.c 子会社の資本および利益剰余金に対する当グループの持分および少数株主持分の変動

子会社の資本に対する少数株主持分を変動させた内部再編

2014年度上半期中には内部再編は行われなかった。

子会社の資本に対する少数株主持分を変動させた追加持分の取得および持分の一部売却

(単位：百万ユーロ)	2014年度上半期	
	親会社株主帰属	少数株主持分
<b>BNP Paribas Bank Polska SA</b>		
外部投資家がBNP Paribas Bank Polska SAによる増資の全額を引き受けたことに伴うBNPパリバの持分の変動(99.83%から84.94%に減少)	(15)	67
<b>その他</b>	11	(11)
<b>合計</b>	<b>(4)</b>	<b>56</b>

少数株主持分の買戻に対する債務額

当グループは、一部事業体の取得に関連して、少数株主に対して自らの持分を所定の価格で売り付けるという内容のプット・オプションを付与した。株主資本の減少として計上される、これらの債務の総額は、2014年6月30日現在で783百万ユーロ(2013年12月31日現在は773百万ユーロで、この額の内668百万ユーロは、TEBグループの支配権の取得に関連する額)である。

Galleries Lafayette GroupとBNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、2005年より、LaSer Groupを共同支配している。

2012年度末に、Galleries Lafayetteが、この共同支配企業に対する50%の持分をBNPパリバ・パーソナル・ファイナンスへ売却するオプションを行使すると発表した。

BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、2014年7月25日に、Galleries Lafayette Groupが有するLaSerの持分を購入した。

BNPパリバ・グループは、2014年度下半期においてLaSer Groupを全部連結する予定である。

注6.d 企業結合

2014年度上半期に行った関連取引

2014年度上半期中には、重要な企業結合はなかった。

2013年度上半期に行った関連取引

2013年度上半期中には、重要な企業結合はなかった。

## 注6.e 償却原価で計上されている金融商品の公正価値

この注記に記載されている情報の利用および解釈にあたっては、以下の理由により慎重を期さなければならぬ。

- これらの公正価値は2014年6月30日現在の関連商品の価値の見積もりである。当該公正価値は、金利や契約相手先の信用度といった様々なパラメーターの変更により、日々変動する。特に、当該商品の満期到来時における実際の受領額または支払額と大幅に異なる場合がある。多くの場合、公正価値は直ちに実現することを意図されているのではなく、また実際に直ちに実現しない可能性がある。従って、継続企業としてのBNPパリバにとって、公正価値は当該商品の実際の価値を反映するものではない。
- これらの公正価値のほとんどは重要な意味を持たないため、これらの商品を利用する商業銀行業務の管理において考慮されていない。
- 取得原価で計上されている金融商品の公正価値の見積もりには、多くの場合、銀行により異なるモデリング技法、仮説および仮定が必要となる。これはすなわち、様々な銀行により開示されている取得原価で計上されている金融商品の公正価値を比較しても意味がない場合があることを意味している。
- 以下に記載されている公正価値は、ファイナンス・リース取引および非金融商品(有形固定資産、のれん、ならびに要求払預金ポートフォリオや顧客関係に帰属する価値などのその他の無形固定資産)の公正価値は含んでいない。従って、これらの公正価値を、当該商品のBNPパリバ・グループ全体の評価に対する実際の寄与額とみなすべきではない。

(単位：百万ユーロ)	2014年6月30日現在				帳簿価額
	見積公正価値				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
<b>金融資産</b>					
金融機関貸出金および債権(注5.d)		54,078	105	54,183	54,280
顧客貸出金および債権(注5.e) <sup>(1)</sup>	793	58,175	547,931	606,899	598,188
満期保有目的金融資産	10,752		44	10,796	9,609
<b>金融負債</b>					
金融機関預金(注5.d)		85,264		85,264	85,144
顧客預金(注5.e)		573,652		573,652	572,863
負債証券(注5.f)	67,055	125,096		192,151	190,970
劣後債(注5.f)	3,380	8,564		11,944	12,339

(1) ファイナンス・リースは除く

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在 <sup>(1)</sup>				帳簿価額
	見積公正価値				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
<b>金融資産</b>					
金融機関貸出金および債権(注5.d)		57,348	109	57,457	57,545
顧客貸出金および債権(注5.e) <sup>(2)</sup>	3,655	41,587	547,396	592,638	587,258
満期保有目的金融資産	10,861	130	75	11,066	9,881
<b>金融負債</b>					
金融機関預金(注5.d)		84,663		84,663	84,594
顧客預金(注5.e)		554,303		554,303	553,497
負債証券(注5.f)	69,096	119,270		188,366	186,686
劣後債(注5.f)	3,774	7,468		11,242	11,824

(1) IFRS第10号および11号の適用ならびにIAS第32号の改訂に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

(2) ファイナンス・リースは除く

BNPパリバが使用する評価技法および仮定は、償却原価で計上されている金融資産および負債の公正価値を当グループ全体で一貫して測定できることを確実にするものである。公正価値は、利用可能な場合には活発な市場で取引される価格に基づいている。そうでない場合には、貸出金、負債および満期保有目的金融資産の見積将来キャッシュ・フローの割引といった評価技法、あるいは注1「BNPパリバ・グループが適用している重要な会計方針の要約」に記載されているその他の金融商品に関する特定の評価モデルを用いて、公正価値を決定する。公正価値ヒエラルキーレベルに関する説明は、会計原則(注1.c.10)にも記載してある。当初の満期が1年未満の貸出金、負債および満期保有目的金融資産(要求払預金を含む)の場合、公正価値は帳簿価額と一致する。もしくは、ほとんどの規制貯蓄商品の場合も同様である。これらの金融商品は、レベル3に分類される顧客への貸出を除きレベル2に分類される。

#### 注6.f 偶発債務：法的手続および仲裁

BNPパリバSAの子会社であるBNP Paribas El Djazairを含むアルジェリアの銀行および国際銀行数行に対し、国際貿易の融資申請処理に関する管理上の錯誤についての訴訟が提起されている。BNP Paribas El Djazairは、これまで7つの事案で外国為替規則に違反しているとの告発をアルジェリアの裁判所で受けてきた。BNP Paribas El Djazairは、下級裁判所からおよそ200百万ユーロの罰金支払を命じられた。これら訴訟の内、罰金額が最大(150百万ユーロ)の訴訟を含む3件は、その後の上訴によって判決が覆された。その他2件の上訴審では、合計52百万ユーロの罰金額を支持している。いずれの判決も破毀院へ上訴され、アルジェリア法に基づく上訴審の結果が出るまでは、判決の執行が猶予されている。BNP Paribas El Djazairは、実際の損害を一切被っていない政府当局に対する誠実な姿勢を認識してもらうべく、アルジェリアの裁判所で自らの立場を今後とも精力的に弁護していく所存である。

2008年6月27日、イラク共和国は、石油・食料交換(以下「OFF」という。)プログラムに参加している約90の国際企業と、国際連合に代わりOFFプログラム用のアカウントを保有しているBNPパリバを被告とする訴訟をニューヨークにて提起した。訴状では、特に、被告が共謀してOFFプログラムを悪用したため、100億米ドル超の食料、医薬品、および人道支援物資がイラク国民から奪われたという主張がされていた。当該訴状はまた、BNPパリバが、同行や国際連合を拘束する銀行業務契約に基づく忠実義務および約定義務を果たしていない旨も主張していた。当該訴状は、損害賠償を受けられる場合に実損額の3倍相当額を請求することを許している、米国の威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法(以下「RICO法」という。)に基づき訴えを起こしていた。BNPパリバを含む被告は、多くの異なる法的根拠をもとに当該訴え全般の棄却を求めるための活動を開始した。2013年2月6日に、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所が原告の訴えを退けた(すなわち、原告は修正訴状の再提出機会を有さない)。2013年2月15日、イラク共和国は米国第二巡回控訴連邦裁判所に審判請求書を提出した。

当行と特定の子会社は、バーナード・L・マドフ証券投資有限責任会社(以下「BLMIS」という。)の清算のために任命された破産管財人が提起した、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所にて係争中のいくつかの訴訟の被告となっている。「資金回収請求」訴訟として知られているこれらの訴訟は、BLMISの破産管財人が複数の金融機関に対し提起している訴訟と同様の訴訟で、BNPパリバの関連会社が、BLMISから直接またはBNPパリバの関連会社が受益者であるBLMIS関連の「フィーダー・ファンド」を通じて間接的に引き出したと主張されている資金の回収を目的とする訴訟である。BLMISの破産管財人は、BNPパリバの関連会社が引き出したこれらの資金は引き出す必要のなかった資金であり、米国連邦破産法とニューヨーク州法に基づき管財人が回収できる資金であると主張している。管財人がこれらの訴訟を通じて回収したい総額はおよそ13億米ドルである。BNPパリバは、これらの訴訟において十分な根拠に基づく説得力のある抗弁を行えるだけの情報を持っているため、必要な抗弁を積極的に行っていく予定である。

フォルティス・グループ(現Ageas)の再編については、もはやBNPパリバ・フォルティスが当事者となることはないような様々な法的紛争や審理が進行中で、BNPパリバ・フォルティスがBNPパリバ・グループの一員となる前に生じた事象についても様々な法的紛争や審理が進行している。これらの法的紛争の中には、ABNアムロ銀行の買収に関連して2007年10月に完了したフォルティス(現Ageas)の増資と、Ageasによるその後のサブプライム関連エクスポージャーの公表を訴因として、株主から成る原告団が、オランダおよびベルギーにて、(特に)AgeasおよびBNPパリバ・フォルティスに対して提起した訴訟があるが、当行は、これらの法的手続においても積極的に自らの抗弁を主張している。後に裁判所は、Ageasはその公表の管理不行き届きについて責任を負う必要があると判断した。前述の訴訟または審理の結果が、BNPパリバ・フォルティスに影響を及ぼす可能性については無視できない。

かねてより疑惑のあった、外国為替市場取引における不正行為(特に、複数の金融機関が、共謀して、外国為替相場の基準となる指標価格を不正操作していた可能性)について、複数の法域の規制機関および司法機関が、該当する複数の金融機関に対する調査および取り調べに乗り出した。本件については、当行にも、これまでに英国、米国およびアジア太平洋諸国の規制機関および司法機関から情報請求が寄せられている。当行は、前述の調査や取り調べに協力しており、前述の情報請求にも応じている他、外国為替取引に関する独自の内部調査も実施しているが、現状では、前述の調査および法的手続の結果や、これらが当行にもたらす可能性のある影響は推定できない。

当行は、外国為替市場での不正操作について訴えている原告団に代わり、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所に対し2014年3月に提起された共同民事訴訟において、他の金融機関11行とともに被告団の一員となった。原告団は、特に、被告団が共謀して、「WM/ロイター」と呼ばれる指標価格(WMR)を不正操作し、WMRを基礎としている金融商品の取引関係者である原告団に損失を負わせたと主張しており、制定法、損害賠償関連法、宣言法および差止めによる救済に関する法が認めている、米国連邦および州の不正競争防止法に基づく請求、不当利得返還請求、実質的損害の賠償請求および3倍額損害賠償請求を提起している。本件については、当行と他の共同被告が原告団の訴えの棄却を申し立てたため、現状では、この申立ての審理が行われている。当行は、原告団の訴えに対し、訴訟にて精力的に異議を唱える予定である。

[前へ](#)

## 2 【その他】

### (1) 決算日後の状況

該当事項なし。

### (2) 訴訟

連結中間財務書類の注3.gおよび注6.fを参照。

## 3 【フランスと日本における会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載の当グループの中間連結財務書類はIFRSに準拠して作成されている。これらは日本における会計原則と特定の項目において相違している。これらの相違は、主として次の項目に関連している。

### (1) 企業結合

IFRSでは、企業結合はパーチェス法を用いて会計処理される。パーチェス法では、被取得会社の識別可能な資産および引受けた負債は、買収日の公正価値で測定される。企業結合に直接帰属する費用は個別取引に伴う費用として取り扱われ、損益計算書を通じて認識される。

のれんとは、企業結合の取得原価と、被取得会社の識別可能な資産および負債の取得日現在の公正価値純額に対する取得会社の持分との差額である。正ののれんは取得企業の貸借対照表で認識され、負ののれんは取得日に即時に損益計算書で認識される。当グループは、のれんの価値の減損について定期的にテストしている。

少数株主持分は、被取得会社の識別可能な資産および負債の公正価値に対する取得会社の持分で測定されるが、当グループは、各企業結合に係る少数株主持分を公正価値で測定することを選択でき、その場合にはのれんの一定割合が少数株主持分へ配賦される。当グループがこれまでに後者の選択を行ったことはない。

日本基準では、企業結合に関する会計処理について、「企業結合に関する会計基準」が適用されている。同基準では、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合について、パーチェス法のみ認められている。取得に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められるものは取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の費用として処理される。なお、2015年4月1日以後開始する連結年度の期首より、改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」が適用となり、取得の対価性が認められるものについても発生時の費用として処理されることとなる。

のれんは20年を超えない期間で償却され、「固定資産の減損に係る会計基準」により減損テストが実施される。

被取得企業の少数株主持分は、支配獲得日における子会社の識別可能純資産の公正価値のうち、少数株主持分割合の金額で算定する方法（全面時価評価法）が採られている。

## (2) 有価証券

IFRSに従い、当グループは保有する有価証券を「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」、「貸出金および債権」、「満期保有目的金融資産」および「売却可能金融資産」の4つに分類している。

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」は、決算日の公正価値で測定される。公正価値の変動（固定利付証券の未収利息を除く）は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益 / 損失」に、変動利付証券の配当や実現処分損益と共に計上される。

「貸出金および債権」は償却原価で測定される。利息および取引費用に加えて貸出金の当初の価値に含まれる手数料類から構成される貸出金に係る収益は、実効金利法で計算され、貸出金の期間にわたって損益計算書に計上される。

「満期保有目的金融資産」は実効金利法により償却原価で計上されるが、この場合にはプレミアムとディスカウント（資産の購入価格と償還価値の差額に該当する）、また（重要な場合には）取得付随費用が組み込まれる。

「満期保有目的金融資産」によって稼得した収益は、損益計算書の「受取利息」に含まれる。

売却可能金融資産とは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」、「満期保有目的金融資産」または「貸出金および債権」のいずれかに分類されるもの以外の固定利付証券および変動利付証券である。売却可能金融資産は決算日に公正価値で再測定され、（未収利息を除く）公正価値の変動は、株主資本の独立勘定に表示される。

日本においては、有価証券は「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式及び関連会社株式」「その他有価証券」に分類される。期末評価は、原則として「売買目的有価証券」は時価で、「満期保有目的の債券」は償却原価法で、「子会社株式及び関連会社株式」は取得原価で、「その他有価証券」は時価で評価される。

## (3) 固定資産

IFRSの下では、有形固定資産および無形固定資産は、当初、購入価格に直接的付随費用を加えた額で認識されるが、建設または改装に長い期間を要する場合には、資産が利用可能になるまでの間の借入金利息も取得原価に算入される。

日本では、固定資産の当初測定時に、資産が利用可能になるまでの間の借入金利息は資産計上されない。このような費用は通常発生時に費用計上される。

## (4) 従業員給付

IFRSに従い、当グループは、従業員給付の退職後給付（確定給付制度）について認識される負債純額として、確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値の差額を計上している。確定給付債務(資産)純額の再測定結果は、その他の包括利益に認識され、損益へ再分類されることはない。

日本では、未認識数理計算上の差異は、原則として平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。

なお、日本の退職給付会計基準では、原則として2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る連結財務諸表から、数理計算上の差異は純資産の部で即時認識される。



#### (5) 資産の減損

IFRSに従い、減損の兆候がある場合には、当該資産の新たな回収可能価額と帳簿価額を比較する。資産の減損が発見された場合、減損損失が損益計算書で認識される。この損失は、見積回収可能価額に変更があった場合、あるいは減損の兆候がなくなった場合に戻し入れが行われる。

日本では、固定資産の減損に関する会計基準として、「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準では、長期性資産の割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻し入れは禁止されている。

#### (6) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号「金融商品の認識と測定」に従って、一般に、以下のヘッジが認められている。

##### (1) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ関係におけるデリバティブは、貸借対照表において公正価値で再測定され、公正価値の変動は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益/損失」に認識され、その対となる会計処理としてヘッジ対象がヘッジリスクを反映するよう再測定される。

##### (2) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表にて公正価値で測定され、公正価値の変動額は株主資本の「未実現または繰延利益/(損失)」に独立して計上される。ヘッジ期間を通じて株主資本に計上される金額は、ヘッジ対象からのキャッシュ・フローが損益に影響を与える時点で損益計算書の「正味受取利息」に振替られる。

日本においては、原則として、ヘッジ手段の公正価値の変動は、対応するヘッジ対象項目に係る損益が認識されるまで、純資産の部において繰り延べられる(「繰延ヘッジ」)。これは公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジの両方に適用される。一部の金利スワップに関して特例処理が認められており、ヘッジ関係が完全に有効であると仮定することができる。

#### (7) 金融資産の消滅の認識

IFRSに従い、当グループは、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当グループが当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利および当該金融資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合、金融資産の全部または一部の認識を中止する。こうした条件が満たされない限り、当グループは当該資産を貸借対照表上に残し、当該資産の移転により生じる債務について負債を認識する。

日本においては、金融資産の消滅は、(a)譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b)譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c)譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻す権利および義務を実質的に有していない場合に認識される。

#### (8) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従って、有給休暇引当金を計上することが要求されている。

日本においては特に規定はなく、日本の実務慣行において有給休暇引当金が計上されるケースはほとんど見受けられない。

## 第7 【外国為替相場の推移】

ユーロと日本円の為替相場は、当該半期中において、日本国内で発行されている2紙以上の日刊新聞紙に掲載されているため、本項の記載を省略する。

## 第8 【提出会社の参考情報】

当社が最近事業年度の開始日から本書提出日までの間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類およびその提出年月日は、以下のとおりである。

書類名	提出年月日
(イ) 有価証券報告書 有価証券報告書およびその添付書類 (平成25年1月1日から平成25年12月31日)	平成26年6月2日関東財務局長に提出
(ロ) 有価証券報告書の訂正報告書 上記(イ)の有価証券報告書の訂正報告書	平成26年9月1日関東財務局長に提出
(ハ) 臨時報告書 臨時報告書およびその添付書類 (金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書)	平成26年7月11日関東財務局長に提出
(ニ) 発行登録書 (1) 発行登録書およびその添付書類(社債の売出し) (2) 発行登録書およびその添付書類(社債の募集)	平成26年3月14日関東財務局長に提出 平成26年3月14日関東財務局長に提出
(ホ) 訂正発行登録書 (1) 平成24年8月16日関東財務局長に提出した発行登録書(社債の売出し)の訂正発行登録書 (2) 平成26年3月14日関東財務局長に提出した発行登録書(社債の売出し)の訂正発行登録書	平成26年1月31日および平成26年2月5日関東財務局長に提出 平成26年3月27日、平成26年3月31日、平成26年4月7日、平成26年4月7日、平成26年4月21日、平成26年4月23日、平成26年6月2日、平成26年7月11日、平成26年8月1日、平成26年8月19日、平成26年8月27日、平成26年8月27日、平成26年8月27日、平成26年8月27日、平成26年9月1日および平成26年9月1日関東財務局長に提出
(3) 平成26年3月14日関東財務局長に提出した発行登録書(社債の募集)の訂正発行登録書	平成26年6月2日、平成26年7月11日および平成26年9月1日関東財務局長に提出



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

## 第2 【保証会社以外の会社の情報】

### 第2の1 株式会社日立製作所

#### 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

##### (1) 当該会社の名称および住所

株式会社日立製作所

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

##### (2) 理由

発行会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2016年2月8日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン 円建社債（株式会社日立製作所）	2014年2月6日 (ロンドン時間)	500,000,000円	無

##### (3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(平成26年8月8日現在)		
	普通株式	4,833,463,387株	東京、名古屋	単元株式数は 1,000株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成25年4月1日 平成26年6月20日  
 (第145期) 至 平成26年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 平成26年4月1日 平成26年8月8日  
 (第146期中) 至 平成26年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月23日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし。

なお、上記は、平成26年9月19日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

第2の2 住友化学株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

住友化学株式会社  
 東京都中央区新川二丁目27番1号

(2) 理由

発行会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭(もしあれば)の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015年1月30日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債 (対象株式:住友化学株式会社 普通株式)	2014年1月29日 (ロンドン時間)	870,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(平成26年8月8日現在)		
	普通株式	1,655,446,177株	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 1,000株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成25年4月1日 平成26年6月24日  
 (第133期) 至 平成26年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 平成26年4月1日 平成26年8月8日  
 (第134期中) 至 平成26年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月25日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし。

なお、上記は、平成26年9月19日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の3 富士フィルムホールディングス株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

富士フィルムホールディングス株式会社  
 東京都港区西麻布二丁目26番30号



(2) 理由

発行会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015年1月30日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債 (対象株式：富士フィルムホールディングス株式会社 普通株式)	2014年1月29日 (ロンドン時間)	1,020,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(平成26年8月14日現在)		
	普通株式	514,625,728株	東京・名古屋の各証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成25年4月1日 平成26年6月30日  
 (第118期) 至 平成26年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 平成26年4月1日 平成26年8月14日  
 (第119期中) 至 平成26年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし。

なお、上記は、平成26年9月19日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

第2の4 ソフトバンク株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

ソフトバンク株式会社  
 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(2) 理由

発行会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015年1月30日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債 (対象株式：ソフトバンク株式会社 普通株式)	2014年1月29日 (ロンドン時間)	1,610,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(平成26年8月11日現在)		
発行済株式	普通株式	1,200,660,365株	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。単元株式数は、100株である。

(注) 平成26年8月11日現在の発行済株式数の欄には、平成26年8月1日から平成26年8月11日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成25年4月1日 平成26年6月20日  
 (第34期) 至 平成26年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 平成26年4月1日 平成26年8月11日  
 (第35期中) 至 平成26年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月23日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

訂正報告書(上記イ記載の有価証券報告書の訂正報告書)を平成26年8月19日に、関東財務局長に提出

なお、上記は、平成26年9月19日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の5 富士通株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

富士通株式会社  
 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

(2) 理由

発行会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭(もしあれば)の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2017年4月25日満期 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 対象株式(富士通株式会社)	2014年4月24日 (ロンドン時間)	326,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(平成26年8月12日現在)		
	普通株式	2,070,018,213株	東京・名古屋各市場第一部	単元株式数 1,000株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成25年4月1日 平成26年6月23日  
 (第114期) 至 平成26年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 平成26年4月1日 平成26年8月12日  
 (第115期中) 至 平成26年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月24日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

該当事項なし。

なお、上記は、平成26年9月19日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

第2の6 KDDI株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

KDDI株式会社  
 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(2) 理由

発行会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015年4月28日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債 (対象株式：KDDI株式会社 普通株式)	2014年4月25日 (ロンドン時間)	580,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(平成26年8月5日現在)		
	普通株式	896,963,600株	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成25年4月1日 平成26年6月19日  
 (第30期) 至 平成26年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 平成26年4月1日 平成26年8月5日  
 (第31期中) 至 平成26年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月24日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

該当事項なし。

なお、上記は、平成26年9月19日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の7 野村アセットマネジメント株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 対象ETIの運用会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社  
 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 理由

発行会社は、一定の日における対象ETIである日経225連動型上場投資信託の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、確定口数のETI受益権および/または差額調整金(もしあれば)の交付により償還され、また対象ETIの水準に従い早期償還の有無が決定される指数連動円建社債を下記のとおり発行しており、対象ETIに関する情報は、提出会社が発行している指数連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2019年5月28日満期 日経225ETF償還条項 期限前償還条項 ノックイン条 項付 日経平均株価連動 円建社債	2014年5月27日 (ロンドン時間)	405,000,000円	無

(3) 対象ETIの内容

種類	受益権残存口数	上場金融商品取引所
証券投資信託の受益権	114,664,897口 (平成26年1月8日現在)	株式会社東京証券取引所

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) ETI受益権に関して当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成24年7月9日 平成25年9月26日  
 (第12期) 至 平成25年7月8日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

半期報告書

事業年度 自 平成25年7月9日 平成26年3月27日  
 (第13期中) 至 平成26年1月8日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 該当事項なし。

ニ 訂正報告書 該当事項なし。

なお、上記は、平成26年9月19日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の8 株式会社安川電機

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社安川電機  
 北九州市八幡西区黒崎城石2番1号

(2) 理由

発行会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015年8月27日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債 (対象株式：株式会社安川電機 普通株式)	2014年8月28日 (ロンドン時間)	890,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(平成26年8月1日現在)		
	普通株式	252,331,938株	東京証券取引所市場第一部、 福岡証券取引所	単元株式数 100株

(注) 当該会社は、平成26年3月21日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更した。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成25年3月21日 平成26年6月19日  
 (第98期) 至 平成26年3月20日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 平成26年3月21日 平成26年8月1日  
 (第99期中) 至 平成26年6月20日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月20日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

訂正報告書（上記イ記載の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年7月23日に、関東財務局長に提出

なお、上記は、平成26年9月19日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社安川電機東京支社	東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー
株式会社安川電機大阪支店	大阪市北区堂島二丁目4番27号 新藤田ビル
株式会社安川電機名古屋支店	名古屋市中村区名駅三丁目25番9号 堀内ビル
株式会社安川電機九州支店	福岡市中央区天神四丁目1番1号 第7明星ビル
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

第2の9 日野自動車株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

日野自動車株式会社  
 東京都日野市日野台3丁目1番地1

(2) 理由

発行会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015年8月27日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債 (対象株式：日野自動車株式会社 普通株式)	2014年8月28日 (ロンドン時間)	1,400,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(平成26年7月31日現在)		
	普通株式	574,580,850株	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株



2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成25年4月1日 平成26年6月20日  
 (第102期) 至 平成26年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 平成26年4月1日 平成26年7月31日  
 (第103期中) 至 平成26年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月23日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし。

なお、上記は、平成26年9月19日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄3丁目8番20号

第2の10 東京建物株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

東京建物株式会社  
 東京都中央区八重洲一丁目9番9号

(2) 理由

発行会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭(もしあれば)の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015年8月27日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債 (対象株式: 東京建物株式会社 普通株式)	2014年8月28日 (ロンドン時間)	430,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(平成26年8月13日現在)		
	普通株式	433,059,168株	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成25年1月1日 平成26年3月28日  
 (第196期) 至 平成25年12月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 平成26年4月1日 平成26年8月13日  
 (第197期中) 至 平成26年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年4月1日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成26年4月3日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

該当事項なし。

なお、上記は、平成26年9月19日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
東京建物株式会社 関西支店	大阪市中央区本町三丁目4番8号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の11 セイコーエプソン株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

セイコーエプソン株式会社  
 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(2) 理由

発行会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される参照株式株価連動円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している参照株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2016年9月26日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 (セイコーエプソン株式会社)	2014年9月25日 (ロンドン時間)	600,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(平成26年8月8日現在)		
	普通株式	199,817,389株	東京証券取引所市場第一部	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 平成25年4月1日 平成26年6月25日  
 (第72期) 至 平成26年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 平成26年4月1日 平成26年8月8日  
 (第73期中) 至 平成26年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月27日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

該当事項なし。

なお、上記は、平成26年9月19日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

### 第3 【指数等の情報】

#### 1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

##### (1) 理由

提出会社は、下記のとおり、利率、満期償還額および早期償還の有無が日経平均株価の水準により決定される社債を発行しているため、日経平均株価(日経225指数)に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日 (ロンドン時間)	売価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2019年1月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2014年1月30日	1,275,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2017年2月10日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動デジ タルクーポン円建社債	2014年2月10日	300,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2017年4月25日満期 期限前償還条項(トリガーステップダウン) ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社債	2014年4月24日	1,900,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015年4月28日満期 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2014年4月25日	1,850,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015年6月1日満期 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2014年5月29日	2,450,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2017年9月1日満期 期限前償還条項(トリガーステップダウン) ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社債	2014年8月29日	1,150,000,000円	無

(2) 内容

日経平均株価(日経225指数)は、選択された日本株式構成銘柄の価格の推移を示すために、日本経済新聞社が計算し公表した株価指数である。指数は、現在、株式会社東京証券取引所に上場する225の株式銘柄に基づいており、広範な日本の業種を反映している。225種の全銘柄は、株式会社東京証券取引所の第一部に上場されているものである。

2 【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移

(単位：円)

最近5年間の年度別 最高・最低株価	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	
	最高	10,639.71	11,339.30	10,857.53	10,395.18	16,291.31	
	最低	7,054.98	8,824.06	8,160.01	8,295.63	10,486.99	
当該中間会計期間に おける月別最高・最低株価	月別	2014年1月	2014年2月	2014年3月	2014年4月	2014年5月	2014年6月
	最高	16,121.45	15,051.60	15,274.07	15,071.88	14,681.72	15,376.24
	最低	14,914.53	14,008.47	14,224.23	13,910.16	14,006.44	14,933.29

出所：ブルームバーグ・エルピー